

至学館大学短期大学部  
点検・評価報告書

2014（平成26）年5月1日

## 目 次

序 章	1
本 章	
<b>第1章 理念・目的</b>	
1. 現状の説明	3
(1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか	3
<1>短期大学部全体	
(2) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか	4
(3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	4
2. 点検・評価	4
① 効果が上がっている事項	5
② 改善すべき事項	5
3. 将来に向けた発展方策	5
① 効果が上がっている事項	5
② 改善すべき事項	5
4. 根拠資料	5
<b>第2章 教育研究組織</b>	
1. 現状の説明	6
(1) 短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか	6
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか	6
2. 点検・評価	7
① 効果が上がっている事項	7
② 改善すべき事項	7
3. 将来に向けた発展方策	7
① 効果が上がっている事項	7
② 改善すべき事項	7
4. 根拠資料	7
<b>第3章 教員・教員組織</b>	
1. 現状の説明	9
(1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか	9
(2) 学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	9
(3) 教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか	11
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	12
(5) 短期大学と併設大学との関係は適切であるか	13

2. 点検・評価	14
① 効果が上がっている事項	14
② 改善すべき事項	15
3. 将来に向けた発展方策	15
① 効果が上がっている事項	15
② 改善すべき事項	15
4. 根拠資料	15

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明	17
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	17
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	18
<1>体育学科	
<2>専攻科	
(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員 (教職員及び学生等)に周知し、社会に公表しているか	20
(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について 定期的に検証を行っているか	21
2. 点検・評価	21
① 効果が上がっている事項	21
② 改善すべき事項	21
3. 将来に向けた発展方策	21
① 効果が上がっている事項	21
② 改善すべき事項	21
4. 根拠資料	22

### 第2節 教育課程、教育内容

1. 現状の説明	23
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を 体系的に編成しているか	23
<1>体育学科	
<2>専攻科	
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供して いるか	24
2. 点検・評価	25
① 効果が上がっている事項	25
② 改善すべき事項	25
3. 将来に向けた発展方策	26
① 効果が上がっている事項	26

② 改善すべき事項	26
4. 根拠資料	26

### 第3節 教育方法

1. 現状の説明	27
(1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか	27
<1>短期大学部全体	
<2>体育学科	
<3>専攻科	
(2) シラバスに基づいて授業を展開しているか	28
(3) 成績評価及び単位認定を適切に行っているか	29
2. 点検・評価	30
① 効果が上がっている事項	30
② 改善すべき事項	30
3. 将来に向けた発展方策	31
① 効果が上がっている事項	31
② 改善すべき事項	31
4. 根拠資料	31

### 第4節 成果

1. 現状の説明	32
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか	32
<1>体育学科	
<2>専攻科	
(2) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	35
(3) 学位授与（卒業・修了認定）を適切に行っているか	36
2. 点検・評価	36
① 効果が上がっている事項	36
② 改善すべき事項	37
3. 将来に向けた発展方策	37
① 効果が上がっている事項	37
② 改善すべき事項	37
4. 根拠資料	37

### 第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明	38
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	38
<1>短期大学部全体	
<2>体育学科	

<3>専攻科	
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか	40
<1>短期大学部全体・体育学科	
<2>専攻科	
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	41
<1>短期大学部全体・体育学科	
<2>専攻科	
(4) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか	42
<1>短期大学部全体・体育学科	
<2>専攻科	
<b>2. 点検・評価</b>	43
① 効果が上がっている事項	44
② 改善すべき事項	44
<b>3. 将来に向けた発展方策</b>	44
① 効果が上がっている事項	44
② 改善すべき事項	44
<b>4. 根拠資料</b>	45

## 第6章 学生支援

<b>1. 現状の説明</b>	46
(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか	46
(2) 学生への修学支援を適切に行っているか	46
(3) 学生の生活支援を適切に行っているか	47
(4) 学生の進路支援を適切に行っているか	49
(5) 学生支援の体制と検証プロセスについて	49
<b>2. 点検・評価</b>	50
① 効果が上がっている事項	50
② 改善すべき事項	51
<b>3. 将来に向けた発展方策</b>	51
① 効果が上がっている事項	51
② 改善すべき事項	51
<b>4. 根拠資料</b>	51

## 第7章 教育研究等環境

<b>1. 現状の説明</b>	53
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか	53

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか	53
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか	54
(4) 教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか	57
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか	58
(6) 教育研究等環境の適切性とその検証システムについて	59
<b>2. 点検・評価</b>	59
① 効果が上がっている事項	59
② 改善すべき事項	60
<b>3. 将来に向けた発展方策</b>	60
① 効果が上がっている事項	60
② 改善すべき事項	61
<b>4. 根拠資料</b>	61

## 第8章 社会連携・社会貢献

<b>1. 現状の説明</b>	63
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか	63
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか	63
<b>2. 点検・評価</b>	64
① 効果が上がっている事項	65
② 改善すべき事項	65
<b>3. 将来に向けた発展方策</b>	65
① 効果が上がっている事項	65
② 改善すべき事項	65
<b>4. 根拠資料</b>	65

## 第9章 管理運営・財務

### 第1節 管理運営

<b>1. 現状の説明</b>	67
(1) 短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか	67
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか	68
(3) 短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか	69
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか	70
<b>2. 点検・評価</b>	70
① 効果が上がっている事項	71
② 改善すべき事項	71
<b>3. 将来に向けた発展方策</b>	72
① 効果が上がっている事項	72
② 改善すべき事項	72
<b>4. 根拠資料</b>	72

## 第2節 財務

1. 現状の説明	74
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか	74
(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか	75
2. 点検・評価	76
① 効果が上がっている事項	77
② 改善すべき事項	77
3. 将来に向けた発展方策	78
① 効果が上がっている事項	78
② 改善すべき事項	78
4. 根拠資料	79

## 第10章 内部質保証

1. 現状の説明	80
(1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか	80
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか	80
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか	82
2. 点検・評価	82
① 効果が上がっている事項	83
② 改善すべき事項	83
3. 将来に向けた発展方策	83
① 効果が上がっている事項	83
② 改善すべき事項	83
4. 根拠資料	83

## 第11章 特色ある取り組み

1. 現状の説明	84
2. 点検・評価	84
① 効果が上がっている事項	84
② 改善すべき事項	85
3. 将来に向けた発展方策	85
① 効果が上がっている事項	85
② 改善すべき事項	85
4. 根拠資料	85
終章	86

## 序 章

### 1. 至学館大学短期大学部における自己点検・評価の目的とその実施体制について

短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を主な目的としているが、そのためには不断に大学と社会の活動全般を検証しながら、短期大学としてふさわしい教育・研究水準の維持・向上と、社会の発展のために資するという責務を負っている。

本学（至学館大学短期大学部）における自己点検・評価の目的は、「教育理念・目標の適切性と、それに基づく教育・研究活動等の実践状況とその成果についての検証・評価を行い、高等教育機関としての質を保証する」とともに、改善・向上への取り組みを広く社会に公表していくことである。

本学では、これまで平成5年に設置された「自己啓発委員会」を中心に、平成7年にはその下部組織として「自己点検・評価実施委員会」を設置して点検・評価を行ってきた。平成24年度には「自己啓発委員会規程」及び「自己点検・評価実施委員会規程」の全面的な改正を行い、平成25年4月からはこの改正規程の下に実施している。

主な改正点は、「自己啓発委員会規程」に外部有識者（大学運営＜教学＞、教育成果、財務・管理分野各1名）を加えた点検・評価に関する条項を規定したことと、「自己点検・評価実施委員会規程」では、その目的と任務及び年間スケジュールを明確にするとともに、新しく下部組織として9の点検・作業部会を設置して「計画・実施及び運用・点検・改善」のいわゆるPDCAサイクルに基づいて毎年度実施するという本学の「内部質保証を図るための短期大学部運営システム」を構築したことである。その詳細については第10章で述べる。

### 2. 前回の大学基準協会による認証評価後における至学館大学短期大学部（旧・中京女子大学短期大学部）の抜本的改革について

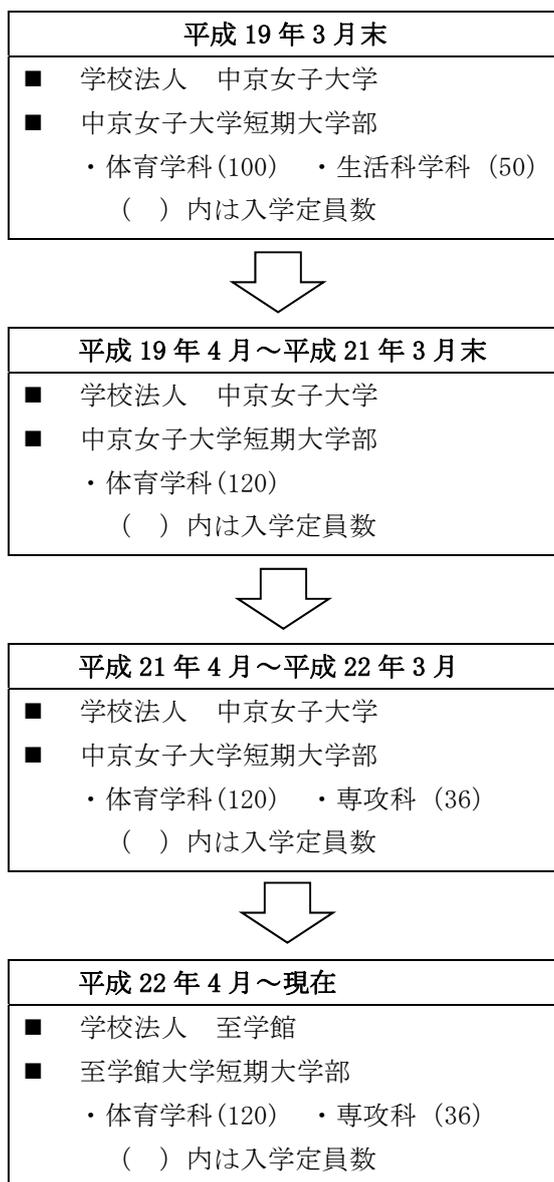
本学では、平成20年度に大学基準協会が示した15の評価項目についての自己点検・評価を行い、同協会による第1回目の認証評価を受けて「短期大学基準に適合している」と認定されたが、その際、8項目の助言と3項目の勧告を受けた。

一方、本学では併設の中京女子大学（現至学館大学）と合同で平成19年度から「自己啓発委員会」に加えて新たに理事・教職員で構成された「将来構想検討委員会」が中心となり、大学の名称変更や教育・研究組織の再編を含む抜本的な改革に取り組んできた。

その結果、本学が高等教育機関としての教育・研究と社会への責任を果たしていくためには、強固な経営基盤の確立を図るとともに、社会的なニーズとこれまでの伝統と実績を活かしてより個性化・特色化を図る必要があるとの結論に達し、平成19年度から平成22年度にかけて以下のような改革を行った。

- ① 平成19年度から、これまで恒常的に極端な定員割れが続いていた「生活科学科」の学生募集を停止し、「体育学科」の1学科として入学定員を100名から120名に変更した。
- ② 平成21年度から、アスレティックトレーナー養成のための専攻科(定員36名・修業年限1年)を開設した。

- ③ 女子大学としてこれまで培ってきた「競争」より「共生・協働」の理念を更に発展・向上させていくためには、女性と男性が共に学び、共に実践する教育を行うことが必要であるとの結論に達し、平成22年度から「男女共学」に移行するとともに、大学の名称も「中京女子大学短期大学部」から「至学館大学短期大学部」に変更した（法人名とともに併設の大学名も同時に変更）。



## 第1章 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### (1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

##### <1>短期大学部全体

本学は、故内木玉枝先生によって明治38年(1905)に『健全で円満な女性の育成』という建学の理念の基に創立された内木学園中京裁縫女学校を前身とするが、その後、大正11年(1922)には中京高等女学校家事体操専攻科、昭和25年(1950)には中京女子短期大学(体育科、家政科)を設置し、昭和40年(1965)に中京女子大学短期大学部に名称変更した。その後、昭和50年(1975)に中京女子大学短期大学部体育科・家政科を体育学科・家政学科に名称変更し、さらに、昭和63年(1988)には家政学科を生活科学科に名称変更した。

また、平成20年度の大学基準協会における第1回目の認証評価を機に、本学園の教育事業についても社会的なニーズや時代背景を踏まえて改めてその在り方を見つめ直した結果、前述(序章)したような大学名称の変更とともに、教育研究組織の再編を行った。

これに伴い、本学園の建学の理念を新たに『人間力の涵養』として引き継ぎ、本学の教育理念も『人間力の形成』とした(資料1-1)。

本学における「人間力」とは、「健康力」、「知的視力」、「社会力」、「自己形成力」及び「当事者力」の5つの力で構成されるものと定義し、これら5つの力を乗じ、総合的に応用・展開することができてはじめて真の「人間力」であるものとする。

「健康力」とは、人間として行動するあらゆる場面において心身とともに社会(環境)的な健康について管理・保全ができる力をいう。心身ともに健全な人間の形成を図るものである。

「知的視力」とは、広い視野でものごとの本質を動的かつ構造的に深く捉え、的確に見極めることができる総合的な判断力をいう。鋭い着眼力と論理的知性をもった説得力、リーダーシップなどを備えた実行力のある人間の形成を図るものである。

「社会力」とは、人と人のつながりの中でより良い社会を形成し、その運営や改善・改革に積極的に関わることができる力をいう。主体的により良い社会をつくっていくためのコミュニケーション能力や統合力のある人間の形成を図るものである。

「自己形成力」とは、健全な社会人を目指して自己を磨き、積極的なチャレンジ精神と向上心をもってより良い社会をつくろうとする力をいう。人間としての生き方を自覚し、主体性をもった学習や生活による目標の実現を目指して、常に自分自身を成長させることのできる人間の形成を図るものである。

「当事者力」とは、何事も自分自身と関連づけ、状況を把握し、主体的に展開することができる力をいう。様々な事象を自らの問題として捉え、能動的な思考と行動をとることができる人間の形成を図るものである。

すなわち、「真理と正義にもとづく価値観と倫理観をもち、広い視野と科学的な知識にもとづいた自己実現と人々の幸福のために寄与・貢献できる人間力の形成」である。

具体的な教育目標は、『主体的な発想のもと、心身ともに健全でたくましく、「生きる」、「行動力」、「仲間愛」に溢れ、そして諦めないで何ごとにも「チャレンジする精神」をもった学生をひとりでも多く育てる』ことである。

上記、本学の理念・目標を達成するために、体育学科及び専攻科がそれぞれ次の教育目標を設定している。

## ① 体育学科

豊かな人間性ととともに、体育及びスポーツ・運動の指導者としての専門的な知識と実践力を身につけ、人々の健康実現に寄与・貢献できる人間力の育成である。

## ② 専攻科

豊かな人間性ととともに、アスレティックトレーナーに関する高度な専門知識と実践力を身につけ、人々の健康実現に寄与・貢献できる人間力の育成である。

### (2) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

本学の教育理念・目標と体育学科及び専攻科の教育目標は、教員に対しては教授会や新任教員研修会等において、事務職員に対しては経営管理局長を通してそれぞれ周知している。また、学生に対しては、至学館大学短期大学部学則及び教学の手引に明記して、新入生には毎年4月に実施される新入生オリエンテーション時に、在学生には年度末（3月）に実施される新2年次向けのガイダンス時に周知・徹底している（資料1-2 第1条、1-3 p.1~2、1-4）。また、受験生や保護者及び学外者に対しては、大学案内や本学ホームページ（以後、「本学HP」と略す。）に掲載して公表している（資料1-5 p.2、p.40）。

そのほか、業者主催の大学展や大学独自の入試説明会、高校訪問、オープンキャンパス等において、本学の教員や担当職員が直接受験生や保護者及び高校関係者に対して説明し、周知・徹底を図っている。

### (3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学の教育理念・目標と体育学科及び専攻科の教育目標等についての適切性は、「自己啓発委員会」が中心となって定期的に検証を行っており、前述(序章)した平成22年度の抜本的改革のために時限的に設置された「将来構想検討委員会」等との合同審議が行われたのは特別なケースである。

日常的には、本学の教学、研究活動の様々な課題への対応や、学科及び専攻科の設置・変更・廃止等を含む中長期計画の立案等の重要事項を審議するために理事長、学長の補佐機関として設置された「運営協議会」と上記の「自己啓発委員会」が連携して、短期大学・学科・専攻科等の理念・目的等の適切性についても定期的な検証を行っている（資料1-6）。

運営協議会は、理事長、副理事長、教学担当理事、学長、副学長、研究科長、大学及び短期大学の学部長、経営管理局長、経営管理局次長、その他、理事長又は学長が必要と認める者によって構成されている（資料1-7）。

検証の結果、改善・改革が必要な場合は、具体案を教授会に諮って慎重に審議したのち、最終的には理事会で審議・決定されている（資料1-8）。

## 2. 点検・評価

### ●基準1の充足状況

本学の教育理念及び教育目標は、前述(p.3)したように平成20年度の第1回目の認証評価後に学園全体の抜本的な改革を行った際に改めて見直したものである。これは創立時の『健全で

円満な女性の育成』という建学の理念を、『心身ともに健全でたくましく、英知と創造性を持って人生を積極的に生きる人間の育成』として引き継ぎ、そして『人間力の形成』として、本学のこれまでの伝統と実績を引き継ぎながら発展的に改めたものであり、それぞれの社会的背景からみても概ね適切であるものと考えている。また、体育学科及び専攻科の教育目標も大学の理念・目標に基づいて明確に設定されており、個性的で、かつ特色のあるものと考えている。

さらに、教職員や学生への周知方法をはじめ、大学案内や本学HPによる一般社会への公表等についても概ね適切であると考えている。

#### ① 効果が上がっている事項

平成20年度の第1回目の認証評価後に、「自己啓発委員会」と「将来構想検討委員会」によって大学の教育理念・目標とともに、体育学科及び専攻科の教育目標や教学組織等の適切性についての徹底的な検証を行い、平成22年度に抜本的な改革（教育理念と教育目標の明確化とそれに伴う大学の名称変更、男女共学化等）を行った。その結果、体育学科においては志願者数や入学者数が著しく増加し、この改革が極めて効果的であったものとする。

#### ② 改善すべき事項

体育学科については上記のとおり効果が上がっているが、平成21年度に開設した専攻科については定員割れが続いていることから、具体的な対策が必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

平成22年度に行った抜本的な改革によって体育学科の志願者数や入学者数が著しく増加した。この間、志願者や入学者等の趨勢について分析してきているが、今後もより詳細な分析と検証を行い、更なる学生募集活動に役立てていくことにしている。

#### ② 改善すべき事項

専攻科の定員割れ状態が続いていることを踏まえて、平成26年度から募集委員会が中心となり、受験生の大半を占める本学の体育学科に在籍する学生を対象としたガイダンスを工夫して改善を図ることにしている。

### 4. 根拠資料

- 1-1 至学館大学短期大学部の教育方針（冊子）
- 1-2 至学館大学短期大学部学則
- 1-3 至学館大学短期大学部 教学の手引 2014（CAMPUS GUIDE）
- 1-4 平成26年度 オリエンテーション等の日程表
- 1-5 2014 大学案内
- 1-6 至学館大学短期大学部の内部質保証を図るための大学運営システム／至学館大学短期大学部自己啓発委員会規程／至学館大学短期大学部自己点検・評価実施委員会規程
- 1-7 至学館大学並びに同短期大学部運営協議会規程
- 1-8 至学館大学短期大学部改組時の教授会議事録及び理事会議事録

## 第2章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

(1) 短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、第1章で述べた理念・目標を実現するため、体育学科1学科と1専攻科からなる単科大学として個性化・特色化を図っている。体育学科の入学定員は120人、専攻科の入学定員は36人で極めて小規模な大学である(資料2-1、2-2)。

平成20年度の第1回目の認証評価を機に、本学の理念・目的や教学組織等の適切性についての徹底的な検証を行い、平成22年度に前述のような抜本的な改革(教育理念及び教育目標の明確化とそれに伴う大学の名称変更、男女共学化等)を行って再構築したものが、現在の教育研究組織である。これは、本学のこれまでの伝統と実績を活かしながら、社会的なニーズを踏まえてより個性化・特色化を図っていくために再構築したものであり、新しい本学の教育理念とともに学科及び専攻科の教育目標を具現化していくための教育研究組織としては概ね適切であるものと考えている。

また、本学の併設大学である至学館大学には「健康科学研究所」が附置されており、大学と地域社会との連携(社会貢献)を図ることを主な目的としている。本学も併設大学と一体となり同研究所事業の推進を図っている(資料2-3、2-4、2-5)。

このほかに本学には、学生や教職員が使用する学内のコンピュータシステム及び情報ネットワークシステムを適正に整備・運用することによって教育・研究活動の高度化を図るとともに、業務の効率化及び活性化を実現することを目的とした「情報処理センター」と、平成22年度の改組後に設置された「人間力開発センター」が付置されている(併設の大学と合同)(資料2-6、2-7)。

「人間力開発センター」は、本学の教育理念である「人間力の形成」と体育学科及び専攻科の教育目標を踏まえ、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、具体的な方策や事業を立案し、その推進を図ることを目的としている(資料2-7 第2条、第3条)。

なお、「人間力開発センター」は、センター長、副センター長、学生部長、教務委員長、進路支援委員長、現代教養委員長、情報処理センター長、学科長、センター長が指名した専任教員、経営管理局長が指名した専任職員によって組織されており、学科及び専攻科との連携を図りながら、併設の大学と本学とが一体となって組織的に取り組んでいるのが特徴である(資料2-7 第5条)。

これらの附置研究所やセンターの設置とその活動は、本学の教育理念とともに学科の教育目標を具現化していくための教育研究組織の一環として概ね適切であるものと考えている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、前述(p.1)したように「自己啓発委員会」が中心となり、「運営協議会」と連携して体育学科及び専攻科の理念・目標や教育研究組織及びその運営等の適切性についての検証を定期的に行い、常に必要な改善・改革を行っている。これまでの抜本的な改革は、平成19年度の生活科学科の募集停止と体育学科の定員増及び平成21年度の専攻科の設置、そして、平成22年度の教育理念及び教育目標の見直しと、それに伴う大学の名称変更、男女共学化等である。

## 2. 点検・評価

### ●基準2の充足状況

現在の体育学科及び専攻科からなる教育研究組織は、本学のこれまでの伝統と実績を活かしながら、社会的なニーズを踏まえてより個性化・特色化を図っていくために再構築したものであり、新しく見直した本学の教育理念とともに体育学科及び専攻科の教育目標を具現化していくための教育研究組織としては概ね適切であるものと考えている。

また、「人間力開発センター」は、本学の教育理念である「人間力の形成」と体育学科及び専攻科の教育目標を踏まえ、学生が社会的及び職業的な自立を図るために必要な能力を養うために、新しく設置したものである。平成26年の具体的な活動としては、人間力を形成していく基礎としての読書運動（人間力サブリ「一本、YON 読」運動）の推進を行っている。これは、図書館内に教職員が推薦した図書コーナーを設け、学生がその中から一定期間内に一定以上の図書を選んで読書を行い、読書後に推薦した教職員との間で意見交換を行うことによって交流を図っていくものであり、一定の効果を上げている（資料2-8）。

### ① 効果が上がっている事項

平成22年度の改革によって体育学科の志願者数や入学者数が著しく増加したということは、この改革が極めて効果的であったことを意味しているものと思われる。

### ② 改善すべき事項

前章でも述べたとおり、体育学科については志願者も増え効果が上がっているが、平成21年度に開設した専攻科については定員割れが続いていることから、具体的な対策が必要である。

なお、「人間力開発センター」の活動については、現在まだ進行途中であることからその推進を図ることが急務である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

現在の教育研究組織は、本学の教育理念・目標及び体育学科と専攻科の教育目標等を具現化するために再構築したものである。これにより、体育学科の志願者数や入学者数が著しく増加したことから、今後も常に社会的なニーズを捉えながら、更なる教育・研究の充実を図っていく。

### ② 改善すべき事項

専攻科の定員割れについては、前章でも述べたように本学の体育学科の学生に対するガイダンスを徹底する等の改善を行っていくことにしている。

「人間力開発センター」の活動については、現在 ICT を利用して教育・学習の支援を行う「人間力形成支援システム（仮称）」の開発も手掛けている。本システムについては、できるだけ早く活用できるようにしていく予定である。

## 4. 根拠資料

2-1 至学館大学・至学館大学短期大学部 組織・運営規則

- 2-2 至学館大学短期大学部学則（既出 資料1-2）
- 2-3 至学館大学健康科学研究所運営規程
- 2-4 健康科学研究所年報
- 2-5 健康科学研究所の事業実績一覧表（平成25年度～平成22年度）
- 2-6 情報処理センター規程
- 2-7 人間力開発センター規程
- 2-8 教授会資料 人間力サプリ「一本、YON 読」運動(案)の推進

### 第3章 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

##### (1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

本学における教員の使命と職務については、至学館大学短期大学部教員に関する規則第3条及び第4条に定めている(資料3-1)。

本学の教育理念や教育目標に基づく体育学科及び専攻科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)や教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を確実に具現化するためには、教員が最も重要な主体である。したがって、本学教員に対しては、大学の教育理念・目標とともに、体育学科及び専攻科の教育目標を十分に理解した上で教育と研究に専心し、学生への愛情と優れた教育力を持つ人間性豊かな教員であることが求められている。すなわち、教育と研究の両面において高い成果を上げることが求められる。

教授、准教授、助教及び助手の資格については、至学館大学短期大学部教員選考基準及び同基準細則に定められており、教員の任用に係る資格審査は人事教授会の下に組織される教員選考委員会によって慎重に審査されたのちに決定されている(資料3-2、3-3)。

教員組織の編制に当たっては、まず、学長が副学長や学部長、教学担当理事等と相談しながら、体育学科及び専攻科の学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を確実に具現化していくために必要な教員組織を整備するという方針のもとで行っている。その際、①短期大学設置基準その他、資格授与等に係る法令上で必要な専任教員数を充足する、②体育学科及び専攻科の主要授業科目(必修科目)については、できるだけ教授又は准教授が担当する、③年齢構成や男女比のバランスについても考慮する、等の方針の基に具体的な人事計画を策定することになっている(資料3-4 第2条)。

また、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、「至学館大学短期大学部教員に関する規則」第4条①～⑤及び第4条⑥の別表に、教授、准教授、助教及び助手の職務(役割)分担とそれぞれの連携協力による組織的な教学運営(主な業務を含む)の推進について明確に規定されており、実際にこれに基づいて教学運営が行われている(資料3-1 第4条)。

その他、日常的な教学運営については学科長等を中心に学科会議等で行われている。

また、本学は小規模であると同時に併設の至学館大学と同じキャンパスに立地しており、図書館や体育館、運動場等、学生相談室、その他多くの施設を共同で利用している。さらに、学生会や課外活動等についても併設大学と一体となって運営されている。そのため、学生委員会をはじめ19の各種委員会(大学・短大合同)で共通事項が協議・調整されたのち、最終的には大学・短大それぞれの教授会で審議・決定されている。なお、本学では教員全員が原則として1つ以上の委員会に所属することになっており、全員で教学運営を行っている(資料3-5)。

このように、専任教員の場合は組織的な連携体制の下に必要な話し合いが行われて日常的な教学運営が行われている。一方、兼任教員については、教務委員長や学科長等が科目担当を依頼する際に、直接必要な連絡を行って体育学科及び専攻科の教育目標等の共有化を図っている。

##### (2) 学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

本学の教育課程は、体育学科では教養科目と専門教育科目からなり、専攻科ではアスレティックトレーナーに関する専門教育科目から構成されている。

体育学科及び専攻科の専門教育科目を担当する専任教員は、それぞれの教育目標と学位授与要件を具現化するための教育課程遂行に必要な教員を「教員選考委員会」や「人事教授会」等で慎重に精査して、短期大学設置基準その他、資格授与等に係る法令上で必要な専任教員数を充足するようにしている。

その際、体育学科及び専攻科の主要授業科目（必修科目）については、できるだけ教授又は准教授が担当するようにしている。また、新しい教員の採用人事の場合は、年齢構成や男女比等についても考慮しながら人事計画を策定している。

平成26年5月1日現在における本学の専任教員数は、体育学科13人（教授4人、准教授6人、助教3人）で、短期大学設置基準を満たしている（大学基礎データⅡ教員組織（表2））。

なお、専任教員1人当たりの在籍学生数は、23.3人と、概ね適正と思われる（大学基礎データⅡ教員組織（表2））。

専任教員の年齢構成は、全体では、31歳～40歳が1人（7.7%）、41歳～50歳が4人（31.0%）、51歳～60歳が5人（38.5%）、61歳～が3人（23.1%）となっており、男女比は、男性が9人（69.2%）、女性が4人（30.8%）となっている（資料3-6、3-7）。

体育学科で開設している専門教育科目の中で、学科の主要科目である必修科目担当の専・兼比率は前・後期とも100%であり、すべて専任教員が担当している。また、全開設授業科目における専門教育科目の専・兼比率は、前期64.5%・後期77.8%と専任教員の担当比率がある程度高い。なお、必修科目を担当している専任教員の中で、教授又は准教授の担当比率をみると、前・後期とも57.5%となっている（資料3-8）。

専攻科で開設している専門教育科目の中で、必修科目担当の専・兼比率は57.1%（前期のみ）となっており、また、全開設授業科目における専・兼比率は、前期55.5%・後期60.0%となっている。なお、必修科目を担当している専任教員はすべて教授又は准教授である（資料3-9）。

授業科目と担当教員の適合性については、専任教員の場合は、「至学館大学短期大学部教員に関する規則」、「至学館大学短期大学部教員選考規程」の下に定められた「至学館大学短期大学部教員選考基準」及び「同基準細則」に基づいて厳格に行っている。教員選考基準では、一般的な教育・研究業績に加えて、教授、准教授及び助教等の資格として「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」と規定しており、さらに、同基準細則では、これを「担当授業科目に関連する十分な研究上の業績又は能力を有し、かつ、教育上の経験と識見を有する者」と規定している。本学における教員選考は、このような「至学館大学短期大学部教員選考基準」及び「同基準細則」に基づいて担当授業科目との適合性を含めて厳格に行われている。

非常勤（兼任）講師については、これまで教務委員長と学科長等を中心に上記に準じて選考し、教務委員会の専決事項として取り扱ってきたが、平成25年度（平成26年度採用人事）から、非常勤講師の採用手続きに関する取り扱い要領を新しく定め、今後の非常勤講師の採用に当たっては、前述（p.4）の「運営協議会」での審議を経て学長の承認を得るという手続きに改めた（資料3-10）。

すなわち、学科長等は、非常勤候補者の履歴書・教育研究業績書を整えて教務委員長に提出する。教務委員長は、当該候補者が適任と判断した場合は「運営協議会」に諮って審査したのち、その結果を学長に上申して承認を得るものとする。なお、運営協議会での審査は本学の「教員選考基準」等に準じて行うことになっている。

また、学科長等は、すでに非常勤講師が担当している授業科目についてもできるだけ専任教員が担当できないかどうかを教務委員長と協議する。その結果、やはり非常勤講師を継続して採用する必要があると教務委員長が判断した場合でも、毎年、当該非常勤講師の適性等について審査を行うことにした。審査の内容は、①学生教育に熱心か、②学生からの評価はどうか（授業評価等）、③授業回数や補講回数等は適切か、④成績処理など事務手続きは適切か、⑤その他、本学の非常勤講師として特にふさわしくないような状況は無いか、等である。このように、非常勤講師についても担当授業科目との適合性等について慎重な審査を行っている。

なお、本学における教員組織の適切性を検証するための責任主体は自己啓発委員会である。まず、自己啓発委員会で①大学及び大学院設置基準その他、資格授与等に係る法令上で必要な専任教員数が充足しているか、②それぞれの学科の主要授業科目（必修科目）についてはできるだけ教授又は准教授が担当するようになっているか、③年齢構成や男女比のバランスについても妥当であるか、等を検証し、改善の必要がある場合は運営協議会に提案し、教授会の議を経て学長の指示により具体的な改善・改革を行っている。

### **(3) 教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。**

本学における教員の募集・採用・昇任等に関する規程は、「至学館大学短期大学部教員選考規程」に定められているとおりで、採用候補者については公募又は学長推薦によって、昇任候補者については学長又は学部長推薦によって行われている。さらに、同規程には教員の任用に係る資格審査（教員選考委員会の設置）や人事教授会等における選考手続き等が詳細に規定されている（資料3-4）。

教員の任用に係る資格審査は、人事教授会の下に組織される教員選考委員会によって「至学館大学短期大学部教員選考基準」及び「同基準細則」に基づいて慎重に行われたのち、その結果を基に人事教授会で当該候補者の採用又は昇任の適否について審議する（資料3-4 第6条～第7条、3-2、3-3）。

人事教授会で「適格」と判定された採用候補者（原則として複数）については、その後、本学の教職員及び採用を予定している学科若しくは専攻科の学生を対象に模擬授業と理事等による面接を行った上で任用の可否が決定される（資料3-4 第6条⑤）。

なお、模擬授業については、参加した教職員及び学生による授業評価が行われ、その結果も理事等による最終判定の段階で加味されることになっている。

一方、昇任については人事教授会で「適格」と判定された候補者についても、理事等による面接が行われたのちに任用されることになっている。

本学では、採用に関する人事教授会はその都度、昇任に関する人事教授会は原則として年1回以上開催されることになっている。

このように、本学の教員人事、特に採用人事においては、公募制を原則としており、募集、選考委員会、人事教授会、模擬授業、理事面接という一連の手続きを行う上で、本学の理念・目的を達成するためにふさわしい人材を採用するために様々な場面でその人物評価を取り入れている。特に、教員を公募する際は、「教育を重視した大学であること」を明確に謳い、大学の姿勢に対する理解を求めている。また、応募書類としては、履歴書、教育研究業績書、推薦書に加えて、教育研究に対する「着任後の抱負」等も提出させている。模擬授業では、授業展開や内容のほか、学生に理解を求める熱心さや態度も評価に加え、「人間力の形成」という

本学の教育理念を追求するにふさわしい人材かどうかを審査している。

なお、公募情報は「研究者人材データ・ベース」(略称：JREC-IN(ジェイレックイン))を利用して公開している。

本学における教員人事は、「至学館大学短期大学部教員選考規程」、「至学館大学短期大学部教員選考基準」及び「同基準細則」に基づいて適切に行われている。

#### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では、教員の教育・研究活動等についての組織的な教員評価は行っていないが、各教員が前年度に発表した研究テーマと発表雑誌及び学会名等の報告を義務付けており、これを研究紀要に彙報として掲載することによって全教員への教育・研究活動の啓蒙を図っている。

なお、該当教員の教育研究業績書は、提出された資料を基に毎年事務局で整理されたのち、学部長がこれを定期的に精査して昇任候補者の推薦条件の有無について評価を行っている。

また、本学では全教員への教育・研究活動の啓蒙を図るために、科学研究費補助金等を獲得した教員に対しての表彰制度を平成22年度より設けており、平成26年度までの5年間で、延べ3人が表彰されている(資料3-11)。

そのほか、本学では教員の研究水準の向上と学生への教育の充実発展を図るため、一定期間、国内・外の大学や研究機関において研究ができるように、交通費や滞在費等を援助する留学制度も整備されている(資料3-12、3-13)。

本学におけるFD活動(大学・短大合同)は、平成13年10月に組織された「FD推進委員会」を中心に、これまで①学生による授業改善アンケート(授業評価)、②授業公開、③FD勉強会、を3つの柱として取り組んできている。その後、平成21年4月には「FD推進委員会規程」を整備して今日に至っているが、現在もなおこの3つの柱を中心にFD活動を実施している(資料3-14)。

最近取り組んできた具体的なFD活動は以下のとおりである。

#### ① 学生による授業改善アンケートの実施

平成13年度から実施している学生による授業改善アンケート(授業評価)は、前期末、後期末の2回実施してきたが、平成17年度後期からは「中間アンケート」を加え、年4回実施している。また、これまでは教員自身が自分の担当科目の中から講義・演習科目と実験・実習・実技科目をそれぞれ1科目ずつ選定して実施してきたが、教員の理解が深まり実施率が高まってきたため、平成25年度後期からは担当科目全てをアンケート対象科目とすることにした。

なお、アンケートの実施状況は、特に平成24年度前期までは非常勤講師の実施率が低かったが、平成24年度後期から平成26年度に至っては専任94.4%~100%、非常勤教員86.7%~100%と、いずれも高い実施率となっている(資料3-15表3-1)。

授業改善アンケートには、学生の授業科目に対する評価及び感想等が記載されており、各教員はそのアンケート集計結果を参考にしながら授業改善に役立てている。

また、学生の授業評価アンケート集計結果に授業担当者のコメントを加えて「自己点検・評価コメント集」として冊子化し、学生にフィードバックされるとともに、教員間の情報交流にも利用されている。この冊子は学生が閲覧しやすいように図書館、学生サポートセンター、学生談話室に設置するとともに、教員回覧用として配付し情報を共有している。

## ② 授業公開の実施

授業公開は、互いの授業実践から学び合い、授業改善に役立てることを目的に平成13年度の後期より年2回ずつ、平成15年度からは年1回ずつ4週間の授業公開期間を設定して実施してきた。

実施当初の平成13年度は、授業公開に対する理解が教員に十分に得られず公開率は51.4%であったが、平成15年度からは現在に至るまで100%となっている。一方、授業参観率は授業公開率と反比例して平成13年度の93%から、平成15年度は86%と次第に減少傾向にあり、平成22年度では、25%と極めて低い値となり、その後、改善しつつも50~60%台と低い値となっている(資料3-15 表3-2)。したがって、現在は多忙な教職員に対してできるだけ参観する機会を保障するために、教員間で調整しながら1年中参観ができるようにしている。また、前期・後期の一定期間に、特定の授業について「授業のタイトル」、「授業の目的及び内容」、「履修者数」等の情報をネット上で公開し、教職員が参観しやすいようにしている。授業を参観した教職員は、「公開授業に対する所感文」を授業担当者に提出して意見交換を行い、お互いの授業改善に役立てるようにしている。

さらに、平成23年度より年に1名の教員が「公開授業」として特定の日時の授業に関する学習内容や指導内容等詳細を事前に公開し、併設の至学館大学の教員も含め広く参観を呼びかけ、授業終了後に参観者と授業担当者で意見交換会を実施している。

## ③ FD 勉強会の実施

本学では平成15年度から授業改善を目的とした勉強会を毎年9月に実施しているが、平成24年度と平成25年度は2回実施している。学長を含む本学専任教員、非常勤講師はこれを義務的研修としており、経営管理局職員等は希望者のみが参加している。

勉強会の形式は、講義、報告、ワークショップと多様であり、内容も平成24年3月には、併設大学の健康科学部健康スポーツ科学科と合同で今日的課題である「本学における体育・スポーツ学分野における教育の質保証 ～報告書の解説を通して～」というテーマにて勉強会を行い、同年9月には「高等教育機関における教育の質保証について」というテーマで外部講師を招聘して講義形式で知見を深めた。平成25年5月にも、同一講師を招聘して「大学のDPの実現に向けて ～授業形態や教育内容に応じた成績評価について～」というテーマで学び、さらに、9月には2部構成で行い、1部では「3つのポリシーの周知・徹底とその具現化(～シラバスの作成方針～)」についての解説を、また、2部ではその解説を基に本学教員のみで担当科目の特徴によって分類した分科会を開催し、意見交換を行った(資料3-16)。

### (5) 短期大学と併設大学との関係は適切であるか。

本学は、併設の至学館大学と同じキャンパスにあり、また類似の学科を有していることもあり、体育館、図書館、その他の施設や設備をかなりの部分で共用となっている。

また、本学の教員と併設大学の教員とが相互に連携・補完しながら教育・研究を行っており、平成26年度には本学の教員7人が18科目の授業を兼任し、逆に、併設大学の教員16人が本学の13科目の授業を兼任している(資料3-17)。

このように、それぞれの大学で開設されている授業科目をより適切な専門性を持った教員が双方で担当することによって教育の充実を図っているが、これは本学の大きな魅力ともなっ

いる。

## 2. 点検・評価

### ●基準3の充足状況

教員組織については、体育学科及び専攻科の学位授与方針及び修了認定方針や教育課程の編成・実施方針を確実に具現化していくために、①短期大学設置基準その他、資格授与等に係る法令上で必要な専任教員数を充足する、②体育学科及び専攻科の主要授業科目（必修科目）については、できるだけ教授又は准教授が担当する、③年齢構成や男女比のバランスについても考慮する、という方針のもとで以下のように整備が行われている(資料3-4 第2条)。

平成26年5月1日現在における専任教員数は、短期大学設置基準その他の関連法令による基準を満たしている(大学基礎データⅡ教員組織(2))。

教員の年齢構成については、若年層の教員が少ない傾向にあり、男女比については、男性の比率がやや高い傾向にある(資料3-6、3-7)。

また、専任教員1人当たりの在籍学生数は、体育学科が23.3人と、概ね適正と思われる(大学基礎データⅡ教員組織(表2))。

専門教育科目の中で、主要授業科目（必修科目）の専任教員担当比率（前・後期平均）をみると、体育学科が100%、専攻科が57.1%（前期のみ）であり、さらに、その中の教授又は准教授の担当比率（前・後期平均）も体育学科が57.5%、専攻科が100%（前期のみ）と高く、方針に基づいて整備が行われている点では一定の評価ができる(資料3-8、3-9)。

なお、教授、准教授、助教及び助手の資格については、至学館大学短期大学部教員選考基準及び同基準細則に明確に定められており、教員の任用に係る資格審査も人事教授会の下に組織される教員選考委員会によって慎重に審議・決定されていることから特に問題はない(資料3-2、3-3)。授業科目と担当教員の適合性についても、「至学館大学短期大学部教員選考規程」の下に定められた「至学館大学短期大学部教員選考基準」及び「同基準細則」に基づいて厳格に行われており、概ね適切であるものと思われる。

教員の募集・採用・昇任等については、体育学科及び専攻科ともに「至学館大学短期大学部教員選考規程」、「至学館大学短期大学部教員選考基準」及び「同基準細則」に基づいて適切に行われており、特に問題はない(資料3-4、3-2、3-3)。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、「至学館大学短期大学部教員に関する規則」第4条①～⑤及び第4条⑥の別表に、教授、准教授、助教及び助手の職務（役割）分担とそれぞれの連携協力による組織的な教学運営（主な業務を含む）の推進について明確に規定されており、実際にこれに基づいて教学運営が行われている(資料3-1)。

FD活動については、これまで①学生による授業改善アンケート（授業評価）、②授業公開、③FD勉強会、を三つの柱として取り組んできている。

また、本学と併設大学との間では、各教員の専門性を活かして相互に連携・補完しながら教育・研究を行うことによって双方の教育の質の向上に繋げている。

### ① 効果が上がっている事項

#### <短期大学部全体>

教員の採用人事において、教育・研究業績面だけでなく学生や教職員を対象とした模擬授業

と理事等による面接を行い、最終判定の段階で学生及び教職員による授業評価結果も加味して選考するという方法は、本学の教育理念・目標とともに体育学科及び専攻科の教育目標を十分に理解した上で教育と研究に専心し、学生への愛情と優れた教育力を持つ人間性豊かな教員を選考するという目的を達成するためには一定の効果を上げている。

FD活動の柱の1つであるFD勉強会についても活発に行われている。平成25年度に2回開催されたFD勉強会への専任教員の参加率も76.9%及び92.3%とかなり高く、しかも参加者のほぼ全員が「参加して良かった」又は「まあまあ良かった」と評価していることから、FD勉強会については教員の資質向上を図るために一定の効果が上がっているものと思われる(資料3-18)。

## ② 改善すべき事項

### <短期大学部全体>

FD活動における学生による授業改善アンケート(授業評価)は、フォーマット自体かなりの年数が経過しておりマンネリ化しつつあるため、見直しを図る必要がある。また授業公開についてはこれまで様々な工夫を行ってきたが、参観者の増加にはあまり結びついておらず、抜本的な改善が必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

#### <短期大学部全体>

教員の採用人事において、教育・研究業績面だけでなく学生や教職員を対象とした模擬授業と理事等による面接を行い、最終判定の段階で学生及び教職員による授業評価結果も加味して選考するという方法は、学生が自分たちの教員を自分たちで選考するという意味から極めて意義があるものとする。したがって、この方法は今後もなお模擬授業の内容や時間、あるいは対象学生等についての改善を加えながら継続していく。

FD勉強会については、教員の資質向上を図るために今後もなお積極的に推進していくことにしている。

## ② 改善すべき事項

### <短期大学部全体>

FD活動における学生による授業改善アンケート(授業評価)については、平成26年度中にFD推進委員会を中心にフォーマットの改善を進め、平成27年度より新しいフォーマットによる授業改善アンケートを実施する予定である。

また、授業公開への参加者を増やすため、平成26年度より比較的教員が参加しやすい時間に授業時間を変更し実施することとしている。

## 4. 根拠資料

- 3-1 至学館大学短期大学部教員に関する規則
- 3-2 至学館大学短期大学部教員選考基準

- 3-3 至学館大学短期大学部教員選考基準細則／至学館大学短期大学部教員の審査における研究業績、社会的活動、課外活動、芸術・文化的活動等の評価に関する内規
- 3-4 至学館大学短期大学部教員選考規程
- 3-5 平成26年度 各種委員会等一覧表
- 3-6 平成26年度 短期大学部体育学科 専任教員年齢構成の一覧表
- 3-7 平成26年度 短期大学部体育学科 専任教員男女比の一覧表
- 3-8 平成26年度 短期大学部体育学科 開設授業科目における専兼比率
- 3-9 平成26年度 短期大学部専攻科 開設授業科目における専兼比率
- 3-10 非常勤講師の採用手続きに関する取り扱い要領
- 3-11 至学館大学・同短期大学部外部研究資金獲得者表彰要項
- 3-12 研修規程
- 3-13 国内留学規程／国内留学施行細則／国外留学規程／国外留学施行細則
- 3-14 F D推進委員会規程
- 3-15 授業改善アンケートの実施状況、授業公開率と授業参観率の推移
- 3-16 F D勉強会テーマに関する資料
- 3-17 短期大学部開講科目担当者一覧表
- 3-18 F D勉強会の参加状況及び参加者の評価

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

本学の教育目標は、前述(p.3)したように学生の潜在能力を引き出すような個性的で実学的な教育・研究を行うことによって、『主体的な発想のもと、心身ともに健全でたくましく、「生きる力」、「行動力」、「仲間愛」に溢れ、そして諦めないで何ごとにも「チャレンジする精神」をもった学生をひとりでも多く育てる』ことである(資料4(1)-1)。

また、体育学科及び専攻科の教育目標を再掲すると以下のとおりである。

- ① 体育学科の教育目標は、『豊かな人間性ととともに、体育及びスポーツ・運動の指導者としての専門的な知識と実践力を身につけ、人々の健康実現に寄与・貢献できる人間力の育成』である。
- ② 専攻科の教育目標は、『豊かな人間性ととともに、アスレティックトレーナーに関する高度な専門知識と実践力を身につけ、人々の健康実現に寄与・貢献できる人間力の育成』である。

本学では併設の至学館大学とともに、平成24年度における「自己啓発委員会」の重点課題として、本学の教育理念(人間力の形成)に基づいた体育学科及び専攻科の学位授与、教育課程の編成・実施及び学生の受け入れに係る三つの方針を明確にするとともに、それらの方針に則した教育研究の実践状況とその成果についての自己点検・評価を行って更なる改善・向上に資するという目標を掲げた。また、その結果を公的に明らかにすると同時に、認証評価等による外部評価を通じて、公共財としての本学の使命と責任を果たしていくことを目標として掲げ、平成24年度から平成25年度にかけて併設大学とともに全学的な点検・評価を行ってきた。

短期大学士の学位は、学則の定めるところにより所定の単位を修得し、体育学科を卒業した者に授与する(資料4(1)-2 第3条)。また、専攻科の修了証書は、学則に定めるところにより所定の単位を修得し、専攻科を修了した者に授与する(資料4(1)-3 第44条)。

なお、卒業及び修了の判定においては、学科及び専攻科における所定の単位と学位授与要件及び修了要件のほかに、以下の要件を満たしていることが必要である(資料4(1)-1 p.2)。

- ① 本学が定義する「真の人間力」、すなわち「健康力」、「知的視力」、「社会力」、「自己形成力」及び「当事者力」の5つの力を総合的に応用・展開できる力を身につけている。
- ② 心身ともに健全でたくましく、「生きる力」、「行動力」、「仲間愛」に溢れ、そして、何ごとにも「チャレンジする精神」を身につけている。
- ③ 豊かな教養とともに、コミュニケーション能力やディスカッション能力を身につけている。

また、体育学科及び専攻科の学位授与方針(平成26年度入学生から適用)は、以下のとおりである(資料4(1)-1 p.2~3)。

・体育学科では、上記の教育目標を達成するために、学科が定める所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた学生に対して短期大学士(体育学)の学位を授与する。

- ① ライフステージごとの健康づくりに必要な専門知識と指導法を身につけ、スポーツや運動を介した健康の保持・増進に寄与することができる。

- ② スポーツ・運動の特性やルールに関する専門知識を身につけ、スポーツや運動を科学的に指導することができる。
- ③ 学校教育（保健体育）における体力・健康づくりに必要な専門知識と指導法を身につけ、体力強化と健康増進に寄与することができる。（体育コース履修者）
- ④ スポーツ・運動におけるトレーニング法、救急法、テーピング法等に関する専門知識と技能を身につけ、アスリートのサポートができる。（アスレティックトレーナーコース履修者）
- ⑤ スポーツ・運動分野におけるビジネスやマネジメント等に関する専門知識と実践力を身につけ、スポーツ・運動に関する事業やイベントの企画、運営ができる。

・専攻科では、上記の教育目標を達成するために、専攻科が定める所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた学生に対して修了証書を授与する。

- ① リハビリテーションに関する科学的な専門知識と技能を身につけ、アスレティックトレーナーとして活用することができる。
- ② 身体の構造・機能とともにスポーツ医学に関する専門的な知識を身につけ、アスレティックトレーナーとして活用することができる。
- ③ 体力測定・評価に関する専門的な知識とともに実践力を身につけ、アスリートのコンディショニング指導に活用することができる。
- ④ マッサージ、テーピング、アイシング等の技能を身につけ、アスレティックトレーナーとして活用することができる。

なお、上記の学位授与方針及び修了認定方針は、平成24年度からの自己点検・評価によって新しく見直したものであり、後述の教育課程の編成・実施方針とともに平成25年度に小冊子（配付用）を作成し、教学の手引や本学HP上にも掲載して大学構成員、その他に広く周知・徹底を図った。

## （2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

### <1> 体育学科

体育学科の教育課程は、大学の教育理念・目標に基づき、豊かな人間性を身につけるための現代教養科目と、専門的な知識及び実践力を身につけるための専門教育科目を以下のような教育課程の編成・実施方針の基に編成している（資料4(1)-1 p.3~4）。

#### <現代教養科目>

現代教養科目としては、豊かな人間性を身につけるための科目を、以下のように配置する。

- ・ 現代社会において必要なコミュニケーション、情報教育、メディア・リテラシーの基礎を身につけるための科目を設置する。
- ・ 国際化に対応するための英語コミュニケーション能力を身につけるため、個に合わせた習熟度別の英語教育科目を設置する。
- ・ 情報教育、メディア・リテラシーの強化を目的として、個に合わせた習熟度別の情報教育科目を設置する。
- ・ 自ら考え自ら行動できる力を身につけるための基礎教養科目を設置する。

## <専門教育科目>

専門教育科目としては、教育目標並びにディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を達成するため、下記の4つの科目群の授業科目を、講義、演習、実験、実習及び実技科目に分け、順次性をもって体系的に配置している。

- ・ 体育及びスポーツ・運動に関する興味、関心を高めるための基礎演習科目を1年次に配置する。
- ・ 学生自らが選択した分野の専門的な知識と実践力を身につけるための専門演習科目を2年次に配置する。
- ・ 講義科目による基本的な知識の習得と並行して、それぞれの指導法や技能、実践力を身につけることができるよう、豊富な実技・実習科目を配置する。

また、学生が自らの将来設計に合わせ、より専門的で効果的な履修が行えるように、「体育コース」と「アスレティックトレーナーコース」の2つの履修モデルコースを設定する。

## <科目群>

### ・体育学

- ①体育及びスポーツ・運動の歴史、役割等を学び、指導者として必要な社会学、心理学等に関する科学的な専門知識を身につけるための科目群。
- ②スポーツ・運動に関連した事業やイベントを企画、運営するために必要なビジネス、マネジメント等に関する専門知識と実践法を身につけるための科目群。

### ・運動学

体育及びスポーツ・運動の指導に必要なトレーニング方法及び指導法に関する科学的な専門知識を身につけるための科目群。

### ・実技・実習

- ①スポーツ・運動の特性やルールを学び、科学的な指導法を身につけるための科目群。
- ②野外運動に関する専門知識と指導法を身につける科目群と、障がいの有無やライフステージ等を考慮した指導法を身につけるための科目群。

### ・健康体力学

- ①人々の健康づくりに必要な栄養学、加齢学（発育発達）、保健等に関する科学的な専門知識を身につけるための科目群。
- ②人々の体力づくりに必要な生理学、医学、力学等の科学的な専門知識を身につけるための科目群。
- ③アスリートのサポートに必要なコンディショニングやテーピング、マッサージ等に関する専門知識と技能を身につけるための科目群。

## <履修モデルコースの設置>

### ・体育コース

中学校教諭（保健体育）やスポーツ・運動の指導者を目指して、専門的な知識と指導力を身につけるためのコース。

### ・アスレティックトレーナーコース

アスレティックトレーナーを目指して、専門的な知識と技能を身につけるためのコース。

なお、現代教養科目や専門教育科目の区分、必修・選択の別、各授業科目の単位数等については、学則や教学の手引に明示されている。また、設定されているコースや取得できる資格と授業科目との関係性についても履修モデルを作成して教学の手引に明示している(資料 4(1)－4 p. 10～11、p. 13)。

## <2> 専攻科

専攻科の教育課程は、専攻科の教育目標並びにディプロマ・ポリシー（修了認定方針）を具現化するために、講義・演習科目と実習科目を組み合わせる体系的に編成している。

### <講義・演習科目>

アスレティックトレーナーに関する以下のような専門知識を身につけるための講義・演習科目を設置する。

- ・競技復帰のためのリハビリテーションに関する科学的な専門知識と技能を身につけるための科目。
- ・アスリートのパフォーマンスを向上させるための科学的な専門知識を身につけるための科目。
- ・体力測定・評価とコンディショニングに関する専門的な知識を身につけるための科目。
- ・身体の構造・機能とスポーツ傷害に関する専門的な知識を身につけるための科目。

### <実習科目>

マッサージ、テーピング、アイシング等に関する以下のような技能を身につけるための実習系科目を設置する。

- ・アスレティックリハビリテーションとコンディショニングに関する技能を身につけるための科目。
- ・アスレティックトレーナーに関する実践力を身につけるための科目。

なお、各授業科目の単位数等については、学則や教学の手引に明示されている（資料 4(1)－4 p. 12)。

## (3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

本学の教育理念・目標と体育学科及び専攻科の教育目標については、前述（p. 4）したように教員、事務職員及び学生に対して周知するとともに、受験生や保護者、その他の学外者に対しても広く公表している。

学位授与方針及び修了認定方針や教育課程の編成・実施方針についても、教育理念・目標や教育目標と同様に、教学の手引や本学HP上に明示するとともに、在学生は年度末のガイダンス時、新入生は4月のオリエンテーション時において説明し、周知・徹底を図っている。

また、大学展や入試説明会、高校訪問、オープンキャンパス等においても、本学の教員や担当職員が直接受験生や保護者及び高校関係者に対して説明し、周知・徹底を図っている。

#### (4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

体育学科及び専攻科の教育目標と学位授与方針、修了認定方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性についての検証は、「自己啓発委員会」が中心に行っているが、「自己啓発委員会」で指摘された内容は、「運営協議会」と協議の上、実施主体である教授会に諮られ、さらには、運用単位である学科会において具体的な見直し（検証）と改善・改革が行われている（資料4(1)－5）。

## 2. 点検・評価

### ●基準4(1)の充足状況

体育学科及び専攻科における学位授与方針及び修了認定方針と教育課程の編成・実施方針は、大学の理念・目標とともに教育目標を具現化するために整備して明示したもので、それぞれ整合性があり、概ね適切であると考えている。また、修得すべき学修成果についても学位授与方針及び修了認定方針にそれぞれ明示されている。

なお、教職員や学生への周知方法（教学の手引への明示と小冊子の作成）をはじめ、本学HPによる一般社会への公表等についても概ね適切であるものと思われる。

### ① 効果が上がっている事項

本学の教育理念・教育目標等の適切性については、これまで「自己啓発委員会」が中心となって定期的な検証を行ってきたが、今回、学位授与方針及び修了認定方針や教育課程の編成・実施方針等の適切性について体育学科や専攻科でも検証を行った。その結果、組織的な運営の必要性とともに、教員個々の意識改革が必要であるという認識が高まってきたことは大きな成果である。

### ② 改善すべき事項

体育学科及び専攻科の学位授与方針及び修了認定方針に明示されている修得すべき学修成果を測定・評価する方法や基準が十分に整備されているとは言えず、早急な対応が必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

今回の点検・評価において、組織的な運営の必要性とともに、教員個々の意識改革が必要であるという認識が高まってきたことから、新たに構築した「内部質保証を図るための大学運営システム」に基づき、引き続き PDCA サイクルを実施して改善・向上に繋げていく（資料4(1)－5）。

### ② 改善すべき事項

現在、「自己点検評価・実施委員会」及びその作業部会で学修成果の測定・評価方法とその基準について検討を重ねており、平成26年度中にある程度具体案を作成することになっている。

#### 4. 根拠資料

- 4 (1) - 1 至学館大学短期大学部の教育方針（冊子）（既出 資料1 - 1）
- 4 (1) - 2 至学館大学短期大学部学位規程
- 4 (1) - 3 至学館大学短期大学部学則（既出 資料1 - 2）
- 4 (1) - 4 至学館大学短期大学部 教学の手引 2014（CAMPUS GUIDE）（既出 資料1 - 3）
- 4 (1) - 5 至学館大学短期大学部の内部質保証を図るための大学運営システム（既出 資料1 - 6）

## 第2節 教育課程、教育内容

### 1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### <1> 体育学科

本学科の教育課程は、本学の教育理念・目標に基づき、豊かな人間性を身につけるための現代教養科目と、専門的な知識及び実践力を身につけるための専門教育科目を前述したような教育課程の編成・実施方針の基に順次性をもって体系的に編成している。

なお、体育学科には教員免許状を取得するための「教職に関する専門教育科目」を開設している(資料4(2)-1 別表第1)。

#### <現代教養科目>

現代教養科目は、「基礎技能」科目区分と「基礎教養」科目区分から編成されており、第1年次から第2年次にバランスよく配置している。

「基礎技能」科目区分としては、現代社会で必要なコミュニケーション力を身につけるための「日本語コミュニケーション」と、国際化に対応した英語コミュニケーション力を身につけるための「英語コミュニケーション(I)」、メディア・リテラシーの基礎を学ぶための「情報基礎演習」を必修科目として開設している。また、「英語コミュニケーション(I)」と「情報基礎演習」については習熟度別のクラス編成を行っており、さらに深く学びたい学生に対しては、「英語コミュニケーション(II)」や「情報活用演習」を開設し、より実践的なものへと発展させていくようにしている。

「基礎教養」科目区分としては、まず、1年次前期に「学生と大学」という授業科目を全学生の必修科目として開設し、大学で学ぶ意義や大学生活を有意義にするための基礎知識を学ぶ。その他、現代社会で生活するために必要な心理学的、法学的、生物学的、経済学的な知識を身につけるための科目を前・後期にバランス良く配置し、また、地域社会との結びつきについて学ぶ「総合地域参加論」の他に、実際に地域社会でのフィールドワークを通して、自ら考え・自ら行動できる力を身につけるための「総合地域演習」を選択必修科目として配置している。

上記科目の学年配当は、「基礎技能」科目をすべて1年次に配置しており、また「基礎教養」科目の中で大学生活において必要と思われる科目を1年次に、社会で生活するために必要と思われる科目を2年次に配置している。

#### <専門教育科目>

専門教育科目としては、体育学・運動学・健康体力学を柱として順次性をもって体系的に配置している。すなわち、体育及びスポーツ・運動に関する興味、関心を高めるための基礎科目をできるだけ1年次に配置しており、また、講義科目による基本的な知識の習得と並行して、それぞれの指導法や技能、実践力を身につけることができるように、豊富な実技・実習科目を配置している(資料4(2)-2 p.10~11)。

それぞれの授業科目区分ごとの開講授業科目数と単位数は、体育学が10科目22単位、運動学が5科目10単位、実技が14科目15単位、実習が6科目6単位、健康体力学が18科目34単位で、そのうち10科目24単位が必修で7単位以上が選択必修となっている。

## ＜2＞専攻科

専攻科では、教育目標並びにディプロマ・ポリシー（修了認定方針）を具現化するために、講義・演習科目と実習科目を組み合わせて体系的に編成している。

競技復帰のためのリハビリテーションに関する科学的な専門知識と技能を身につけるための科目（4科目5単位）、アスリートのパフォーマンスを向上させるための科学的な専門知識を身につけるための科目（3科目6単位）、体力測定・評価とコンディショニングに関する専門的な知識を身につけるための科目（9科目15単位）、身体の構造・機能とスポーツ傷害に関する専門的な知識を身につけるための科目（5科目10単位）が開設されている。なお、7科目（12単位）が必修となっている（資料4(2)－3）。

### （2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

体育学科では、現代教養科目の中に導入科目として「学生と大学」、専門教育科目に「体育学基礎演習」を開設し、学生としての本分及び生活・学習の仕方を含めて、初年次教育の基本的な理解を促している。特に「体育学基礎演習」では少人数（15人前後）クラスで、体育、スポーツ、運動や健康に対する興味、関心を高める指導を行う一方、発表会等を通じたクラスの仲間でのコミュニケーションや情報教育に関する指導を合わせて行っている（資料4(2)－4）。

また本学科におけるキャリア教育は、各学年において実施している。

第1年次では、必修科目となっている「体育学基礎演習」において「キャリア教育」と題し、本学で導入している求人情報検索システムの使用方法の説明とともに、これから社会へ出て行くための心構え等を中心とした講義を実施しており、また「先輩の就職体験」と題し、第2年次生で既に内定を得ている学生や編入学試験に合格している学生から体験談を聞く企画を実施している。さらに、年に数回「スーツディ」と称し、学生にリクルートスーツで登校させる日を設けており、スーツを着用しての学生生活を通して、社会人としてのマナーや心構えを学ばせている。

第2年次には、現代教養科目内に「総合社会参加論」と「総合地域演習」の2科目を選択必修科目として配置しており、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に努めている。「総合社会参加論」では、特に「災害」をテーマとしてボランティアやNPOの視点から社会参加の意義を理解させ、積極的に課題の解決に挑む人材の育成に努めており、「総合地域演習」では地域でのフィールドワークを通して、何事にもチャレンジし、積極的に自ら考え、主体的に行動できる人材の育成に努めている（資料4(2)－5）。

専門教育科目は、体育及びスポーツ・運動の指導者としての専門的な知識と実践力を身につけるための授業科目を教育課程の編成・実施方針に基づいて開設している。また、学生に対しては将来指導者として社会で活躍することを常にイメージさせながら授業を展開しており、キャリア教育の一環となっている。

本学では、大学の所在地である大府市との連携包括事業の一つである大府市民を対象とした「健康運動教室」を主催しており、この教室の実施を必修科目の「体育学演習」（いわゆるゼミ活動）の授業の一環として位置づけ、ゼミごとに教室を1回以上担当している（資料4(2)－6）。学生は、それぞれのゼミが担当するテーマの設定から当日の準備、運営、指導まで全て自分たちの力で行っている。

専攻科では、各種の実習科目の中で学生に実際にアスレティックトレーナーの活躍する現場

や仕事を見学させる機会を数多く設けており、キャリア教育に繋げている。

体育学科における入学前教育は、A0入試や推薦入試等で合格した入学予定者を対象とし、①本学教員が推薦図書を提示し、その中から興味・関心のある図書を選んで感想文を書き、入学後に担任に提出する、②本学第1年次生が入学後（10月）に測定した体力テストの結果と文部科学省が発表している18歳の体力テスト結果の集計表を送付して、両者を比較検討してもらい、その結果を入学後に提出する。読書感想文と体力テストの比較検討結果については、入学後の「体育学基礎演習」の中で、それぞれ討論課題として取り上げている。また、入学予定者に対しては入学前にできるだけ体力トレーニングを実施してくるよう指導している（資料4(2)－7）。専攻科における入学前教育は、合格が決定した入学予定者を対象に、アスレティックトレーナーに関する基礎知識を学ぶ勉強会を定期的実施している（資料4(2)－8）。

なお、教育課程や教育内容等の適切性についての検証は、「自己啓発委員会」が責任主体となっていて行っている。「自己啓発委員会」で指摘された内容（改善事項）については、「運営協議会」と協議の上、必要に応じて教授会に諮られたのち、その運用単位である学科において具体的な見直し（検証）と改善・改革が行われている。

## 2. 点検・評価

### ●基準4(2)の充足状況

体育学科における現代教養科目と専門教育科目との位置づけは明確であり、教育目標や学位授与方針の基に整備された教育課程の編成・実施方針に基づいて必要な授業科目が順次性をもって適切に開設されており、必修、選択必修、選択科目等の開設状況も概ね適切であると思われる。

体育学科のキャリア教育については、第1年次に行われる就職活動に関する講義や先輩の体験談を聞く会といったキャリア教育の導入から、第2年次の「総合地域演習」、「体育学演習」等で行われている地域社会との結びつきを通じたキャリア教育の実践まで、順次性をもって有効に機能している。また、専攻科のキャリア教育も、各種の実習科目の中でアスレティックトレーナーの活躍する現場や仕事を見学させる機会を数多く設けて実施していることから、概ね適切であると思われる。

また体育学科と専攻科の入学前教育についても積極的に取り組んでおり、基準は概ね充足していると思われる。

### ① 効果が上がっている事項

体育学科に進学してきた学生は、スポーツや運動に深い興味・関心があり、卒業後の就職先の選択においても多くの学生がスポーツや運動のインストラクターを志向している。したがって、地域住民を対象として学科が主催している「健康運動教室」は、運動指導を学生自らが実際に体験することにより実社会との接点が増え、職業に対するイメージを深めるキャリア教育の充実・発展にもつながっている。

### ② 改善すべき事項

体育学科の入学前教育は、A0入試や推薦入試等で合格した入学予定者を対象として積極的に取り組んでいる。しかし、体力トレーニングの実施については、ただ入学予定者に対して体力

トレーニングの実施を促すのみとなっており、実際にトレーニングを実施したかどうかについての確認はしておらず、改善が必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

体育学科では、地域住民を対象（年齢制限なし）とした「健康運動教室」が、学生のキャリア教育の充実・発展のために非常に重要なプログラムであると認識している。今後は、子ども向けと高齢者向けの別々のプログラムを企画し、実施に向けた検討を行う予定である。

#### ② 改善すべき事項

体育学科の入学前教育における体力トレーニングの実施状況については、平成27年度入学生から実際にトレーニングを実施したかどうかを確認し、その内容と効果等について、入学後の「体育学基礎演習」の中での討論課題として取り上げていく予定である。

### 4. 根拠資料

- 4 (2) - 1 至学館大学短期大学部学則（既出 資料1 - 2）
- 4 (2) - 2 至学館大学短期大学部 教学の手引 2014（CAMPUS GUIDE）（既出 資料1 - 3）
- 4 (2) - 3 専攻科（アスレティックトレーナー専攻）教育課程表
- 4 (2) - 4 体育学基礎演習発表会テーマ一覧
- 4 (2) - 5 シラバス（「総合社会参加論」及び「総合地域演習」）
- 4 (2) - 6 平成25年度健康運動教室のスケジュール表
- 4 (2) - 7 短期大学部体育学科入学前教育の案内文
- 4 (2) - 8 専攻科合格者及び夏合宿に関する補習・補充教育の取り組み

### 第3節 教育方法

#### 1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

##### <1> 短期大学部全体

単位の計算方法については、学則第25条に「授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間は教室内教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。実験、実習及び実技については、30～45時間をもって1単位とする。」と明示している(資料4(3)-1 第25条)。

1年間の授業期間は本学の学年暦で示しているように、前・後期に分け、それぞれ15回ずつの授業を開講している。1年間の授業期間は、補講期間、定期試験期間、追・再試験期間を別に定めており、学則に示したとおり、35週にわたることを原則としているが、実質はそれ以上となっている(資料4(3)-1 第23条、資料4(3)-2)。

また、野外運動(I、II、III)等、教育効果を考慮して通常の授業期間外に集中形式で実習を行っている場合もあるが、1単位の時間数や授業回数については上記と同様である。

授業形態は、講義、演習、実習及び実技等であり、授業の内容によってそれぞれ適切な授業形態を採用している。

##### <2> 体育学科

本学科における履修指導は、学年ごとに実施しているオリエンテーション時と「体育学基礎演習<1年次>」及び「体育学演習<2年次>」の中でそれぞれのゼミ指導教員が行っている。第2年次生には、前年度末に「卒業ガイダンス」を実施しており、第1年次における修得単位数の確認、第2年次の履修方法や各種資格の取得方法の説明、編入学や専攻科進学等の進学ガイダンスや就職ガイダンス等をきめ細かく指導している(資料4(3)-3)。第1年次生に対しては、入学式後に保護者同伴で行う「新入生ガイダンス」にて学科教育の概要を説明し、後日に行われる「新入生オリエンテーション」において詳しい履修指導を行っている(資料4(3)-4)。両学年とも、各学年に開設されているゼミ形式の授業の中で担当教員が履修指導の徹底を図っている。また、前・後期それぞれの成績が提示された時点において、修得単位が著しく不足している学生に対しては、担当教員が直接履修指導を行うと同時に、保護者に対して注意勧告書を郵送し学習指導の協力を要請している(資料4(3)-5)。保護者との連携については、上記の「新入生ガイダンス」にて教育後援会総会後の学科懇談会に出席を要請しており、出席した保護者との間で、ゼミ担当者を中心に活発な質疑応答が行われている(資料4(3)-6)。

なお、本学科では学生が授業時における学習のみでなく、予習・復習にも時間をかけられるように年間の履修科目登録の上限を平成26年度入学生から原則49単位に設定した(資料4(3)-7 第24条)。これは、本学科の学生が将来目指す進路において必要となる資格の取得を考慮し、単位数を割り出したものである。ただし、第2年次生においては、第1年次において優れた成績をもって単位を修得した場合、申請により53単位まで履修登録ができるようになっている(資料4(3)-8)。その際の「優れた成績」の判定は、以下の式Aで求めた点数が2.7点以上(満点3点)である。

$$\{(優の単位数) \times 3 + (良の単位数) \times 2 + (可の単位数)\} / (総修得単位数) \cdots (式A)$$

学生の授業への主体的参加についても、前記同様「体育学基礎演習<1年次>」と「体育学演習<2年次>」の中でそれぞれ指導を行っている。

第1年次では、「体育学基礎演習」において学年全員で体力と運動能力の測定を行っている(資料4(3)-9)。この授業のねらいは単に自身の体力と運動能力を測定するだけでなく、測定に必要な準備や他者の測定を実体験することである。測定後も各ゼミ単位で反省会を行い、自身の体力と運動能力を客観的に把握することになっている。また、ゼミごとの発表会も半期に1度最終週に実施しており、発表する題目の決定から、発表原稿の作成、スライド資料の作成やプレゼンテーションに至るまで、ゼミ学生同士が話し合いながら行っている(資料4(3)-10)。その際、ゼミ担当教員は必要に応じてサポートやアドバイスをすることのみで、学生の主体的な参加を促している。

さらに、第2年次では大学の所在地である大府市との包括協定事業の一つとして大府市民を対象とした「健康運動教室」を主催しており、この教室の実施を必修科目の「体育学演習」の授業の一環として位置づけ、ゼミごとに教室を1回以上担当している(資料4(3)-11)。学生は、所属するゼミが担当する開催日毎にテーマの設定から当日の準備、運営、指導まで自ら積極的に参加している。

### <3>専攻科

専攻科の学生への履修指導は、入学後の「新入生オリエンテーション」時において教学の手引を参照しながら行っている(資料4(3)-12)。

専攻科の入学定員は36名であるが、現在は15~20名程度の学生数に留まっており、結果的に教員とのコミュニケーションが密に図れる少人数での講義や実習が行われている。

専攻科の学生は、午前中はスポーツ傷害、バイオメカニクス、栄養学、生理学等の講義を学び、午後はアスレティックリハビリテーション、コンディショニング等の実習を行い、夕方からは本学に設置されている「トレーナールーム」でアスレティックトレーナー資格を持つ教員の指導のもと、アスリートの身体ケアのサポートにあたっている。また、学生の中には自主的に学内外のクラブに帯同し、アスリートの身体ケアのサポートを行っている者もいる。このように専攻科では、理論と実践方法の習得から、実際のトレーナーの活動現場でのフィールドワークまで、学習成果を十分に得るための授業形態を学生に提供している。

専攻科は、1年課程であるため、履修単位の上限は設けていない。

現在、専攻科ではアスレティックトレーナーを目指すという将来の目標がはっきりしている学生がほとんどであり、学生の授業への主体的参加を促すための方策は特に必要としていない。

## (2) シラバスに基づいて授業を展開しているか。

### <短期大学部全体>

シラバスについては、前回の認証評価において、「書式はほぼ統一されているが、科目や教員によっては記述形式や内容に大きな精粗が見られるので、全教員の間で、記載事項・記載方法の意思統一を図る必要がある」という改善課題を残していた。このことに関しては、平成23年度から教務委員会が中心となって全教員に対して、シラバスの書き方についての具体例を示しながら周知・徹底を図ってきた(資料4(3)-13)。また、平成24年度は、それぞれの授業の「達成目標」を考慮した評価方法とその割合や、展開計画中に同じテーマが続く場合はサブテーマ

等により各回の授業内容を具体的に記述することなど、シラバスがより詳細かつ具体的になるように周知・徹底を図った(資料4(3)-14)。さらに、各教員から提出されたシラバス原稿についても学科長によるチェック体制をとり、適合していないシラバスについては修正を求め、シラバスの内容充実に努めた(資料4(3)-15)。その結果、①「授業のねらい」に「何が身につくか」を明確にすること、②「展開計画」には、15回又は30回分の授業内容を必ず具体的に記載すること、③「成績評価」に出席を含めないこと、④達成目標と「成績評価」との間に整合性があること、⑤曖昧な評価基準を設けない、等の基本的な記載事項についての改善が図られた。

平成25年度は、より厳格な成績評価が実施されるようにするため、新たに「到達目標」を記載する欄を設け、評価方法との関連をシラバスに記載するようにした(資料4(3)-16)。その結果、平成26年度のシラバスには、「授業のねらい」と「到達目標」の記載とともに、成績評価の方法と基準についても到達目標に沿ってより明確に記載されている。

なお、シラバスに沿った授業を実施しているかどうかについて、以前は、学生の「授業改善アンケート」の中に「シラバスに沿った授業が行われましたか」という設問項目を設けていたが、現在は「シラバスにおける授業のねらい、授業計画、評価方法等を読みましたか」という設問に代わっているため、シラバスに沿った授業が実施されているかどうかについての具体的な検証はできていない。ただし、各授業の第1回目に、シラバスに基づいて「授業の目的」、「到達目標」、「授業計画」、「評価方法」等を説明するように教務委員長が教授会の場で要請を行っている。

### (3) 成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

#### <短期大学部全体>

本学における成績評価と単位認定については、学則及び教学に関する規程に明示している(資料4(3)-1 第27条、4(3)-7 第37条～第40条)。

それぞれの授業科目についての成績評価は、各学期末に行う定期試験、追試験、再試験等によって行うことになっている。ただし、追・再試験は1回限りとする。なお、学業成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点に満たない場合は不合格とする。追試験の成績は、最高を90点とし、再試験の成績は可又は不可とする。また、評点・評語と単位認定の関係は次のとおりである。

評点	評語	単位認定
100～80点	優	合格
79～70点	良	
69～60点	可	
60点未満	不可	不合格

各授業科目の単位認定結果については、各教員が教務情報システムを用いて教務課に報告することになっている。卒業年次については、各学生の総修得単位数を教務委員会で一括して審議したのち、最終的に教授会で卒業判定を行っている。

体育学科では、併設の至学館大学との単位互換により、特定科目の単位を修得した場合は、体育学科で履修した単位とみなすことができる。また、愛知学長懇話会に加盟している43大学の指定された科目を履修して、これを卒業に必要な単位数に算入することができる。放送大学

との単位互換も行ってきており、平成25年度には、今までの単位互換科目を見直し、体育学科の現代教養科目の編制方針に沿っていると思われる6科目を新たに設定した(資料4(3)-12 p.8)。

また、他大学や短期大学等から本学の第一年次に入学した学生については、教育上有益と認める場合に既修得単位の認定を行っている。その際の単位認定は15単位までとしている。さらに、入学後に他の短期大学又は大学で修得した15単位、外国の短期大学又は大学で修得した15単位も合わせて30単位まで本学で修得した単位として認定できるようになっている(資料4(3)-1 第28条～第31条)。

## 2. 点検・評価

### ●基準4(3)の充足状況

本学における単位数の計算や1年間の授業期間及び各授業の授業時間等については、短期大学設置基準を遵守しており適切である。また、教育目標を達成するために講義、演習、実習及び実技等、授業の内容によってそれぞれ適切な授業形態を採用しており、概ね適切であると考ええる。

シラバスの内容や書き方についても毎年度改善を行ってきており、概ね適切であると考ええる。

また、各授業の第1回目に、シラバスに基づいて「授業の目的」、「到達目標」、「授業計画」、「評価方法」等を説明するように教務委員長が教授会の場で要請を行っており、概ねシラバスに基づいた授業が展開されているものと思われるが、この点については今後の検証が必要であるものと思われる。

なお、体育学科における1年間の履修科目登録の上限は原則として49単位以内と定めている。

さらに、体育学科では入学後に併設大学や他大学等で修得した単位も規程に基づいて認定しており、概ね適切であるものと考ええる。

### ① 効果が上がっている事項

シラバスの内容や書き方については、毎年度改善を加えてきており、かなり改善されてきている。学位授与方針及び修了認定方針や教育課程の編成・実施方針に沿った「授業のねらい」と各授業の「到達目標」が記載され、成績評価の方法と基準についても到達目標に沿って記載されたことで、学生が何のために何を学び、それがどのように評価されるのかがかなり明確となったと思われる。

また、体育学科の1年間における履修科目登録の上限を原則として49単位以内と定めたことは、学生が入学当初からより明確に自分の進路を考えながら授業科目を選択するようになってきたという点で評価できるものと思われる。

### ② 改善すべき事項

本学における成績評価は、学則及び教学に関する規程に明示しており、また評価方法もシラバスにおいても統一して記載されている。しかし、「授業態度」など主観的な評価が入りやすい評価項目については、教員間で評価方法が未だ統一されておらず、改善が必要と思われる。

シラバスに基づいた授業が展開されているかどうかについての検証を行う必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

シラバスの内容や書き方については、毎年度改善を加えてきている。今後は、学生が何のために何を学ぶのかをさらに明確にするため、各授業科目の「授業のねらい」と「到達目標」を記載するだけでなく、カリキュラムマップやカリキュラムツリーを作成して履修指導等に役立てるようにしていく。

また、体育学科では1年間における履修科目登録の上限を原則として49単位以内と定めたが、今後は、得られた余裕時間が実際に予習・復習のための時間として使われているかどうかを検証し、必要な指導を行っていくことにしている。

#### ② 改善すべき事項

成績評価における「授業態度」など、主観的な評価が入りやすい評価項目に対しては、この間 FD 推進委員会で検討されており、Rubric 評価や Portfolio 評価を導入していく、という方向性が確認されており、今後それぞれの授業科目に反映していくことにしている。

シラバスに基づいた授業が展開されているかどうかについての具体的な検証方法とその実施については、再度 FD 推進委員会で検討する。

### 4. 根拠資料

- 4 (3) - 1 至学館大学短期大学部学則 (既出 資料 1 - 2)
- 4 (3) - 2 平成26年度 (2014 年度) 至学館大学・至学館大学短期大学部 学年暦
- 4 (3) - 3 卒業ガイダンス<平成26年度 履修案内> (冊子)
- 4 (3) - 4 平成26年度履修案内 (冊子)
- 4 (3) - 5 保護者に対する注意勧告書のサンプル
- 4 (3) - 6 平成26年度短期大学部体育学科教育懇談会の報告書
- 4 (3) - 7 至学館大学短期大学部教学に関する規程
- 4 (3) - 8 履修科目登録の上限設定について (案) (教授会資料)
- 4 (3) - 9 「体力測定」実施方法
- 4 (3) - 10 平成25年度体育学基礎演習・発表会 発表演題
- 4 (3) - 11 平成25年度健康運動教室のスケジュール表 (既出 資料 4 (2) - 6)
- 4 (3) - 12 至学館大学短期大学部 教学の手引 2014 (CAMPUS GUIDE) (既出 資料 1 - 3)
- 4 (3) - 13 「2012 授業計画 (シラバス)」の執筆に関する通知書
- 4 (3) - 14 「2013 授業計画 (シラバス)」の執筆に関する通知書
- 4 (3) - 15 平成25年度シラバス作成日程表
- 4 (3) - 16 「2014 授業計画 (シラバス)」の執筆に関する通知書

## 第4節 成 果

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### <1> 体育学科

本学科ではこれまで、①卒業研究と②卒業後の進路を中心に学修成果の評価を行ってきたが、平成25年度からは試験的に③学修成果に関する総合アンケートを加えて実施している。

#### ① 卒業研究による評価

本学科では、第2年次前・後期の必修科目として開設している「体育学演習」で課している「卒業研究」の内容を、学修成果を評価する指標の一つとしている。この「卒業研究」は、体育、スポーツ、運動や健康に関するテーマを学生が自ら設定し、様々な文献等を調べ、実験や調査、指導の実践を通してまとめ、発表会を実施するものである。発表会には、第1年次及び第2年次の学生全員と学科所属の全教員が参加している。また、学生が行った卒業研究すべてをそれぞれA4サイズ2枚にまとめた抄録集も刊行しており、1・2年次の学生と併設の至学館大学の教員全員に配付している(資料4(4)-1)。なお、これまで刊行された抄録集は各ゼミ担当教員が保管しており、学生が自由に閲覧できるようにしている。

「卒業研究」の評価は、刊行された抄録集を学科所属の教員全員で閲覧したのち、学生個々の卒業研究が一定のレベルに達したものであるかどうかを学科会議で検討し、また発表会では複数の教員で発表の内容、発表時の態度、抄録どおりの発表が行われたかどうか等についての評価を行っている。

平成25年度は、卒業年次学生から68本の卒業研究の抄録集(グループ研究を含む)が提出され、発表会を実施した結果、全ての学生が合格となった。

#### ② 卒業後の進路状況による評価

本学科では教育目標として、専門的な知識と実践力を身につけた体育及びスポーツ・運動の指導者の養成を掲げている。したがって、本学科での学修成果を基にした就職先としては、学校体育、民間企業や施設・団体における運動指導等が挙げられる。また、病院や介護等施設においても専門性を活かした仕事を行うことができる。さらに本学科における専門教育を高等教育の「ファーストステージ」と捉えており、在籍中に学問的な動機づけを行い、卒業後に4年制大学への編入学や本学専攻科(アスレティックトレーナー専攻)に進学することも積極的に推奨している。

平成25年度の卒業生は140人(前期卒業生4人を含む)であるが、そのうち56人(40.0%)が就職し、64人(45.7%)が進学し、その他(就職や進学を希望しない者)は20人(14.3%)であった。就職した56人の中の内訳をみると、インストラクター・運動指導が14人(25.0%)、介護・リハビリ職が10人(17.9%)、スポーツ関連企業が3人(5.4%)と合計27人(48.2%)が本学科の教育目標に合致した就職を決めている。また、進学者の中では併設大学へ編入学した者が36人(56.3%)、本学専攻科(アスレティックトレーナー専攻)へ進学した者が19人(29.7%)、他大学へ編入学した者が3人(4.7%)、専門学校へ進学した者が4人(6.3%)、教員免許取得のための科目等履修生が2人(3.1%)となっている。このように多くの学生が学科の教育目標と合致した進路に進んでいる点は高く評価できるものと思われる(資料4(4)-2)。

### ③ 学修成果に関する総合アンケートによる評価

本学科では、平成24年度から全学的な自己点検・評価を行い、学位授与方針をはじめ、教育課程の編成・実施及び学生の受け入れに関する三つの方針を新たに明確にしてきた（第1節 p. 17）。

新しく設定した学位授与要件に対する学修成果の評価方法と基準については、現在もなお「教育内容・方法・成果等点検部会」（体育学科や専攻科）で検討中であるが、体育学科では平成25年度の卒業年次生に対して、以下のような「学修成果に関する総合アンケート」を試験的に実施した（資料4(4)－3）。

アンケートの内容は、本学の教育理念である「人間力の形成」に関する設問項目（1～6）と、学科の専門力に関する設問項目（7～11）の計 11 項目である。評価は、1. 身につけていない、2. 少しは身についたと思う、3. ある程度は身についたと思う、4. かなり身についたと思う、の4段階で行った。

#### ・設問 1. 「健康力」について

健康に関心を持って、自らの身体的・精神的・社会的な健康に心がけて生活する習慣が身につきましたか。また、そのために運動、栄養、リフレッシュ（休養）等に配慮して、自己管理ができるようになりましたか。

#### ・設問 2. 「知的視力」について

大学やその他の活動で学んだ知識や教養を自分の生活に積極的に活用できるようになりましたか。特に、広い視野から物事を深く捉え、その本質を理解しようとする姿勢が身につきましたか。

#### ・設問 3. 「社会力」や「行動力」について

自らの周囲（社会）で起きていることに興味を持ち、積極的に人と関わりながら自らの役割を考えて行動することができるようになりましたか。また、そのためのコミュニケーション力や人間関係を築くことができるようになりましたか。

#### ・設問 4. 「自己形成力」について

自らの特質（性格）や問題点等を把握するために努力し、よりよい自分自身を求めて積極的にチャレンジし、絶えず向上しようとする姿勢が身につきましたか。

#### ・設問 5. 「当事者力」について

社会で起こる多様で幅広い事柄に対して、すべてを自らに関連づけて考え、主体的に行動することができるようになりましたか。

#### ・設問 6. 上記（1～5）の設問を総合して「人間力」が身についたと思いますか。

健康力、知的視力、社会力（行動力）、自己形成力、当事者力の五つの力を総合した力を本学では「人間力」と定義しています。これらを総合した「人間力」が身につきましたか。

#### ・設問 7. 各年代（幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期）の健康づくりに必要な専門知識と指導法が身についたと思いますか。

#### ・設問 8. 2年間で学んだ専門知識をもとに、スポーツや運動を安全に、正しく、楽しく指導できる能力が身についたと思いますか。

#### ・設問 9. アスリートのサポートに必要な専門知識と技能（トレーニング法、救急法、テーピング法等）が身についたと思いますか。

#### ・設問 10. スポーツ・運動分野に関する事業やイベントを企画・運営する能力が身についたと

思いますか。

- ・設問 11. (教職科目履修者のみ) 学校教育(保健体育)における体力・健康づくりに必要な専門知識と指導法が身についたと思いますか。

アンケートは教室で実施し、学部長が各設問に対して具体例をあげながら詳しく説明を行った。アンケート用紙は体育学科に在籍の第2年次生142人に配付し、回収されたのは136人で回収率は95.8%であった。なお、回収できなかった学生は、留年や退学が決定している学生、及び欠席が多くて連絡の取れない学生等である。

本学の教育理念である「人間力の形成」に関する設問項目に対する集計結果は以下のとおりである。

設問項目1～6の集計結果

項目	評価得点	設問1	設問2	設問3	設問4	設問5	設問6
人数	1	11	18	8	11	27	1
	2	58	62	48	49	56	61
	3	61	39	54	53	42	64
	4	6	17	26	23	11	10
割合(%)	1	8.1	13.2	5.9	8.1	19.9	0.7
	2	42.6	45.6	35.3	36.0	41.2	44.9
	3	44.9	28.7	39.7	39.0	30.9	47.1
	4	4.4	12.5	19.1	16.9	8.1	7.4

各設問ともに、評価得点が「2.少しは身についたと思う」と「3.ある程度は身についたと思う」と回答した学生が非常に多かった。このように、2と3に大きく分かれたのは学生が自己評価をする時に、「2.少しは身についたと思う」、のか「3.ある程度は身についたと思う」、のかを判断をする際の微妙な違いによるものと思われた(多くの学生の実際の声でもある)。

短期大学という短い期間の中で、学生自身が、本学が掲げる人間力を少しでも「身につけた」と回答した、つまり評価得点が2点以上の学生を合計すると、設問1が125人(91.9%)、設問2が118人(86.8%)、設問3が128人(94.1%)、設問4が125人(91.9%)、設問5が109人(80.1%)、また、1～5を総合した設問6では135人(99.3%)と極めて高い値が得られた。

これらの結果は、本学の教育理念である「人間力」がある程度身についたものとして評価できる。しかし、中には評価点が「1.身につけていない」、と回答した学生も一人いた。

また、学生個々について設問1～6までの評価得点の合計を平均したところ、平均値が4点の学生が2人(1.5%)、3点～4点未満の学生が26人(19.1%)、2点～3点未満の学生が93人(68.4%)で、平均値が2点以上を合計すると121人(89.0%)という数値であった。

なお、1点～2点未満の学生が15人(11.0%)もいたが、これらの学生に対しては、それぞれのゼミ担当の教員がその後の卒業研究の作成段階において個別の指導を行い、卒業要件がクリアできるように指導している。

また、学科の専門力に関する設問項目に対する集計結果は次頁のとおりである。

設問項目 7～11 の集計結果

項目	評価得点	設問7	設問8	設問9	設問10	設問11
人数	1	0	3	1	14	0
	2	41	45	36	50	12
	3	72	64	64	59	13
	4	23	24	35	13	15
割合 (%)	1	0.0	2.2	0.7	10.3	0.0
	2	30.1	33.1	26.5	36.8	30.0
	3	52.9	47.1	47.1	43.4	32.5
	4	16.9	17.6	25.7	9.6	37.5

専門力に関する設問項目においても、いずれも評価点「2.少しは身についたと思う」と「3.ある程度は身についたと思う」と回答した学生が非常に多かった。そこで、人間力と同様に評価得点が2点以上の学生を合計すると、設問7が136人(100%)、設問8が133人(97.8%)、設問9が135人(99.3%)、設問10が122人(89.7%)、設問11(教職課程履修者)が40人(100%)という数値であった。しかし、中には評価点「1.身についていない」と回答した学生も一部おり、特に設問10に対しては14人(10.3%)と多かった。

そこで、学生個々について設問7～10までの評価得点の平均値をみると、平均値が4点の学生が4人(2.9%)、3点～4点未満の学生が55人(40.4%)、2点～3点未満の学生が70人(51.5%)、そして、1点～2点未満の学生が7人(5.1%)という数値が得られ、合計すると129人(94.9%)の学生は、評価得点の平均値が2点以上であった。

以上の結果から、体育学科の学位授与要件についても、概ねその目的を達成できたものと考えられる。なお、評価得点の合計の平均が1点～2点未満となった学生については、それぞれのゼミ担当の教員がその後の卒業研究の作成時に個別の指導を行い、卒業要件がクリアできるようにしている(資料4(4)～4)。

## <2>専攻科

専攻科では、現在各授業科目の成績評価のみで総合的な学修成果の評価を行っている。

学生の進路については、平成25年度に修了した15人のうち、更に鍼灸等の勉学を行うため専門学校や他大学に進学した者が5人(33.3%)、病院や企業でリハビリ助手として勤務している者が6人(40.0%)、その他が4名(26.7%)であった。このように専攻科の専門性を活かした仕事に就いた者や、将来における明確な意識づけがなされ、さらに進学する者が大半を占めている(資料4(4)～5)。

### (2) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

教育成果のうち、日常的な学修成果については体育学科及び専攻科が中心になって、また、教育目標や学位授与要件等の達成度に関しては、「自己啓発委員会」が責任主体となって検証を行っている。「自己啓発委員会」で検証された内容(改善事項)については、「運営協議会」と協議の上、必要に応じて教授会に諮られたのち、その運用単位である学科会議において具体

的な見直し（検証）と改善・改革が行われている。

なお、学修成果を測定するための具体的な評価指標と評価方法及び評価基準については、現在「自己啓発委員会」からの指示のもと、「自己点検・評価実施委員会」及び「教育内容・方法・成果等点検部会」（学科及び専攻科）で検討している。

### （3）学位授与（卒業・修了認定）を適切に行っているか。

本学における卒業認定と学位授与は、学則及び学位規程に基づき体育学科及び専攻科から提出された原案を基に教務委員会で単位修得状況を審査したのち、最終的に教授会で審議されて判定が行われている。学則では、卒業要件単位数を体育学科は64単位、専攻科は32単位以上と定めており、そのうち、体育学科では現代教養科目が必修及び選択必修単位を含めて14単位以上、専門教育科目が必修及び選択必修単位を含めて50単位以上必要である（資料4(4)－6第32条～第33条、4(4)－7）。

また、体育学科では平成25年度の卒業生から、これらの卒業（修了）要件に加えて新しく学位授与要件として定めた学修成果を測定するために、「卒業研究」、「卒業後の進路」及び「学修成果に関する総合アンケート」の3つの指標によって総合的に評価し、学科の学位授与要件を満たしているかどうかを判定した。

過去3年間の学位授与状況（在籍者に対する学位授与及び修了率）は、体育学科では平成23年度が97.0%、平成24年度が95.8%、平成25年度が95.9%であった。また、専攻科については、平成23年度が88.9%、平成24年度が100%、平成25年度が100%であった（資料4(4)－8）。

## 2. 点検・評価

### ●基準4(4)の充足状況

体育学科では、これまで学修成果を卒業研究と卒業後の進路状況等によって評価してきたが、平成25年度からは「学修成果に関する総合アンケート」を試験的に加え、3つの指標から総合的に評価するようにした。

その結果、体育学科の教育目標は概ね達成されているものと評価できる。特に、体育学科の専門（教育）を活かした就職率の高さや、専攻科或いは併設大学への進学等を希望する学生数の多さや合格率の高さについては高く評価している。

また、新しく実施した「学修成果に関する総合アンケート」については、学科会議において、①設問の内容が大きすぎて学生が判断（評価）しにくかったのではないか、②評価点をもっと細かくすべきではなかったか（例えば5段階評価）、③学科に設定されている2つの履修モデルコースとの関係について不十分であった、等の問題点が一部指摘され、今後の検討課題となった。

専攻科についても、専門性を活かした仕事に就いた者や、将来に向けての明確な意識づけとともに、さらに進学する者がかなり多いことなどから、教育目標は概ね達成できているものと評価している。

教育成果に関しての検証は、体育学科及び専攻科ともに定期的に行っており、具体的な教育内容・方法の改善に繋げる方策についても概ね適切であるものと考えられる。

また、体育学科の卒業認定や専攻科の修了判定に関しても、学則その他の諸規程に基づいて厳正に行われており、概ね適切であるものと考えられる。

### ① 効果が上がっている事項

体育学科及び専攻科卒業生の専門（教育）を活かした就職率の高さや、将来に向けての明確な意識づけとともに、さらに進学する者がかなり多いことなどからみて、学科や専攻科の教育効果は十分に上がっているものと評価している。

### ② 改善すべき事項

学修成果に関する評価項目の中で、新たに実施した「学修成果に関する総合アンケート」の内容について、学科会議で明らかとなった問題点を検討し、改善を図る必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

今後もなお、体育学科や専攻科の専門（教育）を生かした就職率や進学率の高さが維持できるように教育の質と内容の充実を図っていく。

### ② 改善すべき事項

新しく設定したディプロマポリシーに対しての学修成果を測定する具体的な評価指標と評価方法及び評価基準については、現在「自己啓発委員会」からの指示のもと、「自己点検・評価実施委員会」及び「教育内容・方法・成果等点検部会」（学科及び専攻科）で、各学年の到達目標の設定も含めて検討しているが、その際上記の課題についても合わせて検討し、改善を図ることとしている。

## 4. 根拠資料

- 4 (4) - 1 平成25年度体育学演習 卒業研究抄録集
- 4 (4) - 2 平成25年度短期大学部体育学科卒業生進路一覧表
- 4 (4) - 3 学修成果に関する総合アンケート
- 4 (4) - 4 平成25年度 学修成果に関する総合アンケート結果
- 4 (4) - 5 平成25年度短期大学部専攻科修了生進路一覧表
- 4 (4) - 6 至学館大学短期大学部学則（既出 資料1-2）
- 4 (4) - 7 至学館大学短期大学部学位規程（既出 資料4(1)-2）
- 4 (4) - 8 短期大学部体育学科卒業率及び専攻科修了者率

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### <1>短期大学部全体

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の教育理念と教育目標を理解した上で、「常に主体的に学び、何事にも積極的にチャレンジしようとする探求心旺盛な人」としている。また、社会人及び外国人留学生についても同様である（資料5-1 p.4）。

上記の受け入れ方針については、入学者選抜試験のための募集要項や本学HP等に明示している。

##### <2>体育学科

本学科の求める学生像は、「体育・スポーツ・運動の指導者やスポーツ・健康産業分野でのエキスパートとして豊かな人間性と専門知識を身につけ、人々の健康実現に寄与・貢献できる人間力の育成を志す人」である（資料5-2 p.1、5-3 p.1、5-4 p.1）。障がいがある学生の受け入れについては具体的に明示していないが、事前の修学相談や受験の際には特別措置を行う旨を告知している（資料5-2 p.27、5-3 p.3、5-4 p.4）。

本学科における学生の受け入れ方針は、以下のとおりである。

- ① 保健や体育の指導に必要な専門知識と実践力を身につけ、中学校の保健体育科教員や幼児体育の指導者になることを志す人。
- ② 身体の構造・機能と身体ケアに関する専門知識と技術を身につけ、各種のスポーツ活動をサポートするアスレティックトレーナーを志す人。
- ③ スポーツや健康の指導に必要な専門知識と実践力を身につけ、地域におけるスポーツ指導者やスポーツ・健康産業に関連する分野でのエキスパートを志す人。

本学科で学ぶにあたっては、高等学校での学業のみならず、課外活動やボランティア活動、学校行事等に積極的に参加し、身体活動を通じた他者とのコミュニケーションをできるだけ多く経験しておくことを望んでいる。

なお、上記の本学科の学生の受け入れ方針については、平成25年度に実施した学生募集や入学者選抜に関する方針を記述しており、その後、平成24年度から平成25年度にかけて全学的な点検・評価を行い、教育理念（人間力の形成）に基づいた学科の学位授与方針や教育課程編成・実施方針及び学生の受け入れ方針等についても見直しを行った結果、平成26年度から一部修正を行っている。

新しく設定した学生の受け入れ方針は次のとおりで入学者選抜試験のための募集要項（平成27年度分）や本学HP、小冊子「教育方針」等に明示している（資料5-5 p.1、5-6 p.1、5-7 p.1、5-1 p.4）。

本学科では、社会に出て様々なスポーツや健康づくりを指導するために必要な専門知識の習得と実践力の養成に重点を置いた特色ある教育を展開している。

そのため、本学科では強い目的意識のもとに次のような志のある人を求めている。

- ① ライフステージごとの健康づくりに必要な専門知識と指導法を身につけ、スポーツや運

- 動を介した健康の保持・増進に寄与できる、健康づくりのエキスパートを目指したい。
- ② スポーツ・運動の特性やルールに関する専門知識を身につけ、スポーツや運動を科学的に指導できる指導者を目指したい。
  - ③ 学校教育（保健体育）における体力・健康づくりに必要な専門知識と指導法を身につけ、体力強化と健康増進に寄与できる指導者を目指したい。
  - ④ スポーツ・運動におけるトレーニング法、救急法、テーピング法等に関する専門知識と技能を身につけ、アスレティックトレーナーを目指したい。
  - ⑤ スポーツ・運動分野におけるビジネス、マネジメント等に関する専門知識と実践力を身につけ、スポーツ・運動に関連する産業分野でのエキスパートを目指したい。

本学科で学ぶにあたっては、高等学校での学業のみならず、課外活動やボランティア活動、学校行事等に積極的に参加し、身体活動を通じた他者とのコミュニケーションをできるだけ多く経験しておくことが望ましい。

### <3>専攻科

本専攻科(アスレティックトレーナー専攻)の求める学生像は、「アスレティックトレーナーに関する高度な専門知識と豊かな人間性を身につけた指導者を養成し、人々の健康実現に寄与・貢献できる人間力の育成を志す人」である(資料 5-8、5-9 p.1)。障がいのある学生の受け入れについては、具体的に明示していないが、体育学科と同様に対応している(資料 5-9 p.3)。

本専攻科における学生の受け入れ方針は、以下のとおりである。

- ① スポーツマッサージ、テーピング、アイシング等の身体ケアやスポーツトレーニング、リハビリテーション等に関する高度で専門的な知識と技術の習得を志す人。
- ② アスレティックトレーナーの知識と技術を活用し、ジュニアからシニアまで幅広い年齢層を対象とした体育・スポーツ・健康の指導者を志す人。
- ③ 日本体育協会公認アスレティックトレーナーの資格を取得して、トップアスリートをサポートするスタッフを志す人。
- ④ 日本体育協会公認アスレティックトレーナーの資格を取得して、病院、治療院等のスタッフを志す人。

本専攻科で学ぶにあたっては、本学の体育学科において開設されているアスレティックトレーナー養成関連の単位を修得しているとともに、豊富なトレーナー活動を経験していることを望んでいる。

なお、上記の学生の受け入れ方針についても、体育学科同様、平成26年度からは次のように一部修正を行っている(資料 5-10 p.1)。

本専攻科では、アスリートをサポートするアスレティックトレーナーを養成するために、スポーツトレーニングやリハビリテーション等に関する高度な専門知識と専門技術の習得に重点を置いた教育を展開している。

そのため、本専攻科では、強い目的意識のもとに次のような志のある人を求めている。

- ① リハビリテーション、マッサージ、テーピング、アイシング等に関する科学的な専門知識と技能を身につけたアスレティックトレーナーを目指したい。

② 身体の構造・機能とともにスポーツ医学に関する専門的な知識を身につけたアスレティックトレーナーを目指したい。

本専攻科で学ぶにあたっては、本学の体育学科において開設されているアスレティックトレーナー養成関連の単位を修得しているとともに、豊富なトレーナー活動を経験していることが望ましい。

## (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

### <1>短期大学部全体・体育学科

学生募集は、入試管理委員会の下部組織である募集専門部会を中心に基本方針及び事業計画に基づいて積極的に取り組んでいる。学生募集については、それぞれの受け入れ方針に基づいて様々な工夫を行っている。特に、オープンキャンパスの企画である授業体験や体感講座では、体育学科の専門分野の中から高校生に興味や関心がある分野を選定し、授業名称や講座名称もわかりやすくしている。また、修学相談、学生生活相談、入試相談等のコーナーも設けてきめ細かな対応を行っている。

その他、高等学校からの依頼に応じて、本学の教員が高等学校に出向いて授業を行う出前授業や学校見学の受け入れ等も積極的に行い、体育学科の特色についても広報している。

また、大学案内、進学相談会、オープンキャンパス、本学HP等を通じてできるだけ本学の魅力を理解してもらえるように努めている(資料5-11)。

具体的な広報・募集活動は、次のとおりである。

#### ・ 各広報媒体への広告出稿

広告媒体としては、地元紙を中心とした新聞への出稿及び高校生や高等学校教員に利用度の高い受験雑誌やネット媒体に出稿している(資料5-12)。

#### ・ 進学相談会・説明会

進学相談会は、高校生への直接的な募集活動であり、地元の東海4県を中心とした相談会に参加している(資料5-12)。さらに、西日本を中心に資料参加として、広報活動を行っている。また、本学主催の高等学校教員を対象にした進学説明会は、名古屋、豊橋、岐阜、津、浜松の5会場で開催している。

#### ・ オープンキャンパス

オープンキャンパスは、来校した高校生に対して紙媒体やネット媒体では伝えきれない内容や本学の雰囲気や直接伝え、より興味・関心を持ってもらえる機会であるために非常に重要視しており、様々な企画を立案しながら年5回開催している。

#### ・ 高校訪問

高校訪問は、本学の最新情報を高校側に提供し、より詳細な本学の特徴を理解してもらうため、渉外担当者(5名の職員)を中心に訪問している。年間で、愛知県は延べ800校、岐阜、三重、静岡を加えると、年間で延べ1,500校の高校訪問を行っている。

入学者選抜は、学科の受け入れ方針に基づき、入試管理委員会を中心に選抜方針を策定している。なお、入試管理委員会では、入学者選抜試験における受験機会の確保にも配慮しながら試験内容・入試日程・入学者選抜試験ごとの入学定員・選抜内容、配点等の原案を作成してい

る。特に、A0入試や推薦入試の選抜内容には、受験生の能力・適性等を判断するために、全体の評定平均値の点数化を行うとともに、面接時に受け入れ方針との整合性や適性の確認、小論文や運動実技を導入するなどの工夫を行っている。作成した原案は、教授会にて決定している。決定後、広く周知・徹底を図るために、入試ガイド、入学者選抜試験募集要項、本学HP等で公表している(資料5-13、5-2、5-3、5-4、5-9)。

本学の入学者選抜方法としては、①A0入試、②推薦入試、③一般入試、④大学入試センター試験利用入試、⑤大学入試センター試験プラス入試、⑥社会人特別入試、⑦外国人留学生特別入試等の多様な入学者選抜試験を採用している(資料5-14)。

入学者選抜試験の実施体制については、入試管理委員会が作成した運用に関するマニュアル「入学者選抜試験実施要領、入学者選抜試験問題輸送要領、入学者選抜試験監督要領(小論文、面接)、入学者選抜試験監督要領(教科・科目)、入学者選抜試験事故処理要領、入学者選抜試験室外連絡員要領、入学者選抜試験出題・合否判定ミス等防止要領」を整備し、受験生に対して公正かつ適正に選抜するよう実施している(資料5-15、5-16、5-17、5-18、5-19、5-20、5-21)。問題作成においては、問題作成専門部会が事前に出題範囲を超えての出題や難問・奇問・紛らわしい出題が無いように検証するとともに、採点ミスが発生しないように体制を整えて実施している。

本学では、現役学生以外に社会人、外国人に対しても広く門戸を開いている。入学者選抜試験は、学生の受け入れ方針に基づいて体育学科の特徴を活かした小論文の出題や面接時の質疑に工夫を行いながら実施している。

なお、入学者選抜試験の結果(志願者・合格者数等)については、本学HPや入試ガイドにおいて公表している(資料5-13 p.25)。また、受験生個人の成績は入学者選抜試験成績開示要領に基づき開示しており、情報の公開を行っている(資料5-22)。

このように、学生募集及び入学者選抜試験は、様々な工夫や改善を図りながら公正かつ適切に行われている。

## <2>専攻科

専攻科の学生募集については、教育目標や学生の受け入れ方針に基づいて求める学生像を専攻科案内、専攻科入学者選抜試験募集要項、本学HP等によって幅広く詳細な情報を広報している(資料5-8、5-9)。

専攻科の入学者選抜試験は、短期大学の学生を対象に実施している。Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の日程で、書類審査、小論文、面接等の成績等を中心に、入学志願者の能力・適性等を総合して選抜する。また、本学の体育学科を対象にした学内推薦入学制度も実施している。

このように、学生募集及び入学者選抜試験は、様々な工夫や改善を図りながら公正かつ適切に行われている。

### (3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### <1>短期大学部全体・体育学科

在籍学生数の適正な管理を行うため、毎年、入試管理委員会で前年度までの志願者状況や入学者状況を基にそれぞれの入学者選抜試験毎の入学生定員を設定しているが、その際の基本的な

判断基準は、A0 入試の定員を約 15%、推薦入試（併設校、指定校、公募）の定員を約 55%、一般入試の定員を約 30%と定めている。

定員の管理で一番重要となるのは入学者の適切な管理であるが、合格者数の決定に際しては、入学定員の超過あるいは未充足が生じないよう、前年度までの状況を勘案しながら入試管理委員会で慎重に検討して原案を作成し、教授会で最終決定を行っている。それでも、入学手続者数の読み違い等により、入学定員に対する入学手続者の過不足が生じてしまう場合がある。

体育学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率は、1.19～1.29(平均:1.24)倍となっている。入学者数比率が平成25年度では1.29倍とかなり高かったが、平成26年度は1.22倍と若干改善されている(大学基礎データⅢ学生の受け入れ(表3))。

在籍学生数は303名であり、収容定員に対する在籍学生数の比率は1.26倍と若干高い傾向にある(大学基礎データⅢ学生の受け入れ(表4))。

## <2>専攻科

専攻科の過去5年間における入学定員に対する入学者数比率は、平均で0.37倍と定員を下回っている。入学者数比率が平成22年度では0.25倍とかなり低かったが、平成26年度では0.53倍と若干ではあるが改善傾向にある。(大学基礎データⅢ学生の受け入れ(表4))。

### (4) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。

#### <1>短期大学部全体・体育学科

学生募集や入学者選抜試験等の実施が学生の受け入れ方針に基づいて公正かつ適切であるかどうかについては、入試管理委員会と経営管理局の入試・広報課で毎年度検証を行い、必要な改善を加えて次年度の原案を作成し、最終的に教授会で審議・決定されている。

学生募集の活動内容については、入試管理委員会の下部組織である募集専門部会を中心に毎年度、各広報媒体の効果、オープンキャンパスの来場者状況、各入学者選抜試験における志願者状況等を踏まえて検証・分析を行っている。

入試管理委員会では、入学者選抜試験を円滑に実施するための実施要領の策定、試験答案の保管、採点の集計、判定会議資料の作成、入学願書及び調査書等の出願書類の点検及び確認、合格通知書の点検及び確認等の業務を行っている(資料5-15)。

入試問題については、入試管理委員会の下部組織として問題作成専門部会を組織し、科目毎に問題作成専門部会員でチームを編成して作成している。また、入試問題に係る事故を防止するため、問題作成に関する基本留意事項、作成作業の進め方、作成上の留意事項、出題に関するミス防止等に関する要領等を作成して入試問題のチェックや点検体制を整えている(資料5-21)。

入学者選抜試験の実施に当たっては入試本部を設置し、重要な問題が生じた場合に対処できるように責任者を配置している。入試本部は、学長若しくは副学長を総括責任者とし、学部長を学部責任者、学科長を学科責任者として配置しており、さらに入試管理委員長、問題作成専門部会長、経営管理局長、入試・広報課長が常駐し、各試験場を統括している。各地方試験会場には、試験監督者として各学科から選任された教員及び職員を配置している。

入学者選抜試験の公平性については、特に面接試験では、受験生のグループによって差が生

じないように面接担当者同士で事前に質問事項や評価基準等を確認して公平・公正を保っている。また、A0 入試及び推薦入試については、毎年、評価項目に対するより詳細な点数化を図りながら採点基準に改良を加えている。

入試管理委員会は、試験結果をもとに合否判定(案)を作成し、教授会の審議を経て合否の判定が行われている。合否判定は、選抜試験の総合得点による判定を基本とし、受験生の学力や能力・資質以外の要件が合否判定に影響することがないように取り組んでおり、選考上の透明性は高い。このように、入学者選抜試験は実施要領に基づいて厳正に実施されている(資料 5-15)。

また、これらの学生募集や入学者選抜試験に関する点検・評価は、自己点検・評価実施委員会の下に評価目標・評価項目の設定を行い、学生募集等点検作業部会で点検・評価を実施し、問題のある事項については順次改善に取り組んでいる(資料 5-23)。

なお、改善・変更を行う必要がある事項については作業部会で具体的な改善(案)を作成し、その妥当性について自己啓発委員会で検証したのち、運営協議会に諮られ、承認が得られた改善(案)については、最終的に教授会で審議・決定されてから具体的に実施という手順になっている。

この改善策に基づく効果の検証についても、自己啓発委員会が行うという一連の手続き(PDCA サイクル)が徹底されており、学生募集や入学者選抜試験については公正かつ適切に、運営されている。

## <2>専攻科

専攻科の学生募集や入学者選抜試験については、入試管理委員会において募集方法やその効果、並びに選抜試験の方法・内容等について毎年度、検証・分析を行っている。

入学者選抜試験の実施体制については、入試管理委員会が中心となり試験問題の作成、採点、試験監督等を担当して行っている。選抜試験の実施に当たっては、入試管理委員長が中心となって入試業務を推進し、一般的な事務作業については入試・広報課が担当している。

このように、学生募集や入学者選抜試験は体育学科同様に公正かつ適正に実施されている。

なお、これらの学生募集や入学者選抜試験に関する点検・評価も体育学科同様に一連の手続き(PDCA サイクル)が徹底されており、公正かつ適切に運営されている。

## 2. 点検・評価

### ●基準 5 の充足状況

学生の受け入れ方針と入学前に修得しておくべき知識や経験等を求める内容については、本学HPや大学案内、その他の広報媒体等に明示している。また、入学者選抜試験も学生の受け入れ方針に基づき多様な選抜方法によって公正かつ適切に実施されている。入学定員や収容定員についても適正な管理をするように努めている。

体育学科における過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.24 倍で、また、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.26 倍となっており、若干高い傾向にある。

専攻科における過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 0.4 倍となっており、逆に大きく下回っている。

学生募集の方法や入学者選抜試験の内容と実施方法については、毎年度、入試管理委員会で

検証し、常に必要な改善・向上を図っている。

これらの学生募集や入学者選抜試験に関する点検・評価は、自己点検・評価実施委員会で実施され、また、効果の検証については自己啓発委員会で行っており、一連の手続き（PDCA サイクル）は確立されている。

#### ① 効果が上がっている事項

募集専門部会を中心に組み込んだ上記のような学生募集活動に加えて、高校訪問に役立てるための徹底した情報管理、教育内容や特色を明確にした広報物の制作、オープンキャンパスのプログラムの改善、受験生を対象にした本学HP上のサイトのリニューアル、等を行った。

また、入学者選抜試験においては、平成22年度の校名変更と男女共学化を契機に、A0 入試（アスリート選抜）、推薦入試（専門高校等特別選抜、一芸一能特別選抜、アスリート選抜、スポーツ選抜）、大学入試センター試験プラス入試、等を導入した。

これらの結果、平成22年度の志願者数は急激に増加し、また、体育学科の入学定員に対する入学者数の比率も改革前の平成21年度は 0.71 倍と定員割れしていたが、平成22年度以降は 5 年間平均で 1.24 倍とかなり改善された(大学基礎データⅢ学生の受け入れ(表 3))。

#### ② 改善すべき事項

- ・学生募集においては、現在、好調に推移しているものの、一層の情報発信力の強化が必要である。
- ・A0 入試における過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率が 1.47～2.65(平均:2.28)倍と高いため、改善する必要がある。
- ・専攻科の入学者数が入学定員を大幅に下回っていることについては、早急に改善する必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

募集専門部会の学生募集活動や高校訪問時の情報管理、充実した広報物の制作、オープンキャンパスの企画内容の充実、本学HPのサイトのリニューアルなどに取り組んできており、今後こうした取り組みは点検・評価を行いながら継続し、特にオープンキャンパス時における各プログラムへの来場者の分析、各高校で実施しているガイダンスへの積極的な参加、高校訪問時に持参する資料の整備・充実等を行ってさらなる改善・向上に繋げていく。

入学者選抜試験については、各種試験区分毎の志願者動向などを踏まえて、試験日程や選考方法等について点検・評価し、改善を図りながら入学定員の確保に努めたい。

#### ② 改善すべき事項

- ・学生募集における情報発信力の強化という課題を受けて、本学HPの一層の活用が必要である。具体的には、大学案内で伝えきれない最新の学内情報に加え、短期大学部としての特色を生かした内容を掲載できるよう平成27年度中に本学HPの内容を充実する。
- ・A0 入試の入学定員に対する入学者数比率が高いため、改善が必要であるという課題を受けて、平成22年度から過去 5 年間の志願者・入学者状況を入学者選抜方法ごとに検証し、平成

27年度中に入学定員の見直し等を行う。

- ・専攻科の入学生数が入学定員を大幅に下回っていることに対しては、今後、体育学科の学生に対するガイダンスの内容や方法等について募集専門部会で改めて検討し、改善を図る。

#### 4. 根拠資料

- 5-1 至学館大学短期大学部の教育方針（冊子）（既出 資料1-1）
- 5-2 平成26年度入学者選抜試験募集要項
- 5-3 平成26年度推薦入学者選抜試験（指定校・併設校選抜）募集要項
- 5-4 平成26年度社会人・外国人留学生特別選抜試験募集要項
- 5-5 平成27年度入学者選抜試験募集要項
- 5-6 平成27年度推薦入学者選抜試験（指定校・併設校選抜）募集要項
- 5-7 平成27年度社会人・外国人留学生特別選抜試験募集要項
- 5-8 2014 専攻科案内
- 5-9 平成26年度専攻科入学者選抜試験募集要項
- 5-10 平成27年度専攻科入学者選抜試験募集要項
- 5-11 2014 大学案内（既出 資料1-5）
- 5-12 媒体出稿、進学相談会等件数一覧
- 5-13 2014 入試ガイド
- 5-14 至学館大学短期大学部の入学者選抜試験の概要について
- 5-15 入学者選抜試験実施要領
- 5-16 入学者選抜試験問題輸送要領
- 5-17 入学者選抜試験監督要領（小論文、面接）
- 5-18 入学者選抜試験監督要領（教科・科目）
- 5-19 入学者選抜試験事故処理要領
- 5-20 入学者選抜試験室外連絡員要領（面接誘導業務含む）
- 5-21 入学者選抜試験出題・合否判定ミス等防止要領
- 5-22 入学者選抜試験成績開示要領
- 5-23 自己診断チェックリストー〈学生の受け入れ〉

## 第6章 学生支援

### 1. 現状の説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、教育理念である「人間力の形成」を踏まえ、学生自らが主体的に行動する機会を数多く設け、また、主体的な発想のもとに心身ともに健全でたくましく、「生きる力」、「行動力」、「仲間愛」に溢れ、そして諦めないで何ごとにも「チャレンジする精神」をもって行動できるように学生支援を推進している。

上記の教育理念に基づき、「学生本位主義」を旨としつつ、学生が学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように「多様な学生の要請に対応し、学習・生活・相談等の支援サービス機能の向上を図り、指導体制の整備と組織的・総合的な学生支援を推進する」という基本方針を定めて学生支援を行っている。そのため、本学では学生委員会及び進路支援委員会、スポーツ委員会、大学祭運営委員会等において学生の修学や生活支援及び進路支援に関するきめ細かな指導を行っている(資料6-1)。

(2) 学生への修学支援を適切に行っているか。

本学では、全学年にわたってクラス担任制を導入しているが、日常的には第1年次生は「体育学基礎演習」の教員が指導教員を兼ね、第2年次生は「体育学演習」のゼミ担当教員が学生個々の修学状況等を把握し、きめ細かな指導を行っている。具体的には、専任教員がそれぞれの授業の中で修学状況が好ましくない学生を学科会議に報告して話し合い、必要に応じてゼミ担当教員と連携した指導を行っている。その中で、留年、休学、退学に繋がりそうな学生については、毎月開催される学生委員会や学生相談室と連携して当該学生の状況把握と適正な指導を行っている。また、状況に応じて教員と学生、及び保護者が話し合いを行いながら学生の修学支援を行っている(資料6-2)。

また、本学ではクラス担任やゼミ担当教員とは別に、全ての教員がオフィス・アワーを設けており、学修に関することや学生生活上での様々な相談に教員が適時に対応できるようにしている。学生は、「オフィス・アワー一覧表」を基に専任教員の在室曜日と時間を確認し、気軽に相談できるようになっている(資料6-3)。

本学では、AO入試と推薦入試の合格者に対する入学前教育として、それぞれの学科の専門性を考慮した基礎知識の習得を促すとともに、具体的な課題を与えて学習成果の提出を求めるなど、短大の専門教育にスムーズに移行できるようにするための補習教育に取り組んでいる(資料6-4)。

また、厚生労働省所管の公益財団法人健康・体力づくり事業財団認定の「健康運動実践指導者」資格取得に向けて、毎年後期に実技・筆記試験対策用の補講を企画し、複数の教員が担当して補充教育を行っている(資料6-5)。

専攻科に合格した学生に対しては、後期授業の空き時間を利用して専攻科教員によるアスレティックトレーナーに関する補充教育を実施しており、さらに専攻科学生に対しては夏休み期間中に合宿して補充教育を実施している(資料6-6)。

その他、教員養成にも力を入れていることから、平成25年度より教職支援室を設置し、教職課程委員会の各委員と専門の職員が連携しながら教員養成のための補充教育を行っている。

なお、学生進路支援室では毎年、教員採用試験対策講座を開講し、教員採用試験合格への支援を行っている(資料6-7)。

障がいのある学生の入学に当たっては、入学前に保護者や本人及び出身高校と障がいの程度等を確認し、本学の講義、実技・実習等の概要を説明して対応できるかどうかの事前協議を行っている。この事前協議を踏まえて入学した学生に対しては、その障がいに応じてノートテイク等の専門家に業務委託する等の授業補助体制を整備している。また、その他の健康上の問題を抱えている学生に対しては、教務委員会や学科の教員、職員、保健室とで情報共有を行い、緊急時の対応ができるよう学内体制を整えている。

外国人留学生の入学に当たっては、入学試験において本人の語学力の程度等を確認し、その情報を基に学科内で事前協議し、対応策を検討することになっている。しかし、これまで外国人留学生の入学の実績はない。社会人学生については、入学時の年齢が満23歳以上で3年以上の職歴を有する者を入学試験の出願資格としているのみで、職業に就きながらの修学は想定しておらず、これまで特別な支援は行っていない。

奨学金については、日本学生支援機構をはじめとして、その他の外部団体等の奨学金を定期的に学生に周知し、経済的支援が受けられるように必要な手続を適宜行っている。また、経済的理由で修学が困難な学生を支援するため、本学独自の奨学金制度を以下のとおり設け、経済的支援を行っている(資料6-8)。

- ①至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金(貸与型)
- ②至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金(給付型)
- ③至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生(給付型)
- ④私費外国人留学生授業料減免(給付型)
- ⑤特別奨学金(給付型)

さらに、家計支持者の逝去や失業等による経済状況の急変に対しても、本学と提携した民間の金融機関による低利率の教育ローンを案内する等の対応を行っている(資料6-9)。

### (3) 学生の生活支援を適切に行っているか。

学生の生活支援としては、人間力形成を図るために充実した学生生活が送れるように、①学生の定期健康診断に基づく健康指導やケガ・病気への応急対応、②専門のカウンセラーを配置した学生相談室の整備・充実、③学生寮(女子専用)や大学周辺の下宿・アパートに住んでいる学生に対する安全指導や助言、④教育後援会や同窓会との連携強化による経済支援など、学生委員会と事務局学生課が連携して学生とのコミュニケーションが図りやすい環境を整えながら様々な問題に取り組んでいる。

組織体制としては、心身の健康保持・増進及び安全・衛生等に関して、学生委員会、学生相談室、学校医、学生課(保健室を含む。)等が横断的に連携・協力しながら対応している。

学生相談室は、月曜日から金曜日の週5日、午前10時から午後5時まで開室し、臨床心理士の資格を有する本学教員を室長として、非常勤のカウンセラー2名(資格保有者:臨床心理士、産業カウンセラー)で学生の学業・進路・友人関係・クラブ活動・ストレス・抑うつ・家庭問題・身体的健康・各種ハラスメント等の相談に適時対応している。また、学生相談室リーフレットを全学生に配付し、毎年度、新入生全員を対象に授業科目「体育学基礎演習」の一部を学

生相談室のガイダンスに充てている(資料6-10)。これは、カウンセラーが学生相談室の利用方法やメンタルヘルスに関する解説を行い、更に友達づくりのためのエンカウンターを行うものであり、一人で悩まず学生相談室の積極的利用を促すことを目的に実施している。なお、学生相談室を利用した学生の在籍学科や学年、相談内容等を毎日記録しており、年度末にはそれらをまとめ、その結果を学生委員会や保護者を対象とする教育懇談会で状況報告を行っている。

定期健康診断結果に基づく学生の健康管理については、学生課(保健室を含む。)が診断結果に対するフォローアップや健康相談などを本学が委嘱した学校医と連携して対応している。

なお、定期健康診断時の検査項目としては、学校保健安全法に定められた検査項目の他に血液検査と血圧測定を行って、各種疾病や内臓疾患等の高リスク者の発見にも努めている。保健室では、常駐の看護師が診断結果に「有所見者」とされた学生に対し健康指導を行っている。

また、診断結果については、全学生の保護者に対して毎年5月上旬に学生健康診断結果表を成績表とともに送付し、学生の健康状態に関する情報を提供している。学生課所属の保健室は、月曜日から金曜日の週5日、午前8時30分から午後5時30分まで開室しており、上記の他に急病・けが人に対し、症状に応じた応急処置や本学の医師免許を有する教授(内科医・整形外科医)に診断を依頼し、症状を判断して必要に応じて専門医療機関への紹介、若しくは搬送を行っている。さらに、毎月、保健室利用者の相談内容を分類して、学生相談室や学生委員会に報告している。その他、インフルエンザ感染時の自宅待機並びに課外活動停止基準を設け感染防止に努めている(資料6-11)。

本学では、セクシュアルハラスメント防止委員会に関する規程、セクシュアルハラスメント相談窓口に関する規程、セクシュアルハラスメント調査委員会に関する規程を整備しているが、その他のハラスメントにも対処するため、現在、平成27年度の制定・施行に向けて、各種ハラスメント対策に関する規程の改正や制定、ガイドライン及びハラスメントに関する学生配付用リーフレットの作成に着手している(資料6-12)。完成後は、教職員を対象として顧問弁護士(法律事務所)による研修会なども企画して、未然防止に取り組む計画である。

なお、カウンセラー(学生相談室長)を始めとしたハラスメント防止委員会メンバーによる相談窓口に加え、キャンパス内にオピニオン・ボックスを設置し、苦情の申し出や内部通報ができる体制を整備している。また、被害者から直接に相談できるよう学園の顧問弁護士(法律事務所)への相談窓口も設けている。

その他、課外活動の充実に努めており、併設の至学館大学と合わせて本学の平成26年5月1日現在の課外活動の登録数は33団体で、運動系26団体(クラブ21団体・同好会5団体)及び文化系7団体(クラブ3団体・同好会4団体)が活動しており、学生を中心とする学生会や大学祭実行委員会等がある(資料6-13)。

併設の至学館大学の健康科学研究所の事業として「アスリートサポートシステム」があり、本学も連携して課外活動の支援体制をとっている(資料6-14)。アスリートサポートシステムとは、医療部門・アスレティックトレーナー部門・栄養部門・メンタルマネジメント部門・バイオメカニクス部門・フィジカルフィットネス部門の6つの部門を設置して研究と実践活動を行って、アスリートの競技力向上のためにスポーツ科学と豊富なノウハウを融合させてアスリートを強力にバックアップする支援機能である(併設大学と本学の専任教員を含めて、内科医2名、整形外科医1名、アスレティックトレーナー資格を有する教員3名及び管理栄養士でスポーツ栄養士の資格も有する教員で構成)。

本学では、学生が卒業後に自らの資質を向上させ、社会的及び職業的な自立を図るために必要な能力の育成を正課内及び正課外で実施している。

正課内では、現代教養科目として「総合社会参加論」と「総合地域演習」の2科目を選択必修科目として配置しており、社会的及び職業的な自立を図るために必要な能力の育成に努めている。「総合社会参加論」では特に「災害」をテーマとし、ボランティアやNPOの視点から社会参加の意義を理解させ、積極的に課題の解決に挑む人材の育成に努めており、「総合地域演習」では地域でのフィールドワークを通して、何事にもチャレンジし、積極的に自ら考え、主体的に行動できる人材の育成に努めている(資料6-15)。

#### (4) 学生の進路支援を適切に行っているか。

進路支援としては、本学の教育理念である「人間力の形成」を踏まえ、学生自らが主体的に行動する機会を数多く設け、そして諦めないで何ごとにも「チャレンジする精神」を持たせながら、自己実現を支援するという考えの基に様々な指導・支援を行っている。

その際、「就職」という一元的な見方でなく、将来の「進路」全般を見据えた発想で、①「学生の自己発見・自己適正等の開発支援」、②「学生の適性・希望を考慮した将来に対する進路支援」、③「自分に合った職業に就くための就職活動支援」、④「社会で活躍できる人物育成支援」の4つを柱として、1年次から将来を見据えたキャリアサポートを行っている。具体的には、進路支援として大学への進学指導、各種資格取得に関する指導、就職ガイダンスの実施と企業の紹介や企業説明会の実施などが挙げられ、初回の進路支援ガイダンスでは、就職のガイドブックである「MY CAREER NOTE」の配付を行い、学生の就職活動への意識づけを行っている(資料6-16)。

進路支援に係る指導体制は、教職員で構成する進路支援委員会の下に様々なガイダンスを企画し、事務局の学生進路支援室及びゼミ担当教員が学生一人ひとりに対してきめ細かく指導に当たっている。また、進路支援委員会では、毎年度、学生の進路支援に関する重点課題、進路支援委員会活動方針及び学生進路支援室年間スケジュール等を策定している(資料6-17)。

本学科では進路支援委員会及び学生進路支援室と連携し、キャリア支援を目的として第1年次に「体育学基礎演習」(必修科目)を設けており、前期においては「キャリア教育」と題し、本学で導入している求人情報検索システムの使用方法の説明とともに、これから社会へ出て行くための心構え等を中心とした講義を実施しており、また、後期においては「先輩の就職体験」と題し、第2年次生で既に内定をもらっている学生や編入学試験に合格している学生から体験談を聴く企画を実施している(資料6-18)。さらに、第1年次において年に数回「スーツディ」と称し、学生にリクルートスーツで登校させる日を設けており、スーツを着用しての学生生活を通して、社会人としてのマナーや心構えをいち早く学ばせている。

#### (5) 学生支援の体制と検証プロセスについて

本学における学生支援(修学・生活・進路)の体制とその内容の適切性についての検証は、「自己啓発委員会」がその責任主体である。つまり、自己啓発委員会の指示のもとに「自己点検・評価実施委員会」と「学生支援点検部会」で点検・評価を実施し、問題のある事項については順次改善に取り組んでいる(資料6-19)。

なお、改善・変更を行う必要がある事項については点検・作業部会で具体的な改善(案)を作成し、その妥当性について自己啓発委員会で検証したのち、運営協議会に諮られ、承認が得られた改善(案)については、内容に応じて経営管理局长、学長（教授会）、理事長（理事会）によって最終的な実施の可否が決定される。改善策については関係部局が実施主体となる。また、改善策に基づく効果の検証は自己啓発委員会が行っている。

## 2. 点検・評価

### ●基準6の充足状況

小規模な大学であることから学生と教職員間のコミュニケーションがとれており、また、学生部長、学生委員会、学生相談室、経営管理局の学生課及び学生進路支援室が一体となって、学生支援の方針に基づきながら修学支援、生活支援、厚生補導、健康・保健管理、学生相談、進路・就職相談など、きめ細かな指導と助言、支援が行われており、同基準を概ね充足している。

### ① 効果が上がっている事項

修学が困難な学生については、毎月、学生委員会に諮ってその理由を把握するようにしている。その中で、特に経済的理由により修学が困難な学生に対しては、できるだけ奨学金制度等の活用を促し、修学が継続できるように指導している。これによって、平成25年度に卒業を目前にして家計が急変した学生1名が修学を継続出来るようになった。

奨学金等の経済的支援措置については、本学の財政規模の問題もあるが、修学困難者に対して平成21年度に設けられた「至学館大学および同短期大学部修学支援奨学金」（現：至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（給付型））を前年度（平成25年度）までに合計22,460千円給付しており、こうした経済的支援によって学生の修学継続が可能となっている（資料6-20）。さらに、平成26年度より同奨学金制度を抜本的に見直し、より多くの学生を支援できる制度に改正した。

本学の特色の一つにスポーツを中心とした活発な課外活動があり、その支援として、併設の至学館大学と連携したアスリートサポートシステムは、女子レスリングのオリンピック出場や陸上競技の世界大会出場など学生のアスリートを強力にバックアップしており、競技力向上やけがの予防など、効果を上げている（資料6-14）。

学生の進路支援については、進路支援委員会、学生進路支援室、及びゼミ担当教員の相互連携のもと、各種ガイダンス等を行って学生一人ひとりに対してきめ細かい指導を行っている。そのことによって学生の就業意識も高まり、体育学科で学んだ専門分野に係る業種だけでなく幅広い業種にも意識が向くようになってきていること、また、併設大学への編入学や専攻科への進学、他大学、専門学校等への進学を希望する学生が多くなってきている点は一定の評価ができる（資料6-21）。

また、これまで学生への求人情報は学生進路支援室における紙ベースの資料によって、ガイダンス等の情報は学内掲示のポスター及び電子メールによって伝達されてきたが、進路支援に係る情報を学生が必要に応じて学内外を問わず入手できるシステムとして、平成25年12月より、求人情報検索システムを導入し利便性の向上を図った。これにより、求人情報やガイダンス情報等をリアルタイムで配信し、休日や夜間、学外、自宅や外出先など、いつでも、どこでも学

生が求人情報を入手することができるようになり、併せて学生の就職活動状況を教職員が迅速に把握でき、かつ、必要な指導がシステム上でも可能となり、また、求人情報検索システムの導入によって、新たな企業等からの求人も増え平成26年度は昨年度に比べ3倍を超える求人が集まっている(資料6-22)。

## ② 改善すべき事項

昨今の経済不況等により、入学時から奨学金給付への要望は年々増加傾向にあるが、大学の財政の限界もあり、慎重な対応をしなければならない。経済的困窮者、学業成績優秀者、課外活動成績優秀者及び家計急変者等の修学支援状況を更に分析し、修学環境を整えることが必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

- ・既存の本学独自の各種奨学金制度に加え、大学と提携している民間の教育ローン利用者を対象とした利子補給型奨学金制度の新設を進めている。現在、草案は作成済みである(資料6-23)。
- ・併設の至学館大学と連携したアスリートサポートシステムについては、競技力向上やケガの予防などその効果が十分に発揮できるように健康科学研究所を中心として、更に研究やサポートを推進していく。
- ・学生の進路支援に当たっては、進路支援委員会、学生進路支援室及びゼミ担当教員との連携によって、学生一人ひとりにきめ細かい指導を行っているが、さらに、ボランティア活動やインターンシップ等を通して、キャリア形成のための指導や就業意識の向上に向けた取り組みを推進していく。
- ・新しく導入した求人情報検索システムについては、外部業者が運営する就職情報サイトとの違いを学生に認識させ、学生が最優先に利用する就職・進路支援システムとして発展させるようにガイダンス等を通じて浸透を図りたい。

### ② 改善すべき事項

経済的困窮者、学業成績優秀者、課外活動成績優秀者及び家計急変者等の修学支援の強化という課題を受けて、平成27年度迄に各奨学金制度を見直し、順次、規程の改正を図る。

## 4. 根拠資料

- 6-1 学生委員会規程/進路支援委員会規程/スポーツ委員会規程/大学祭運営委員会規程
- 6-2 就学困難学生報告書
- 6-3 平成26年度《前期》専任教員オフィス・アワー一覧表
- 6-4 短期大学部体育学科入学前教育の案内文(既出 資料4(2)-7)
- 6-5 至学館大学短期大学部体育学科の補習・補充教育の取り組み
- 6-6 専攻科合格者及び夏合宿に関する補習・補充教育の取り組み(既出 資料4(2)-8)
- 6-7 平成26年度教員採用試験対策講座の案内文

- 6-8 本学奨学金給付・貸与一覧表／至学館大学・至学館大学短期大学部奨学金規程／至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（給付型）規程／至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生規程／私費外国人留学生授業料減免規程／特別奨学金規程
- 6-9 セディナ学費ローンの案内文
- 6-10 平成26年度「図書館ガイダンス・学生相談員によるガイダンス」レジュメ／学生相談室リーフレット
- 6-11 インフルエンザ感染時に係る自宅待機期間に関する通知文
- 6-12 学校法人至学館のセクシュアルハラスメント防止委員会に関する規程／セクシュアルハラスメント相談窓口に関する規程／セクシュアルハラスメント調査委員会に関する規程／ハラスメント防止及び対策等に関する規程（案）／学校法人至学館ハラスメントの防止等に関する指針（案）／ハラスメントに関する学生配付用リーフレット（案）
- 6-13 平成26年度 課外活動団体加入状況の一覧
- 6-14 アスリートサポートシステムのパンフレット／健康科学研究所の事業実績一覧表（平成25年度～平成22年度）／体幹トレーニングの冊子
- 6-15 シラバス（「総合社会参加論」及び「総合地域演習」）（既出 資料4(2)-5）
- 6-16 第1年次生を対象とした進路支援ガイダンス（平成26年度）／卒業年次（第2年次生）を対象とした進路支援ガイダンス・その他の進路支援ガイダンス（平成26年度）／進路支援におけるその他の取り組み（平成26年度）／MY CAREER NOTEⅢ
- 6-17 進路支援委員会の活動方針及び活動実績／進路支援委員会開催実績（年間スケジュール）／平成26年度学生進路支援室 年間スケジュール
- 6-18 「先輩の就職活動体験談を聴く会」の案内文
- 6-19 自己診断チェックリスト＜学生支援＞
- 6-20 修学支援奨学金給付実績一覧表（平成21年度～平成25年度）
- 6-21 至学館大学短期大学部における進学状況
- 6-22 現状と「求人NAVI」導入後のイメージフロー／至学館大学短期大学部対象の求人件数推移
- 6-23 教育ローン利子補給奨学金規程（案）

## 第7章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学の教育目標を具現化するため、「学生の修学活動に必要な教育環境の整備を優先して管理・運営を行うこと」を方針とし、様々な教育・研究設備や機器・備品等を整備するとともに、学生が安全に快適な環境の中で教育を受け、また、教員がより質の高い教育と研究ができるように教育研究等の環境整備を進めている。

教育研究等の環境整備に当たっては、上記の方針等に基づき、自己点検・評価実施委員会の下に学科会議及び教務委員会を経て毎年、施設・設備、機器・備品等についての充実要望事項が集約される。それに対して教務課、総務課及び経理課がその必要性や緊急性、費用対効果等を検討し、全体的な調整（予算編成を含む。）を行いながら最終的な整備計画(案)を作成して具体的に推進している。また、既存の施設・設備の維持及び衛生・安全の管理が円滑に運営できるよう経営管理局や教員で構成する衛生委員会が中心となって取り組んでいる。

このような体制の基に本学の校舎、施設・設備等については、この数年間において、重点的に整備・充実を図ってきたところである(資料7-1)。

#### (2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学は、JR 東海道線名古屋駅から大府駅まで13分という通学に便利な位置にある。大府駅からは、大学まで常時スクールバスが運行(約7分)されており、学生の利便性を確保している。また、名古屋鉄道を利用する学生に対しても、名古屋鉄道知立駅から大学までスクールバスを運行している。キャンパスの南側には、大府市の二ツ池自然都市公園が隣接しており、高台の立地と緑と池に囲まれた落ち着いた景観や本学キャンパス内に植栽された数多くの樹木の緑豊かな環境は修学環境として恵まれている(資料7-2)。本学では、このような立地条件を生かして様々な憩いの空間を設け、キャンパス・アメニティの形成に努めている。

本学の校地・校舎は、併設の至学館大学と共用しており、校地面積は84,122.7㎡(設置基準上の必要校地面積は2,400㎡)、校舎面積は9,278.9㎡(設置基準上の必要校舎面積は2,250㎡)を有している(短期大学基礎データIV施設・設備等(表5))。

上記のとおり本学の校地面積については、短期大学設置基準第30条(校地の面積)に基づく必要校地面積を満たしており、短期大学設置基準第27条(校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。)の要件を満たしている。また、校舎面積についても短期大学設置基準第31条(校舎の面積)に基づく必要校舎面積基準を満たしている。なお、校舎等施設については、学長室、会議室、事務室、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理演習室など短期大学設置基準第28条に規定する専用の施設を備えている(資料7-3)。

運動場も併設大学との共用で約41,292㎡を有しており、キャンパス内に日本陸上競技連盟4種公認競技場として認定されているグラウンドが、また、キャンパスの南東方面には、平成22年度の男女共学化を機に建設した野球場と多目的グラウンドがあり、その他テニスコートをはじめとする課外施設や女子専用の寄宿舎(収容人員約70人)も整備されている。

体育施設も併設大学との共用で、メインのスポーツ・サイエンス・センターのほかに2つの体育館を有している。また、敷地内には屋外プール(25m、6レーン)も有している。

以上のとおり、短期大学設置基準第 27 条の 2 に定める運動場等の設置や第 28 条に定める附属施設として体育館等が整備されている。

また、併設大学との共用である図書館と平成24年度に新築された学生ホール（学歓ホール）がキャンパスの中心に位置しており、その他、研究棟（5000号館）も付設されている。なお、短期大学設置基準第 33 条に定める機械・器具等の整備についても、学科の専門教育や研究に必要な教育機器・備品等が十分に備えられている（資料 7-4）。

本学の防火・防災管理については、平成24年度から防火・防災管理委員会を組織し、関連規程の制定や教職員及び学生用の各マニュアルの整備を図ってきている（資料 7-5）。また、学内に組織された自衛消防隊を中心として定期的に学生・教職員等が連携して地震・火災訓練に取り組んでいる。なお、防災備蓄品については、防災倉庫を設置し年次的な購入計画に基づいて補充を行っている。加えて、緊急放送設備については、キャンパス内の各所に放送が行きわたるよう平成25年度に整備を進めたところである。

中長期的な施設・設備事業計画の中で重点事業としていた主要施設の耐震工事は、予定どおり進み、平成24年度をもって終了している。今後は、文部科学省の要請に基づく非構造部材の耐震化（天井落下の防止など）を重点事業として、昨年度までに実施した非構造部材の耐震調査結果をもとに平成27年度から補助金を活用しながら年次計画を策定して耐震工事を実施する予定である。また、老朽施設、設備の改修、修繕についても、学生の就学環境の充実として重要性、費用対効果を吟味し、優先度の高い個所から引き続き実施していく予定である。

障がい者のバリアフリーの対応としては、建物自体が昭和36年に建設のものもあるため、非常にその対応に苦慮しているが、平成 6 年建設の校舎9000号館、平成13年に建設した校舎2001号館にはエレベータを設置している。障がい者用トイレについては、校舎2001号館、スポーツ・サイエンス・センター、及び学生ホールにも設置している。また、車いす用のスロープは、正門からの登り坂と校舎9000号館の玄関に設置している。学生生活を支援する福利厚生施設として、学内には学生相談室、学生ホール、保健室、学生食堂、コンビニエンスストア、学生談話室等を設置しており、平成24年度にこれまで手狭であった学生談話室の問題を解消するため、新たに学生ホールを建設した。この学生ホール建設に当たっては、バリアフリーへの対応として車椅子用のスロープも 2 箇所設置し、学生用ラウンジ、コンビニエンスストア、コミュニケーションルーム、同窓会室、スクリーンやプロジェクター等の視聴覚機器や無線 LAN 等が備えられている。バリアフリーに関しては、現状の校地・校舎環境下では十分な整備状況とは言えないが、今後の施設・設備の改修状況に応じて可能な限り取り組む考えである。

セキュリティに関しては、学生が安心して学生生活が過ごせるように委託業者による警備員を常駐させており、来場者の入退出管理及び定期巡回等の徹底によるセキュリティ強化に努めている。また、主要な施設等については、機械警備（夜間）も行っている。

### （3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

平成25年度末の図書館資料数と過去 3 年における図書館資料整備費は以下のとおりである。

【図書館資料数】

種類 区分	図書の本数	国内誌の種類	外国誌の種類	視聴覚資料
大学	137,509	473	249	2,851

短期大学部	31,895	73	31	819
合計	169,404	546	280	3,670

**【過去3カ年における図書館資料整備費】**

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
大学	13,390,105 円	11,817,851 円	14,078,966 円
短期大学部	3,118,791 円	2,655,580 円	3,341,153 円
合計	16,508,896 円	14,473,431 円	17,420,119 円

図書館資料は、教養分野のほか、体育、スポーツ、医学、健康に関する分野、栄養、食品、保健、衛生に関する分野、児童に関する分野、教育・教職に関する分野と衣・住生活に関する分野、アジアに関する分野などが主な資料として所蔵されている。その他、学生生活を有意義に過ごすために、教養、娯楽 DVD など視聴覚資料を豊富に取り揃えている。

**<図書館資料の収集>**

図書館資料の収集については、教員の研究・教育や学生の学習のために下記の方法により、予算調整を図りながら整備を行っている。

- ① 原則としてシラバスに記載されているテキスト、参考図書は全て購入する。
- ② 附属図書館委員会において、学生の教育・研究のために必要な推薦図書をリストアップし購入する。
- ③ 学生からの希望図書を購入する。
- ④ 蔵書構成の新陳代謝を目的として、学科等の専門分野を中心とした最新図書の購入を行う。

**<学術雑誌の収集>**

学術雑誌については、学科から希望のあったものを附属図書館委員会で検討して購読するようにしている。

**<電子情報の収集>**

電子ジャーナルについては、洋雑誌 23 誌の購読を行い、本学ホームページ上からログインできるようにアドレスを公開し、利便性を高めている。今後も附属図書館委員会で検討を行い、教員の要望に応じて購読誌を増加させていく予定である。

データ・ベースについては、市販のソフトを活用しており、要望の多かった新聞記事閲覧などは、オンラインデータベースも利用している。

**<図書、雑誌の保管状況>**

図書、雑誌の保管状況については、約 6 万冊は開架となっており、基礎的資料、最近の図書や雑誌、参考図書、就職活動や国家試験に必要な問題集など利用頻度の高いものはすぐに手元に置けるような体制になっている。残りの図書、雑誌は図書館内の自動化書庫、学内の保存書庫に保管されており、利用希望があったときに提供を行える管理体制になっている。このように図書及び雑誌については、大学院と大学及び短期大学部の専門分野を中心に約17万3千冊（視聴覚資料を含む。）を収集しており、現状ではほぼ充実しているものと考えている。

図書館面積は、1,178.48㎡の広さを有し、閲覧室、視聴覚室、視聴覚資料室、書庫、事務室等が設置されており、図書館資料は、全て収納可能になっている(資料7-6)。また、閲覧室の座席総数は171席となっており、収容定員に対する座席数の割合は、11.9%である。また、閲覧机は、集中して学習できるようにキャレル式のを多く採用している。

図書館は経営管理局情報センター室が所管し、専任職員3名が業務を担当している。その他、書籍の貸出業務や図書の受入業務等は委託業者(3名)が行っている。業務従事者は全て司書資格を有している。

図書館の開館時間は授業期間と休業期間で異なり、以下のようになっている。

**【 図書館開館時間 】**

開館時間	授業期間	平日	8:50～20:00
		土曜日	9:00～17:00
	休業期間	平日	8:50～17:30
休館日	日曜日、祝日、夏期・冬期・春期休業期間中の土曜日など。		

開館日程は学年暦に応じて作成しており、平成25年度の年間開館日数は265日となっている。図書館の利用状況は、平成23年度は53,063人、平成24年度は36,358人、平成25年度は40,211人となっており、平成24年度の大幅な来館者数の減少は、平成24年10月から12月にかけて図書館の空調工事が実施され、利用に大幅な制限が加えられたことによるものであるが、いずれにしても年々学生の図書館利用は減少傾向にあるため、平成26年度から、学生に本をより多く読ませたいという観点から、人間力開発センターを中心に「人間力サプリ 一本、YON 読」という活動を全学的に開始した。一方、平成25年度より学生へのアピール活動として、図書館スタッフが「図書館NEWS」を作成し、推薦する図書や貸出ランキングについての情報発信を行っている(資料7-7)。また、情報検索用パソコンはその利便性を高めるために新規に5台を入れ替えた。さらに、積極的に新作映画をDVD、Blu-rayで購入するなど、図書館に対する学生の興味を引くための方策も展開中である。

なお、視聴覚室の座席数は42席あり、パソコン、ビデオ、DVD、CD等の使用ができ、授業、小講演会、グループ学習、クラブ活動等に使用されている。また、視聴覚資料室には、個人使用のオーディオ・ビデオブースを4箇所を設置しており、図書館で購入した視聴覚資料や個人の持ち込み資料を視ることができる。図書館の視聴覚資料については、医学(栄養学)、スポーツなど視聴による学習効果が高い教材を取り揃えている。その他にも娯楽的な映画なども適宜購入し、学生への提供を行っている。

図書館1階・2階の閲覧室には、それぞれ1台ずつコピー機を設置して学生等へのサービスを行っている。また、各階に最新型の図書検索用パソコンが計5台設置されているので、資料検索に不自由することはない。さらに、1階カウンター付近には利用者が各自で貸出・返却手続が行えるABC(自動貸出・返却装置)、1階及び2階には蔵書の紛失防止を目的としてBDS(貸出手続確認装置)を導入している。

一時は書架スペースが狭くて問題であったが、平成22年度に第4保存書庫を9000号館校舎内に設置し、アジア関係の資料を1箇所に収納できるようにした。その後、平成24年度には図書館内のスタディールームに書架を増設し、同じく平成24年度に竣工された学生ホール1階に約1万5千冊の収容書庫を設置したことにより、図書館全体の書架スペースは、約20万冊が収納可

能となった。

図書館の情報検索設備としては、蔵書はOPACで学内外を問わずインターネットを利用して24時間検索が可能となっている。また、平成23年度に図書館システムのリプレースを行い、OPAC上でシームレスに国立国会図書館蔵書、CiNii、Webcat Plus等データ・ベースの検索を同時に行うことができるようになった。なお、図書館内には無線LAN環境が整備されており、パソコン等の情報端末を持ち込み、情報収集が可能となっている。さらに、Knowledge Workerの導入により、British Libraryが所蔵する主要雑誌500万タイトルのコンテンツが検索可能になっており、和・洋書の出版情報の検索や教育研究図書の購入依頼手続きが研究室で行えるようになっている。

国内外の教育研究機関に対しては、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 (National Institute of Informatics) の運営するシステムを通じて相互協力を行っている。具体的には、本学で所蔵している図書はNACSIS-CAT (目録所在情報サービス) に登録することによって、学外から所蔵図書が確認できるようになっている。加えて、NACSIS-ILL (相互貸借サービス) を利用することで他の教育研究機関と文献複写、図書貸借の依頼を行っている。上記システムの導入により、本学の教職員、学生は学内に所蔵していない資料についても現物や、コピーを入手することが可能となっている。

#### (4) 教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

本学では、教育研究支援スタッフとして助手1名を配置し、また、ティーチング・アシスタント (以下、「TA」という。) とチューデント・アシスタント (以下、「SA」という。) の制度も設けている。

TA制度は、大学院に在籍する学業優秀な学生に対して、本学の教育補助業務に従事させ、将来、教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供するとともに、学科の学生へのき細かい指導の実現を図ることを目的としている (資料7-8)。

SA制度は、学科に在籍する学業優秀な在学生に対して、学科の語学教育及び情報教育の補助業務に従事させ、学生へのきめ細かい指導の実現等を図ることを目的としている (資料7-9)。

教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保等については、以下のとおりである。

##### ① 研究費

本学では、専任教員に対して下表のとおり教員研究費を支給している。教員研究費は、教員研究物件費と教員研究旅費に分けられ、各教員の専門分野の研究に要する図書館資料、教育研究備品、消耗品、印刷費、通信費、内国旅費等に使用できるようになっている。

【 教員研究費 】 (平成26年度の支給基準額)

職位	教授	准教授	助教	助手
教員研究費	400,000円	400,000円	400,000円	200,000円

また、本学では、学内共同研究制度として教員の研究の質の向上及び教員間の活発な研究交流促進を図り、本学における研究・教育の充実と社会の発展に寄与するため、共同で研究に取り組む際の研究費 (総額予算約150万円) を支給している。その他、実験・実習費及び教育・機器備品の整備を目的とした学科共通経費 (通称：学科予算) も支給し、教員の研究・教育の支援を行っている。

## ② 研究支援

教育研究活動の国際化時代を迎え、国外の学会等において学術研究発表及び講演・パネラーとして参加する者に対して、国際的学術研究活動の奨励を図ることを目的とした海外出張補助金制度を設けている(資料7-10)。

また、国内外の研究機関で専門の学術の研究・調査又は研修を行う場合については、一定の期間を定めて、関係する諸費用の支給を行っている(資料7-11)。

## ③ 研究室

専任教員全員に個人研究室が整備されている。各研究室には、デスク、書架、パソコン、空調、電話など、研究活動に必要なものは最低限、取り揃えている。情報機器については、ネットワーク環境が整備されており、本学図書館資料の検索、国内外の文献等の検索が可能である。

## ④ 研究専念時間の確保

大学における研究の重要性はもちろんであるが、本学はどちらかというと教育重視型の大学である。そのため、教員は通常の授業のほかには教育充実に関する学科会議や各種委員会での業務、学生の課外活動や生活指導などで時間を費やしている。

また、専任教員は月曜日又は金曜日のいずれかを研修日として取得できるようになっている。

なお、夏期、冬期及び春期の休業期間中においては、各教員が研修計画を申請した上で自由に研究活動が行える制度を設けていることから、研究時間は概ね確保はできている。

## (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、平成20年10月に倫理審査委員会並びに動物実験委員会を設置し、ヒトを対象とする研究に関する倫理規程を、また、動物実験規程を整備して、厳密な倫理審査を行っている(資料7-12)。倫理審査委員会には外部委員も含まれており、第三者の視点からも研究内容の適正性を確認することになっている。

教員は、ヒトを対象とした研究又は動物実験を行う場合には、審査申請書及び研究計画書を学部長並びに副学長を通じて学長に提出し、許可を得なければならない。学長は、「倫理審査委員会」又は「動物実験委員会」に審査を諮問し、その結果を踏まえて可否を決定している。

また、動物実験規程には地震等の緊急事態が発生した際に実験動物の逸走による危害防止に努めることなども規定されており、動物実験委員会では、飼養保管のマニュアル「利用心得」等のマニュアルを作成し、動物実験に関わる施設の利用者には徹底した安全管理を行うよう注意を払っている(資料7-13)。

平成26年度に公私立大学実験動物施設協議会による「動物実験に関する相互検証プログラム」に申請を行い、それに合わせて、動物実験に係る自己点検・評価を行った結果、文部科学省告示「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」(平成18年文部科学省告示第71号)に概ね適合している状況である。本学の最近4年間における「ヒトを対象とした研究」及び「動物実験」についての倫理審査の申請件数は以下のとおりである。

区分	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (H26.10 現在)
	ヒトを対象とした研究の倫理審査申請件数	0 件	1 件	0 件	1 件
動物実験のための倫理審査申請件数	0 件	1 件	2 件	1 件	

なお、平成24年度には実験動物による感染予防、実験動物の逸走の防止、老朽化した設備の更新等に主眼を置いて動物実験室の一部改修工事を行った。

その他、本学では平成19年度より、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程を制定し、学内に防止計画推進委員会を設置して、研究活動上の不正行為（捏造、改ざん、盗用、研究費の不適切な使用）の防止と不正行為が生じた場合の措置等について、その管理体制を整備している（資料7-14）。また、本学における研究が適正に行われ、社会の信頼に応えられるよう、本学の教員が不断に自覚し遵守する規範としての研究倫理指針の作成を進めており、平成27年度から制定・施行を行う予定である。

## （6）教育研究等環境の適切性とその検証システムについて

本学の教育研究環境についての適切性を検証する責任主体は、「自己啓発委員会」であり、教育研究等環境整備に関する権限は「理事長」にある。その手続きは「教育研究等環境点検部会」が中心となって環境整備に関わる点検・評価を行い、「自己点検・評価実施委員会」や「運営協議会」で検討した上で「自己啓発委員会」に諮られる。自己啓発委員会は検証結果を理事長（理事会）に報告し、判断を仰ぐ。

現状では、この検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていると考えているが、平成27年度からは「自己啓発委員会」の中に外部有識者（大学運営、教育成果、財務・管理の各点検・評価を担当）を加えてできるだけ客観的な立場から点検・評価を行う予定である（資料7-15 第4条）。

## 2. 点検・評価

### ●基準7の充足状況

本学では、短期大学設置基準や教育研究等の整備に関する方針、教育目標の実現等を目指して、キャンパスの整備や各種施設・設備等の整備・充実とその保守・管理に努めており、また、教育研究等を支援する環境や教員の研究条件の確保にも留意しながら取り組んでおり、同基準を概ね満たしている。

### ① 効果が上がっている事項

校地・校舎・施設・設備の整備・充実といった点では、男女共学に伴い学内施設の見直しを図り、トイレ・更衣室の改修、授業や課外活動に使用する施設として野球場と多目的グラウンドの建設、屋外プールのリニューアル、第一体育館の耐震工事と全面改修、及び学生ホールの建設などを行い、更に平成26年度においては、テニスコート、投擲サークルの改修、教室、学生食堂、武道場等の空調設備の改修、各教室の教具・校具・映像機器の整備等を実施し、これまで以上に修学環境の整備・充実を図り学生生活の満足度を高めることができたと同時に志願者の増加にもつながったものと考えている。

また、安心・安全なキャンパスライフを目指して、東海地震、東南海地震などの災害発生に備えて防火・防災関連の諸規程と学生・教職員用の各マニュアルを整備し、学内の防火・防災体制を構築するとともに具体的な行動計画の策定や訓練、講習会を実施して効果を上げているとともに防災備蓄品の確保（防災倉庫を設置）を行うなど、危機管理体制を整えることができた。さらに、大地震・火災を想定した総合訓練に学生、教職員全員で取り組んできており、災

害に備えた学生・教職員の意識の向上を図ることができたと考える。

教育・研究等を支援する環境整備事業としては、教職を志す学生をサポートする拠点としての教職支援室を設置（職員1名を配置）し、修学支援の充実が図られた。また、研究棟に教員が学生指導のできる談話室を設けた。テニスコート、投擲サークルの改修、教室、学生食堂、武道場等の空調設備の改修、各教室の教具・校具・映像機器の整備等、これまで以上に修学環境の整備を図ることができた。

図書館運営においては、図書館資料の年々の増加に対して、一方で計画的な除籍を進めてきたことにより一定の整理を行うことができた。また、書庫の収納スペースの不足の問題についても新設した学生ホール内に書庫を設置（約15,000冊収納）したことにより、緩和することができた。

また、図書館の情報検索設備等として、平成23年に図書館システムのリプレースを行い、OPAC上でシームレスに国立国会図書館蔵書、CiNii、Webcat Plus等データベースの検索を同時に行うことができるようになったことや、さらに Knowledge Worker の導入により、情報検索の利便性が向上している。加えて、NACSIS-ILL（相互貸借サービス）システムの導入により、本学の教職員や学生は本学で所蔵していない資料についても現物や、コピーを入手することが可能となった。

## ② 改善すべき事項

- ・本学の校舎等の主要施設である1000号館、2000号館、4000号館、5000号館は昭和中期に建設されたものである。これら校舎等の老朽化に伴い、将来に向けてキャンパスの総合的な将来構想計画を策定する必要がある。
- ・危険が想定される施設については、非構造部材の耐震調査を順次行い、改修工事を行う必要がある。
- ・キャンパス内に学生寮（4000号館）を有しているが、入寮者数が年々減少しており、昨今の学生のライフスタイルも考え、寮の運営の在り方を検討する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

校地・校舎・施設・設備の環境整備の点については、この数年間、学内施設の見直しを図り、中期計画の下に課外施設、学生生活関連の施設、教育施設を中心に整備を進めており、今後も老朽化している施設・設備等の点検を行いながら年次計画を策定して、整備を推進していく。

安心・安全なキャンパスライフを目指す中で大規模災害（大地震や火災）の発生を想定した学内規程の整備や防火・防災体制等の危機管理体制は整備されてきたが、平成27年度においては、各校舎・施設等の非構造物等に係る耐震改修化に向けて事業計画を策定し、整備・充実を図っていく。

教育・研究等を支援する環境整備事業については、教員養成の指導体制を充実するために専用の教職支援室を新たに設置するとともに職員を配置し、また、学生指導がしやすいよう研究棟に談話室を設置するなど修学環境の整備を進めており、今後は、こうした施設を活用しながら教職を目指す学生に対する面接指導や補充授業を実施し、教員採用試験の合格率の向上を図る。

図書館の運営においては、書庫の収納スペースの問題が解決し、情報検索設備等の充実により学生や教員の利便性も向上した。今後は、電子書籍や電子ジャーナルの整備を進めるよう平成26年度より附属図書館委員会等で検討を行い、洋雑誌23誌を電子ジャーナルで購読することを開始した。今後も費用対効果の高い電子ジャーナル、オンラインデータベースの利用について検討を進めていきたい。

また、図書館利用者の増加を目指して平成25年度より、「図書館NEWS」を作成し、図書館スタッフが推薦する図書や、貸出ランキングの紹介を行い、学生へのアピール活動も実施している。他にも10年近く利用していた情報検索用パソコン5台を入れ替え、学生の利用率が向上している。さらにDVDなど視聴覚資料の利用が多いことから、積極的に新作映画をDVD、Blu-rayで購入するなど学生を図書館に興味を持ってもらうための方策を展開中である。

## ② 改善すべき事項

- ・本学の校舎等の主要施設における総合的な将来構想計画の検討という課題を受けて、平成26年度から理事会及び大学の所属長等を含め、大学の運営協議会の下に計画（案）を策定する予定である。
- ・非構造部材の耐震調査と改修工事の実施という課題を受けて、国や県の補助制度を活用しながら年次計画を立案し改修工事を進める。また、老朽施設、設備の改修や修繕についても中長期施設・設備整備事業計画に基づき実施していく。
- ・学生寮（4000号館）の入寮者数が年々減少しているという課題を受けて、昨今の学生のライフスタイルも考え、寮の運営の在り方を平成27年度中に検討し、対策を講じる。

## 4. 根拠資料

- 7-1 平成22年度から平成26年度までの施設・設備整備事業一覧／平成26年度の施設・設備改修要望
- 7-2 至学館大学・至学館大学短期大学部 CAMPUS MAP
- 7-3 校舎等施設一覧表／校舎等施設・設備一覧表
- 7-4 平成25年度 固定資産台帳（集計）
- 7-5 学校法人至学館 防火・防災管理規程／至学館大学・同短期大学部 防火・防災管理委員会規程／学校法人至学館 災害対策本部組織運営内規／自衛消防組織に関する内規／大地震対応マニュアル（学生用）／災害（地震）対応マニュアル＜教職員用＞
- 7-6 至学館大学附属図書館利用案内
- 7-7 図書館NEWS
- 7-8 ティーチング・アシスタントに関する規程
- 7-9 スチューデント・アシスタントに関する規程
- 7-10 業務外海外出張補助金規程
- 7-11 国内留学規程／国内留学施行細則／国外留学規程／国外留学施行細則（既出 資料3-13）
- 7-12 「ヒトを対象とする研究」に関する倫理規程／動物実験規程
- 7-13 飼養保管のマニュアル「利用心得」・飼育室の「利用心得」／実験動物に対する緊急時の対応について／動物実験室における災害対応マニュアル

- 7-14 至学館大学および至学館大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
- 7-15 至学館大学短期大学部自己啓発委員会規程（既出 資料1-6）

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学の教育理念である「人間力の形成」を図るためには、健康力、知的視力、社会力、自己形成力及び当事者力の5つの力が重要と考えている。そのためには、具体的に人と人とのつながりの中でより良い社会を形成し、その運営や改善・改革に積極的に関わることやより良い社会を形成するためのコミュニケーション能力を身につけ、5つの力を統合した人間力を身につける必要がある。

以上のような考えから、本学では、「地域に根ざし、市民から信頼される大学を目指して、教育・研究や地域貢献活動を推進し、地域社会との連携・協力を図る。」ことを基本方針としている。また、産学官との連携に当たっては、「国、各地方自治体、学校、地域の研究機関、民間企業、NPOや市民団体と共同して多様な社会活動を行い、産学官の連携を推進する。」ことを基本方針としている。

具体的な社会連携の推進目標は、以下のとおりである。

- ① 地域貢献を目的とする教育・研究を充実し、成果を社会へ還元する。
- ② 学生の地域活動への参加による社会貢献を推進する。
- ③ 地域社会の諸組織の委員として参加し、大学のもつ知的資源を提供する。
- ④ 地域への積極的な貢献のため、学内施設の活用を含め、生涯学習の充実、地域環境の改善、地域産業活性化に寄与する。
- ⑤ 大学の保有するシーズや研究テーマ・成果など、Webを利用して地域社会に積極的に広報する。
- ⑥ 附属図書館の地域開放など、図書館サービスの拡充を図る。
- ⑦ 公開講座等を開講し、大学のもつ知的資源を地域社会に公開して還元する、リカレント教育体制の整備、自治体主催の公開講座への参画など、地域社会からの生涯学習の要望に積極的に寄与する。

上記の方針・目標に基づいて、様々な取り組みを行っており、これらについては事業計画書及び事業報告書をもって教職員に周知しており、本学HP内の事業報告の中にも掲載している(資料8-1 p.8、8-2 p.12)。

社会連携等の実務を担当する部署は、経営管理局総務課秘書・広報室(以後、秘書・広報室)である。大学には各方面から様々な要請があり、秘書・広報室が外部からの依頼内容(講師派遣、委員選出、共同研究、支援要請等)を整理して、関係部署・関係者との調整を図り、要請に応えるか否かを決定している。ただし、特別な手続きが必要と判断した場合は、原案を作成して「自己点検・評価実施委員会」や「運営協議会」に諮り、最終的に「自己啓発委員会」がその適切性について検証した上、学長の承認を得て実施している。

#### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

##### ①大府市及び刈谷市との包括協定の締結

大府市に唯一位置する大学として、地域の発展、人材育成及び学術の振興に寄与することを目的として、大府市と包括的な連携のもと相互に協力することを趣旨とした包括協定書を平成22年8月に締結した(資料8-3)。協定の内容としては、(1)教育、文化及びスポーツの振興、

(2)生涯学習の推進、(3)人材の育成、(4)健康づくり、(5)その他相互に連携協力する必要があるもの、となっている。本学と大府市との間では、健康づくりに関する講座や防災関連などでこれまでも連携してきたが、更なる地域貢献を目指して包括協定を結んだものである。

また、近隣の刈谷市とは、健康づくり活動における交流及び連携の推進を趣旨とした包括協定書を平成26年4月に締結した(資料8-4)。協定の内容としては、(1)健康づくり活動の推進・発展、(2)市及び大学の知的・人的資源の交流、(3)その他市及び大学が必要と認めるもの、となっている。

#### ②大府市民対象「シニアの健康づくり講習会」及び「健康運動教室」の開催

平成20年度より、地元大府市内の主に高齢者を対象とした健康づくりに関する講座を開催している。本学の教員及び学生による運動の実践指導を通じて、地域住民の体力維持・増進や健康に関する正しい知識の伝達と生涯スポーツへの意識向上に貢献している。

また、本学の学生は地域住民の方々との交流を深めるとともに体験を通して運動指導の能力を高めている(資料8-5)。

#### ③かりやヘルスアップ大学の開催

平成16年度より隣接する刈谷市が市民大学を開校することになり、併設大学とともに本学が運営に協力し、「かりやヘルスアップ大学」を企画運営している。設立趣旨は、「明るく元気で健康な刈谷市民」を建学の精神に、教育目標としては自己の健康を見直し、健康的な生活習慣を身につけると同時に、地域の健康づくりに貢献できる人材の育成を掲げている。

この「かりやヘルスアップ大学」は、50～60歳代の男女を対象として年間20～30回の授業を行い、生活や栄養面を中心に健康状態等を考慮した適切な運動プログラムや生活アドバイス等を行っている(資料8-6)。

#### ④現代教養科目「総合地域演習」による学生の体験学習を通じた地域交流・貢献の実施

本学の現代教養科目として、「地域総合演習」(配当年次：2年 選択必修)を開設し、地元の小学校、公民館及び企業等における学生の体験学習を通じた地域交流・貢献を行っている(資料8-7)。これは、地域での活動や施設における体験学習(フィールドワーク)を通して、職業や人間関係について学びながら地域社会における人間生活をより深く理解し、自己実現の一助とするものである。

本学ではまた、高等学校の「総合的な学習の時間」を活用して高校生を対象とした「出前授業」を行っている。これは、予め本学の専門分野の中で特徴を活かした授業を設定し、本学HPや高等学校訪問時に広報し、毎年要望に応じて教員を派遣して実施している(資料8-8)。

講師等の派遣以外にも本学では、高等学校の「総合的な学習の時間」を活用して高校生を対象とした「キャンパス見学」を設定して本学HPや高等学校訪問時に広報し、毎年要望に応じて実施している(資料8-9)。

## 2. 点検・評価

### ●基準8の充足状況

本学は、地域に根ざし、市民から信頼される大学を目指して教育・研究・地域貢献活動を推進し、地域社会と連携・協力を図ることを基本方針としている。この方針のもと、地元の大府市をはじめとする近隣の地方自治体等と種々の連携・協力をを行うとともに、学内の知的資源を活用しながらいろいろな社会貢献を行っており、同基準は概ね充足している。

### ① 効果が上がっている事項

産学官の連携方針に基づき、本学のもつ知的資源を地域社会に公開、還元し、それらを提供するために、平成22年8月に大府市との包括協定を締結したことにより、これまで以上に組織的なつながりを強化することができた。具体的には、大府市の窓口を企画政策課、刈谷市の窓口を健康課、大学の窓口を秘書・広報室としたことで一元管理を実現し、それぞれの要請事項に対してスムーズでスピーディーな対応が図れている。

また、大府市が運営する情報公開・個人情報保護審議会や訴訟支援審査委員会の委員として、教員が知的資源の提供を行っている。

大学の所在地に当たる大府市ではWHO健康都市連合に加盟するなど、長寿社会に向けての健康づくりを推進している。そのため体育学科、専攻科を擁する本学の知的資源は、地域社会の要請に合致している。また、「かりやヘルスアップ大学」などの本学が提案した事業も現在は自治体からの要望によって継続しており、大学の知的資源の還元という役割を果たしている。

さらに、地域交流・社会貢献をより一層推進させるべく、平成26年度には近隣の刈谷市と包括協定の締結を行った。

### ② 改善すべき事項

- ・近隣の知多市をはじめとした市町村のみならず、今後一般企業との連携協定、いわゆる産学官の協定をさらに推進していく必要がある。
- ・今後、より活発な地域交流・社会貢献を推進するため、より一層の広報活動の強化を図る必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

大府市及び刈谷市との包括協定を締結したことにより、現在、近隣の知多市とも連携協定を締結する方向で検討を開始している。知多市においては、「子どもの体力向上実践事業」が展開されており、これらについても同様に連携を進めていく。

### ② 改善すべき事項

- ・近隣の知多市をはじめとした市町村のみならず、一般企業との連携協定、いわゆる産学官との協定を積極的に推進する。
- ・より活発な地域交流・社会貢献を推進するという課題を受けて、一層の広報活動を展開するとともに、本学HPの充実を行って情報発信力を強化する。

## 4. 根拠資料

- 8-1 平成25年度事業報告書
- 8-2 平成26年度事業計画書
- 8-3 大府市と至学館大学・至学館大学短期大学部との連携に関する包括協定書（写）  
平成26年度 大府市と至学館大学短期大学部との連携事業一覧（予定）
- 8-4 刈谷市と至学館大学・至学館大学短期大学部との連携に関する協定書（写）  
平成26年度 刈谷市と至学館大学短期大学部との連携事業一覧（予定）

- 8－5 本学 HP 掲載の「健康運動教室」、「シニアの健康づくり講習会」
- 8－6 平成26年度 かりやヘルスアップ大学 年間予定表
- 8－7 記録集「平成25年度 総合地域演習体験学習を終えて」の冊子
- 8－8 平成25年度 出前授業一覧
- 8－9 平成25年度 キャンパス見学一覧

## 第9章 管理運営・財務

### 第1節 管理運営

#### 1. 現状の説明

##### (1) 短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学では、学校法人至学館寄附行為第3条に規定する「この法人は、教育基本法及び学校教育法に則り学校教育を行うとともに成長過程に応じた人間力の涵養を目的とする。」という建学の理念に基づいて事業目的を達成するために、法令、寄附行為、就業規則、学則等を遵守すること、また、組織・機構に基づき教職員の職務等を明確に定め、管理運営の適正を期することを方針としている(資料9(1)-1 第3条、9(1)-2 第1条、第2条)。

さらに、本学においては中・長期の視点から、①学生の修学活動とそのための教育環境の整備を優先した管理・運営を行うこと、②財政基盤を確立し、安定した経営体質に改善を図ること、③組織運営における意思決定プロセスの透明化と迅速な対応を図ること、の3つの経営方針の下に教育・研究活動に取り組んでおり、教職員に周知している。

平成22年度に新たに定めた建学の理念を基に、中期目標・中期計画(平成22年度～平成25年度)の骨子を作成(資料9(1)-3)し、運営協議会のメンバーにて共有を図り、これを基に毎年度、法人全体の事業計画を策定し、理事会にて審議した後、経営管理局では、事業計画に基づいた局の組織目標を設定(資料9(1)-4)し、さらに各課・室においては、部門単位での業務目標を策定している(資料9(1)-5)。各事業計画については、経営管理局職員並びに副学長・短期大学部長・学科長をはじめとする主要幹部教員へ公表し運営を行っている。

本学の組織及び運営機構は、「至学館大学・至学館大学短期大学部 組織・運営規則」に定められており、各組織が有機的に連携して意思決定を行いながら運営されている(資料9(1)-2)。

本学の管理運営においては、学長を最高責任者として、また、副学長は学長の職務を補佐する者として任命されており、短期大学部全体においては短期大学部長が、体育学科では学科長が、専攻科では専攻科長がそれぞれの所管事項を掌理し所属教員を統括している。なお、事務組織においては経営管理局長が法人事務と大学及び短期大学部の事務を掌理し、所属職員を統括している(資料9(1)-2、9(1)-6)。

大学の最高意思決定機関としては教授会があるが、本学の教授会は、教授のみでなく准教授や助教もその構成員となっている。また、経営管理局長をはじめとする経営管理局の各部署の管理職もその構成員として位置づけられており、教員と職員の合議体の機能を有している(資料9(1)-7 第2条)。

本学においては、教授会の諮問機関として19の各種委員会と専門部会が設置されており、学長からの諮問事項や各委員会での所管事項について審議・運営が行われている(資料9(1)-8)。各委員会での検討事項や懸案事項については、前出(第1章理念・目的 p.4)の「運営協議会」において問題点の整理やその方針の確認が行われ、最終的に教授会で決定されている(資料9(1)-9)。

教学組織を代表する学長その他各職制の権限と責任については、「至学館大学・至学館大学短期大学部 組織・運営規則」に定められており、学長は、法人設立の趣旨及び建学の理念、理事会で定められた方針並びに計画に則り、その他規則・規程等に従って「大学の業務を総理する職責があり、その遂行に必要な権限を有する」となっている(資料9(1)-2)。

このように職制上は教学組織において最大の権限を有するが、教学上の重要事項の決定は教

授会の承認を必要とし、十分な審議と合議を経て決定がなされている。また、教授会による審議事項以外においても、管理運営上の重要な事項については、運営協議会で十分に検討されたのちに学長による最終的な決定がなされている。このような体制により、現状の学内運営は学長による一方的な権限行使、あるいは逆にリーダーシップの不在といった状態に陥ることなく、教学運営、管理運営がバランスよく行われている。

また、法人組織（理事会等）にあつては、「学校法人至学館寄附行為」に基づいて運営されており、現在、本法人の理事会の構成は7名の理事と2名の監事で構成されている。評議員会については、評議員15名で構成されている。こうした役員等の構成の下、学校法人至学館の業務の円滑な運営を図るため、「学校法人至学館役員の職務に関する内規」に役員（理事及び監事）の権限及び職務について規定し、責任体制を明確にしている（資料9(1)－10）。

なお、理事長は本学の学長を兼務していることから、教学組織と理事会の連携協力関係は極めて良好であると同時に、理事会と教学組織の機能分担や教学組織への権限委譲も適正に行われている。また、主な法人業務は大学及び短期大学の事務組織である経営管理局で行われており、理事会が開催される場合は経営管理局長をはじめとする管理職が事務局として同席し、必要に応じて議事の説明や補足を行っている。このように理事会と教学組織、経営管理局とは密接な連携の下に管理運営がなされ、それぞれの権限と職務、責任体制が明確になっている。

教授会の権限と機能・役割は「至学館大学短期大学部教授会規程」に定められている（資料9(1)－7）。教授会規程第8条第1項第3号に規定する教授・准教授・助教及び助手の採用並びに昇任に伴う資格審査に関する教員人事を審議する場合は、学長・副学長、教授及び経営管理局長で構成する人事教授会で行う。なお、学長は必要に応じてその他の職員を出席させることができる体制となっている。

教授会は、教育課程についての教育方針、教育内容等全般について審議するほか、各種委員会や運営協議会において先議された全学的かつ重要な答申・提案等について、教学に関する最終審議の意思決定機関としての責任を担っている。

## （2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

管理運営に当たっては、法令や寄附行為、就業規則、学則等に基づき、各組織の機能が円滑に進み、かつ効果的な意思決定ができるよう「学校法人至学館規程集」を整備している（資料9(1)－11）。なお、本学の規程集は、冊子にして誰でも閲覧できるほか、教職員は本学HPに学内端末からアクセスすることによって何時でも閲覧できる環境となっており、適正に運用されている。

学長の権限については（1）の項で述べたとおり、「至学館大学・至学館大学短期大学部 組織・運営規則」に定められており、学長は、大学の業務を総理する職責があり、その遂行に必要な権限を有する。また、副学長は、学長の職務を補佐し、組織間における業務の連絡、調整を図る職責があり、その遂行に必要な権限を有する。短期大学部長、学科長、及び専攻科長は、大学の方針、規則・規程及び承認された計画に従って、学部内の業務を掌理する職責があり、その業務の遂行に必要な権限を有する、と同規程に職務と権限が定められている（資料9(1)－2）。なお、本学では教学を担当する理事（教学担当理事）を配置しており、「学校法人至学館役員の職務に関する内規」にその職務と権限及び責任について定めている（資料9(1)－10）。

学長の選考は、「至学館大学学長および至学館大学短期大学部学長選任規程」と「至学館大

学学長および至学館大学短期大学部学長候補者選考委員会規程」に基づいて、適正に行われている(資料9(1)-12)。具体的には、学長候補者選考委員会(理事長が指名した理事2名、評議員2名、大学及び短期大学部の教授3名で構成)で候補者2名以内を選出し、理由を付して理事長に報告、その後、理事長は選考委員会から推薦された候補者の中から理事会の議を経て学長を選任するという手続がとられている。

副学長・学部長の選任については、「至学館大学・至学館大学短期大学部 組織・運営規則」に規定されており、教授の中から学長の推薦に基づいて理事長が任命することになっている。なお、学長の任期は5年、副学長は任期なし、学部長、学科長、専攻科長の任期は2年となっており、いずれも再任を妨げないとしている。

これらの手続は、公選制に比べて一部議論はあるものの、学長のリーダーシップやガバナンスの確立という観点でのメリットは極めて大きいものとする。

### (3) 短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

本学園は小規模であるため、本学の事務組織は法人の事務及び大学(至学館大学及び至学館大学短期大学部)の管理運営に係る事務の3つの所管事務を担っている。そのため、大学事務局という一般的な名称を用いず「経営管理局」という名称をもって組織している。

経営管理局長は、法人の事務にあつては理事長の、大学の所掌事務については学長の監督の下に経営管理局の事務を掌理し、各部署における業務の連絡、調整を図るとともに所属職員を統括するという職責がある。経営管理局長の下に①管理部門と②学務部門、そして③経営管理局長の直轄部署と三分立し、前者2部門にはそれぞれ担当次長を配置している。

経営管理局次長は、経営管理局長の指導・助言を受けながら担当部門を統括し、また、経営管理局長の職務を補佐しながら所管業務を掌る職責がある。経営管理局の所管部署としては6つの課・室を設けている(資料9(1)-13)。職員の構成は、専任職員26名、期限付専任職員6名、嘱託職員2名、特別嘱託職員12名、臨時職員6名の合計52名である。

教学関係における業務量の増大や学生の生活スタイル、進路の多様化への対応、学生募集に対する入試・広報部門の強化を考慮しながら事務職員の配置・編制を行っている。また、人件費の増加を抑制するために、前述のとおり専任職員以外に有期雇用契約の職員を配置するなど、業務の合理化と効率性を求めながら人財の活用を図っているが、運営上は特段の問題は生じていない。

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策として、現在、毎週1回の管理職会議を開催している。この管理職会議では、各部署で発生する重要案件や業務改善についての提案と審議を行い、方針の決定や問題点の抽出とその対応についての確認を行うとともに、情報の共有化を図りながら各部署間の連携・協力体制をとっている。また、管理職会議での審議内容と結果については学長をはじめとする要職者に対して議事録をメール配信して情報の一元化を図っている。さらに、管理職会議の結果については、各部署単位で課長・室長から課員・室員への周知・徹底を行っている。

事務職員の人事考課制度については、この間、経営管理局及び運営協議会、理事会等と検討を重ね、平成25年度から「事務職員人事考課規程」を制定して人事考課制度を開始した(資料9(1)-14)。

また、この制度を適正に運用するために「事務職員人事考課制度の手引き」を作成し、事務

職員を対象とした研修会を開催しながら運用を図っている(資料9(1)-15)。

事務職員の採用及び異動、昇給・昇格等の手続に関しては、「就業規則第5条～第10条」及び「事務職員人事考課規程」で規定しており、昇格候補者に関する手続も「事務職員人事考課に関する手引き」の中で整備されている(資料9(1)-16 第5条～第10条、9(1)-14 第5条～第10条、9(1)-15 p.42)。

管理運営に関する検証プロセスとしては、「自己啓発委員会」の指示により自己点検・評価実施委員会で評価目標・評価項目の設定を行い、管理運営・財務点検部会で点検・評価し、問題のある事項については改善(案)の作成を行っている(資料9-17)。

この改善(案)については、問題点等の把握と改善策の妥当性の検証が「自己啓発委員会」で審議され、さらに運営協議会に諮られる。承認が得られた改善(案)については、内容に応じて経営管理局長、学長(教授会)、理事長(理事会)によって最終的な実施の可否が決定される。この改善(案)の実施については、関係部局が実施主体となる。改善策に基づく効果の検証については、「自己啓発委員会」が行っている。現状では、この検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていると考えているが、平成27年度からは「自己啓発委員会」の中に外部有識者(大学運営<教学>、教育成果、財務・管理分野各1名)を加えてできるだけ客観的な立場から点検・評価を行う予定である(資料9-18)。

#### (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

前述した人事考課制度の導入に当たっては、建学の理念や本学の教育目標の再確認、学校経営における今日的課題、事務職員の意識改革と能力開発の重要性について明示するとともに、経営管理局職員の使命、行動規範、求められる職員像について職員研修会等を通じて明確にしている。また、求められる職員像を実現し、能力の向上を図るために、「人事考課制度」や「研修制度」、及び「職場環境づくり」の3点について、内容や運用の在り方を人財育成の視点から見直し、現在、経営管理局全体で取り組んでいる(資料9(1)-15 p.1~9、p.44~45)。

具体的には、以下のような取り組みを行っている(資料9(1)-19、9(1)-20)。

- ① 職員の能力考課や業績考課の実施
- ② 「SD活動」において、これまでの活動を見直し、以下に示す4種類の研修制度を設定
  - ・職場において、上司・先輩等が日常業務を通じて行う「SD職場全体研修」
  - ・職責に応じて、管理職位・監督職位・一般職員・新任職員の4グループに分けて行う「階層別研修」
  - ・外部機関や団体・協会の主催による「目的別研修」
  - ・職員自らの意思で学ぶ「自己啓発」
- ③ 「職場環境づくり」として、ビジョン、経営目標の実現に向けた積極的な取り組みや共創・協働の風土の醸成、コミュニケーションによる組織の活性化

## 2. 点検・評価

### ●基準9(1)の充足状況

本学では、建学の理念に基づいて事業目的を達成するために、法令、寄附行為、就業規則、学則その他の諸規程とともに、組織・機構に基づき教職員の職務等を明確に定めて適正な管理・運営を行っている。教学組織と法人組織との関係では、理事会と教授会の権限と責任は明

確に分離しつつ、それぞれの機能が有機的に連携して管理・運営が行えるような体制が構築されている。

また、学長をはじめとする副学長、学部長、経営管理局长などの各役職者の職務と権限も明確にして運営を行い、事務組織の構成や事務機能、事務職員の人財育成といった点でも改善・改革を推進しており、同基準を概ね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

本学における組織運営の重要案件については、運営協議会の審議を通してその方向性が示され、教授会の最終審議を経て学長による最終的な意思決定が行われている。教授会での審議事項以外の重要な案件（理事会での検討事項を含む）についても運営協議会で事前協議や調整が十分になされたのち、学長及び理事長の意思決定が行われている。

このように意思決定のプロセスは極めて明確であり、運営協議会の調整機能は、教学組織と法人組織の有機的な連携を図る上で重要な役割を果たしている(資料9(1)－21)。

また、理事会では前年度に掲げた事業計画の成果報告が行われ、今後の学園全体の事業達成における検証を今後も継続的に行うことで将来構想等の重要な意思決定に寄与できると考える(資料9(1)－22)。

この間、教員の職務内容や任用（採用・昇任）に係る現行制度の抜本的な見直しを行い、関係諸規程の改正や制定を行った。これにより、各教員（教授・准教授・助教・助手）の職務内容や教員の任用に関する審査基準等がこれまで以上に明確となったことで、透明性と公正性を高めることができた。

さらに、経営管理局の事務職員も、教授会や各種委員会などの教学運営に参画できる体制が構築されているため、職員の大学経営における当事者意識や問題意識の向上が図られている。

平成25年度から開始した事務職員対象の人事考課制度やSD活動を含めた新しい研修制度の導入によって人事方針等が示されたことにより、各職階の責任と役割がより明確となり、組織が求める能力や意欲・資質の向上に繋がっている。

#### ② 改善すべき事項

- ・法人組織と理事会組織の連携・強化といった点では、運営協議会が重要な機能を有しているが、今後は、理事会機能の強化という視点から学園の常勤理事及び監事、学長、副学長等による常勤理事会を中心として大学の中長期構想について更に検討する必要がある。
- ・大地震を想定した災害防止に関する防火・防災管理規程やマニュアルの整備は、この間、積極的に推進してきたが、危機管理体制の基本方針（セキュリティポリシーの作成を含む）、個人情報漏洩、教職員の倫理要綱等の危機事象に対する整備や学内で使用する危険物や毒劇物等の管理体制を進めてはいるものの規程の制定には至っていない。今後、規程等の整備を行い、教職員に対する研修も併せて行う必要がある。
- ・各種ハラスメントの内、セクシュアルハラスメントの防止については、就業規則等をはじめとする規程整備や管理体制は構築されている。現在、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等についても、規程やマニュアルの整備を進めている段階であることから、平成27年度施行に向けて教職員に対する研修も併せて行う必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

本学の改善・改革を一層推進していくためには、法人組織と教学組織の一体的・機動的な運営が必要であり、各組織の機能分担と連携協力により、合理的で責任ある体制を引き続き維持していく必要がある。法人組織は、学生の修学活動とそのため教育環境の整備を優先した管理・運営を行うとともに財政基盤を確立し、安定した経営体質に改善を図るとともに、教学組織は、教育・研究の質的向上を目指した改善・改革を今後も積極的に推進していく。

さらに、組織運営においては、教授会や各種委員会等において教員と職員が合議体の機能を有し、運営協議会など理事・教員・事務職員三位一体の運営がなされ意思決定プロセスの透明化と迅速な対応が図られるようになっており、こうした体制を維持しながらこれまで以上に取り組んでいく。

平成25年度から事務職員に対して組織的・体系的に人事考課制度が導入され、併せてSD活動をより発展させて新たな研修制度も導入し、事務職員の人財育成を目的とした取り組みが始まった。事務職員に対して今後も大学経営を取り巻く課題が高度化、複雑化する中、個々の事務職員の質を高めることがより一層重要となっていることを踏まえて、これら制度の在り方やその効果について毎年度、検証を進め、「自ら考え、計画し、自ら行動する自律的な事務職員の養成」を図っていく。

#### ② 改善すべき事項

- ・学園の常勤理事及び監事、学長、副学長等による会議の運営を定例化するという課題を受けて、平成25年度後期より定例の理事会とは別に常勤理事3名、監事1名、学長、副学長、経営管理局长、経営管理局次長等を中心とした常任理事会を定期的に開催し、各種情報の共有化を図りながら問題点の改善、戦略的事業方針の立案、キャンパスの将来構想計画の立案などを行い、学園を取り巻く環境に迅速に対処できるような体制を構築する。
- ・様々な危機事象に対する危機管理体制の整備という課題を受けて、危機管理規程及び学内で使用する危険物や毒劇物等の管理体制の規程の整備を行い、教職員に対する研修も併せて行う。
- ・各種ハラスメントの規程整備という課題を受けて、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等については、平成26年度中に規程の整備を行い、教職員に対する研修も併せて行う。

### 4. 根拠資料

- 9(1)－1 学校法人至学館寄附行為
- 9(1)－2 至学館大学・至学館大学短期大学部 組織・運営規則
- 9(1)－3 至学館大学・至学館大学短期大学部の中期目標・中期計画の骨子（平成22年度～平成25年度）
- 9(1)－4 平成26年度 経営管理局の組織目標
- 9(1)－5 平成26年度 各部署の業務目標＜見本＞
- 9(1)－6 学校法人至学館事務組織規程
- 9(1)－7 至学館大学短期大学部教授会規程

- 9 (1) - 8 平成26年度 各種委員会等一覧表 (既出 資料 3 - 5)
- 9 (1) - 9 至学館大学並びに同短期大学部運営協議会規程 (既出 資料 1 - 7)
- 9 (1) - 10 学校法人至学館役員の職務に関する内規
- 9 (1) - 11 学校法人至学館規程集 (目次)
- 9 (1) - 12 至学館大学学長および至学館大学短期大学部学長選任規程／至学館大学学長  
および至学館大学短期大学部学長候補者選考委員会規程
- 9 (1) - 13 平成26年度 学校法人至学館 事務組織編制と人事配置図
- 9 (1) - 14 事務職員人事考課規程
- 9 (1) - 15 事務職員人事考課制度の手引き
- 9 (1) - 16 学校法人至学館就業規則
- 9 (1) - 17 自己診断チェックリストー管理運営・財務 (管理運営)
- 9 (1) - 18 至学館大学短期大学部自己啓発委員会規程第 4 条に規定する外部有識者につい  
て
- 9 (1) - 19 事務職員等の研修制度
- 9 (1) - 20 S D 研修会の実績一覧表／平成25年度月別研修実績／平成26年度月別研修実績
- 9 (1) - 21 理事会及び教授会並びに運営協議会の関係図
- 9 (1) - 22 平成25年度事業報告書 (既出 資料 8 - 1)

## 第2節 財 務

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

昭和63年度以降、本学では体育学科、生活科学科の2学科体制で運営を行ってきたが、18歳人口の減少や短大進学者率の低下に伴い、志願者数は減少し、特に生活科学科では定員割れの状態が続いた。それらを受け、平成19年度には生活科学科の募集停止、体育学科の定員増を行い、また、平成21年度には専攻科を設置した。

一方、同時期に併設大学においても入学者数は減少し、学園の財政状況の悪化を受け、平成20年度に将来構想検討委員会を立ち上げ、定員割れが続いている学科への対策や将来を見据えた人材養成の在り方について検討を重ね、中期計画を策定して理事会と協議を進めた。その結果、平成22年度より、併設大学とともに男女共学への移行、校名変更、そして改組による学部・学科の再編を行い、現在に至っている。

現在、学園の財政については、「学校法人至学館中長期施設・設備整備計画方針」及び将来的に最大の資金需要となる各設置校の主要建物の改築を目的とした「設置校別資金確保計画（平成23年3月理事会承認）」並びにキャンパスごとの「中長期施設・設備整備事業計画」に基づいて、各収支の計画的な改善に努めている（資料9(2)-1）。

具体的には、各設置校において、帰属収支差額の黒字化を前提として予算編成を行い、消費収支差額の黒字化を決算における目標としている。

そのために、まず、収入の要となる学生の確保を最優先課題とし、経営資源の集中を図った。平成22年度の男女共学化を機に、学生募集活動に係る経費を「戦略的學生獲得経費」と銘打ち、集中的に予算投下を行うとともに、人的な措置（学生募集担当の職員の増員）も継続的に行っている。

また、支出については、役員報酬、教職員の期末手当（賞与）などの人件費削減を実施したほか、管理経費を中心とした経費削減に努めている。

一方、学納金収入以外の収入の確保については、平成21年度の私立大学経常費補助金特別補助「定員割れ改善促進支援経費」（現「未来経営戦略推進経費」）を申請し、改善計画は採択され、平成25年度まで継続受給した。平成24年度には財務状況を含む本学の教育・研究体制の改善・進捗調査による中間評価が行われ、その結果、「A：計画が予定どおり実行され、その成果も十分に現れている」との評価を受けることができた（資料9(2)-2）。

その他、科学研究費補助金や採択制補助金の申請、受託研究費の獲得など、外部資金の導入促進に努めている。具体的には、科学研究費補助金の申請に関する学内説明会の実施や外部研究資金獲得者表彰制度を制定（平成22年10月）し、外部資金を獲得した研究者へのインセンティブを設けている（資料9(2)-3）。

本学並びに学園の財政状況を判断する客観的指標として財務関係比率があるが、平成22年度の改組を機に、各数値に改善状況が現れている。具体的には平成22年度以降、帰属収支差額比率はプラスに、消費収支比率は100%を切り、以降も継続的に数値は改善傾向にある（資料9(2)-4 短大単独）。全国平均との比較では、平成25年度の各指標は、人件費率をはじめ、人件費依存率、管理経費比率、借入金等利息比率、帰属収支差額比率、消費収支比率で、全国平均よりも良好な値となっている。一方、教育研究経費比率については、長い間全国平均を下回っている。併設大学と共通の経費を按分することで比率が低下するという背景はあるものの、今後

の改善課題である。

なお、学園全体では、平成22年度以降、各指標は改善傾向にあり、収支状況を最も端的に表す消費収支比率も平成25年度には100%を切っている(資料9(2)-4 学園全体)。

## (2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

本学の予算編成方針は、学科及び専攻科に所属する教員の要望や予算責任者(各所属長等)の意見を聴取しながら予算編成方針(案)を作成し、評議員会並びに理事会の議を経て、理事長が決定している(資料9(2)-5)。原則として、人件費、基盤的教育研究経費、光熱水費、施設の維持管理費などの義務性の強い経費のほか、教育研究の活性化に必要な戦略的事業費に優先して配分することとしている。

予算作成の具体的手順としては、まず、予算編成方針に基づき、学科、各種委員会、部門別予算取扱責任者(課長・室長)等の意見・提案を受けて各予算責任者が「事業計画及び予算要求書」を作成する。この「事業計画及び予算要求書」の作成プロセスの中で、前年度の事業成果と予算執行の内容について分析・検証を行い、事業計画の修正や予算の増減などの調整を行っている。その上で、予算事務責任者(経営管理局长)と財務担当理事が学園全体の視点から収支バランスの確保と当該事業計画等の必要性和効果、経費の妥当性を審査・検討しながら原案を作成する。さらに、この原案について理事長が検討を加え、法人全体の予算案として例年3月の評議員会及び理事会の議を経て予算編成を適切に行っている(資料9(2)-6)。

現在は、平成27年度の会計基準の変更を見据え、学校会計基準に沿った事業活動収支計算書上での管理を行うことを予定している。

また、規模の大きい施設・設備の取得や施設の修繕、教育研究組織の改編・整備等に必要な経費については、「中長期施設・設備整備事業計画」に組み込み、計画的に財政措置を講じることとしている。

監査体制については、平成19年度に「学校法人至学館監事監査規程」を制定し、規程に則って日常的な学事運営に関する情報交換をはじめ、予算、決算時には理事会の審議に先立って予算案や決算案についての監査、指導、助言等が行われている(資料9(2)-7)。なお、決算に当たっては公認会計士と監事の意見交換の場も設けている。

本学は、予算執行時の適切性を担保するために、予算管理責任者を定めている。具体的には、予算事務責任者に経営管理局长、予算責任者に所属長(学長)、部門予算取扱責任者に経営管理局の各課長・室長を任命している(資料9(2)-8 第2条)。

予算執行の手続の原則としては、申請者から予算執行の申請がなされた場合、経理規程施行細則に規定する決裁手続に基づき、部門予算取扱責任者等及び予算事務責任者(経営管理局长)の承認手続を経て、最終的に学長・理事長の承認決裁が行われている(資料9(2)-9)。理事長の承認を得たものについては、会計担当部門の責任者(経理課長)が支払書類に基づき支出承認書(案)を作成し、再度、理事長の承認を得たうえ、支出承認書に基づき会計事務を処理している。このように、予算執行事務及び経理事務については、組織的に明確な事務手続を定めて管理し、適切に運用している。

監査の方法・プロセス等の適切性を検証するための責任主体は、「自己啓発委員会」である。監査に関する検証プロセスとしては、自己点検・評価実施委員会の下に評価目標・評価項目の設定を行い、管理運営・財務点検部会で点検・評価を実施し、問題のある事項については改善

(案)の作成を行っている(資料9(2)－10)。

この改善(案)については、問題点等の把握と改善策の妥当性の検証が「自己啓発委員会」で審議され、さらに運営協議会に諮られる。承認が得られた改善(案)については、内容に応じて経営管理局长、学長(教授会)、理事長(理事会)にて最終的な実施の可否が決定される。この改善(案)の実施については、前述の主要担当者等が実施主体となる。改善策に基づくその効果の検証は、「自己啓発委員会」が行っている。

加えて、外部の監査機能を有効に活用するため、監査法人(公認会計士)により、毎年度の事業計画全般と重点事業の確認、内部統制の評価、ガバナンスの構造の確認、監事による内部監査計画と監査結果の報告等について、経営管理局や監事とディスカッションの場を設け連携を図っている。決算終了後には、業務全般を通じた運営の在り方や会計処理等に関する問題点について監査法人からその適切性について指導を受けている。改善点があれば理事長等役員に報告し業務改善に取り組んでいる。

なお、研究活動上の不正行為防止に関する監査の方法・プロセス等の適切性の検証については、学長を最高管理責任者とし、監査の実務を担当する内部監査室を設けており、不正防止計画を企画・立案・検証する防止計画推進委員会を別々に組織し適切性について検証を行っている。具体的には、内部監査として会計書類上の財務情報に関すること(必要に応じて行う実地監査を含む。)や公的研究費等の運営管理体制の在り方等に着眼して実施している。内部監査室は、監査内容に応じて、担当以外の職員を指名し、専門的な意見を聴取することができることとなっており、内部監査室は、監査計画を立案し、内部監査を実施し、監査結果について最高管理責任者(学長)に報告を行っている(資料9(2)－11)。最高管理責任者は、監査報告の中には是正・改善等を必要とすると判断される事項が含まれていた場合は、当該事項を防止計画推進委員会に提示し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。防止計画推進委員会は、提示事項に関係する者から事情を聴取するとともに、必要な措置を検討し、最高管理責任者の承認を得た上で関係者に所要の改善措置等を行うよう指示することができる。内部監査室は、こうした一連の対応と併せて学園の監事及び監査法人との連携を図っている。

なお、「至学館大学及び至学館大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱要項」に基づいて、科学研究費補助金の適正な運用を図るように学内体制を整備し、外部からの競争的研究資金について、執行手続きの確認や購入物品の監査などを定期的実施し、現場への助言、指導を行っている(資料9(2)－12)。

## 2. 点検・評価

### ●基準9(2)の充足状況

本学では、財政的基盤を確立するために、学園の財政については、「学校法人至学館中長期施設・設備整備計画方針」及び「設置校別資金確保計画(平成23年3月理事会承認)」並びにキャンパスごとの「中長期施設・設備整備事業計画」に基づいて、収支の適正化に努めている(資料9(2)－1)。これにより基本的な財務構造は現在、改善方向に進んでいる。

また、学納金収入以外の収入の確保については、未来経営戦略推進経費や私立大学研究設備整備費補助金など採択制補助金の獲得や地元自治体からの委託事業の継続受託、文部科学省からの大学研究資源活用事業の受託などにより、収入の増加に取り組んできた。

並行して、予算の慎重な計画的編成という視点から各事業計画の分析・検証を行いながら予

算編成方針等を立案し、予算執行についても人件費をはじめ管理経費の削減等を進めてきている。また、情報公開についても積極的に取り組んでいる。

以上のように財政基盤の改善を積極的に推進しており、同基準を概ね充足している。

### ① 効果が上がっている事項

平成19年度以降に実施した大学・短大共用の教育研究施設の整備事業としては、プール施設改築工事（平成19年度）、野球場建設（平成21年度）、多目的グラウンド建設（平成21年度）、学生ホール新築工事（平成24年度）、第一体育館耐震改修工事（平成24年度）、スポーツ・サイエンス・センター大規模改修工事（平成23～24年度）などがあり、特に平成22年度に行った併設大学の改組や本学も含めた男女共学に対応すべく、学内施設・設備の改修を行うなど「中長期施設・設備整備事業計画」に基づいて実施してきた。こうした事業の推進によって学生の教育研究環境を整えることができた。

各年度の収支については、大規模な施設・設備に対する投資によって若干の変動はあるものの、収支状況を端的に表す帰属収支差額比率は継続的に改善が続いており、かつ、各設置校の主要建物改築を目的とした「設置校別資金確保計画」についても計画どおりの進捗状況となっている（資料9(2)-1）。

これらの取り組みは、基本的には平成20年度の私立大学経常費補助金特別補助「定員割れ改善促進支援経費」（現「未来経営戦略推進経費」）によって実施してきたものである。なお、当該補助金は平成20年度に採択され、平成24年度まで継続受給したものであるが、平成23年度には財務状況を含む短大の教育・研究体制の改善・進捗調査による中間評価が行われた。

その結果、前述したように「A：計画が予定どおり実行され、その成果も十分に現れている」との評価を受けることができた（資料9(2)-2）。

予算編成及び予算執行面については、人件費、管理経費の削減や、大規模な施設・設備関係事業の計画的実施により、各年度の収支も改善傾向を維持できている。また、執行体制については、内部監査を平成21年度より組織的に実施しているが、一例として平成21年度下期の科学研究費補助金に対する内部監査では、11件（大学、短大合計）の対象補助金に対し71件の助言、指摘事項（会計書類上の誤字、脱字、表記法の不統一等）を付したが、その後の改善により、平成24年度上期の内部監査では4件の対象補助金に対し2件の助言、指摘に留まり、執行体制も改善されてきている。

### ② 改善すべき事項

- ・帰属収支をはじめとして各財務指標も改善傾向にあるものの、依然として翌年度繰越消費支出超過額は平成25年度末時点で約42億8千万円に上る。また、懸案事項となっている第二号基本金の組入れや退職給与引当金の特定預金化もできていない状態であり、改善が必要である。
- ・教育研究経費比率は、全国平均と比較するとやや下回っているので改善する必要がある。
- ・外部資金の導入については、科学研究費補助金の新規の申請／採択件数は、平成20年度から平成26年度まで、新規申請、採択件数とも0～1件／年に留まっており、学校規模を勘案しても活況とは言い難く、財政面のみならず、研究活動の活性化という観点からも今後の課題である。

- ・その他、管理経費の削減をはじめ、予算編成及び予算執行体制においては、教員研究費や共同研究費、実験実習費、学科共通経費といった主に教員に係る予算についても、更に成果の検証とそれに基づく予算配分等の見直しが必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

中長期施設・設備整備事業計画に基づく大規模な施設・設備等の整備については一定の整備を終えたため、今後は既存の施設設備の維持及び非構造物の耐震関係工事等を進めていく予定である。

また、帰属収支差額比率は継続的に改善が続いていることから、引き続き人件費や管理経費等についての削減努力を行い、消費収支差額の黒字化継続に向けて努力していく。さらに、今後は設置校別資金確保計画に基づいて各設置校の主要校舎建て替え資金の確保に努めていく。

なお、学納金収入以外の収入の確保については、引き続き各種補助金への積極的な申請や、近隣自治体からの受託事業なども検討して積極的に推進していく。

学内の監査体制や規程の整備も完了し、計画的な監査が進められており、これによる執行体制も改善されているので、今後もなお継続的に取り組んでいく。

#### ② 改善すべき事項

- ・学園として、翌年度繰越消費支出超過額を圧縮することは財政上の最優先課題でもある。もっとも、先にも述べたとおり平成25年度末時点での翌年度繰越消費支出超過額は約42億8千万円に上り、これを短時間で解消することは現実的に困難である。従って、長期にわたる計画を策定し、継続的に各年度の消費支出超過額の減少を図っていく。

また、懸案である第二号基本金の組入や退職給与引当金の特定預金（資産）化も並行して行っていく。なお、基本金の組入は、消費収支差額上では負担を増加させる側面もあるため、前述の翌年度繰越消費支出超過額の圧縮とのバランスを取りながら慎重に行っていく。

さらに、学内外への説明責任を果たすために、情報公開の促進による明確性、透明性を確保するとともに本学の健全経営を目指して財務諸表における項目ごとの比率の適正化を順次図っていく。

- ・教育研究経費比率は、全国平均と比較するとやや下回っているという課題を受けて、安定した財政基盤を確立するために、更に志願者数を増やすための学生募集の強化や社会人を対象とした生涯学習の視点から新たな事業計画の検討、受託研究体制の整備、連携事業の推進、等の中長期事業計画を策定して収支改善に取り組む。
- ・科学研究費補助金の積極的な申請／採択件数が少ないという課題を受けて、教員の科学研究費補助金の申請に関する学内説明会の工夫・改善を図るとともに、教員に対して外部研究資金獲得者表彰制度などによるインセンティブを働かせて申請件数の増加を図る。
- ・その他、管理経費の削減をはじめ、予算編成及び予算執行体制においては、教員研究費や共同研究費、実験実習費、学科共通経費といった主に教員に係る予算についても成果の検証やそれに基づく予算配分の見直し等を進めていく。

#### 4. 根拠資料

- 9 (2) - 1 学校法人至学館中長期施設・設備整備計画方針／設置校別資金確保計画表  
／中長期施設・設備整備事業計画
- 9 (2) - 2 平成20年度の私立大学経常費補助金特別補助「定員割れ改善促進支援経費」  
(現「未来経営戦略推進経費」) 申請書類関係／未来経営戦略推進経費 中間評  
価結果に関する通知書 (写)
- 9 (2) - 3 平成27年度科学研究費補助金説明会資料／至学館大学・同短期大学部外部研究  
資金獲得者表彰要項
- 9 (2) - 4 消費収支関係財務指標 (短大単独)・消費収支関係財務指標 (学園全体)
- 9 (2) - 5 平成26年度 学校法人至学館 予算編成方針
- 9 (2) - 6 平成26年度事業計画書／平成26年度収支予算書
- 9 (2) - 7 学校法人至学館監事監査規程
- 9 (2) - 8 予算の編成及び執行に関する細則
- 9 (2) - 9 別表3「予算執行および支出承認等に関する決裁手続」(第6条関係)
- 9 (2) - 10 自己診断チェックリスト-管理運営・財務(財務)
- 9 (2) - 11 至学館大学および至学館大学短期大学部内部監査実施細則／平成25年度内部監  
査計画書について (伺) ／平成25年度内部監査計画書／平成25年度前期分内部  
監査結果について (報告) ／内部監査結果調書／内部監査報告書／平成25年度  
前期分科学研究費補助金内部監査 (書面監査) 指摘事項の対応について (報告)  
／平成25年度前期内部監査 (書面監査) 指摘事項一覧表
- 9 (2) - 12 至学館大学及び至学館大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱要項

## 第10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

開かれた大学運営や社会的な責任の履行が求められている現状に鑑み、大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う教育研究活動等についての情報を広く提供し、社会からの一段の理解と支持を得ることは極めて重要であり、また、財務状況等についても広く情報を提供することが社会的責務であるものと認識している。

本学における組織的な自己点検・評価は、前述(p.1)したようにこれまで平成5年に設置された「自己啓発委員会」と、その下部組織として平成7年に設置された「自己点検・評価実施委員会」が中心に行ってきた。

その後、本学が組織的な自己点検・評価を行い、報告書としてまとめたのは平成20年度の大学基準協会による認証評価を受けるためのものであった(平成21年3月に大学基準協会より「大学基準に適合している」と認定)。この報告書は、「中京女子大学短期大学部自己点検・評価報告書(平成20年度(2008))」として平成21年4月に刊行し、関係機関へ配布するとともに、本学HP上でも広く公開してきた。

平成26年度現在における本学の情報公開の主な内容と方法は以下のとおりである。

本学HPのトップページに「情報公開」のバナーを設け、その中に次のような8項目のインデックスを掲げて多様な情報を公開している。

① 財務情報、② 公的研究費等の不正使用防止、③ ソフトウェアの適正管理、④ 自己点検・評価(大学) ⑤ 自己点検・評価(短大)、⑥ 履行状況報告書、⑦ 教育研究活動、⑧ 動物実験(動物実験委員会)

その他、本学では平成18年11月に私立学校法第47条第2項の規定に基づき財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等の閲覧に関して、「書類閲覧規程」を整備して情報公開を行っている(資料10-1)。

#### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では、内部質保証を掌る組織整備の一環として前述(p.1)したように「自己啓発委員会」を設置し、同規程に、「短期大学の理念・目的及び社会的使命を達成するために、本学の教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、改善・改革事項についての基本的な指針を示す目的で、理事会の諮問機関として自己啓発委員会を設置する。」と謳っている。

このように、本学における組織的な自己点検・評価は、「自己啓発委員会」と、その下部組織である「自己点検・評価実施委員会」を中心に行ってきたが、平成24年度に「自己啓発委員会規程」及び「自己点検・評価実施委員会規程」の全面的な改正を行い、現在、基本的にはこの改正規程の下に実施している(資料10-2、10-3)。

主な改正点は、自己啓発委員会規程の中に外部有識者(大学運営<教学>、教育成果、財務・管理分野各1名)を加えた点検・評価に関する条項を加えたことと、自己点検・評価実施委員会規程では、その目的と任務及び年間スケジュールを明確にするとともに、新しく下部組織として9部門の点検・作業部会を設置して「計画・実施及び運用・点検・改善」のいわゆるPDCAサイクルに基づいて毎年度実施するという至学館大学短期大学部の「内部質保証を図るための

大学運営システム」を構築したことである(資料10-4)。

自己啓発委員会は、学長を委員長として、教学担当理事、副学長、学部長、経営管理局长、経営管理局次長、自己点検・評価実施委員会委員長及び外部有識者(教学、管理運営、財務担当)によって組織され、1) 自己点検・評価についての基本方針と実施に関する事項、2) 自己点検・評価実施委員会から提出された自己点検・評価報告書(案)の妥当性・適切性についての検証と活用、3) 改善・改革事項についての基本的な指針の策定、4) 理事会及び運営協議会、教授会、研究科委員会への総括結果の報告・調整、5) 自己点検・評価結果の認証評価機関における認証評価と結果の公表に関する事項、6) その他、大学評価に関する重要事項並びに理事会からの諮問事項、等についての審議とその運営を行っている。

自己点検・評価実施委員会は、副学長を委員長として、学部長、学科長、専攻科長、学生部長、人間力開発センター長、各種委員会委員長、経営管理局长、経営管理局次長、経営管理局各課・室の課長・室長によって組織されている。自己点検・評価実施委員会は、自己啓発委員会から示された基本方針と実施計画に基づいて、1) 評価目標・評価項目の設定等、自己点検・評価を実施するための具体案の作成、2) 各点検・作業部会から提出された自己点検・評価結果の内容確認を行い、自己点検・評価報告書(案)を作成し、毎年度11月末日迄に自己啓発委員会に提出する、等の作業を行っている(資料10-3)。

点検・作業部会は、大学基準協会が示した9の大学基準ごとに点検・評価を行い、結果とともに必要な改善(案)をまとめて、毎年度9月末日迄に自己点検・評価実施委員会に提出することになっている(資料10-4)。

つまり、① 作業部会は、PDCA サイクルに基づいて毎年自己点検・評価を行い、その結果とともに必要な改善(案)をまとめて、自己点検・評価実施委員会に提出する。② 自己点検・評価実施委員会は、各点検・作業部会から提出された自己点検・評価結果の内容確認を行い、自己点検・評価報告書(案)を作成して自己啓発委員会に提出する。③ 自己啓発委員会は、a. 自己点検・評価実施委員会から提出された自己点検・評価報告書(案)の妥当性・適切性についての検証を行い、改善・改革事項についての基本的な指針を策定する、b. 運営協議会、教授会、研究科委員会等への総括結果の報告・調整を経て理事会に上申する、c. 自己点検・評価結果の認証評価機関における認証評価の受審(7年毎)と結果の公表を行う。

このように、本学では内部質保証を掌る組織の整備を行うとともに、その方針と手続きを明確にし、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げていくためのシステムを、「至学館大学短期大学の内部質保証を図るための大学運営システム」としてようやく確立したところである。

なお、構成員のコンプライアンス意識については、学園全体の管理・運営に当たっては法令・寄附行為・就業規則・学則等を遵守して各業務が適正に行われるよう構成員に明示して徹底を図っている。教職員の行動規範については就業規則に明示し、初任者研修時に周知・徹底を図っている(資料10-5)。

さらに、本学では研究活動上の不正行為を防止するため、あるいは万が一不正行為が生じた場合を想定して規程を整備するとともに防止計画推進委員会を設置し、かつ、監事及び監査法人と連携しての内部監査も実施している(資料10-6、10-7)。

監査結果は理事長に報告され、改善等が必要と判断される場合には、理事長は担当理事を通じて各所属長等に具体的な指示をすることになっている。

その他、個人情報の適正な取り扱いが図られるように、個人情報の保護に関する規程を整備

し、教授会等を通して全構成員に周知・徹底を図っている(資料10-8)。

また、本学では前述(第7章(5) p.58)したように、平成20年10月には「ヒトを対象とする研究に関する倫理規程」と「動物実験規程」を整備して全教員に周知・徹底を図っている(資料10-9)。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学では、組織レベルでの自己点検・評価活動とその評価結果を改善・向上に繋げるための、いわゆる「内部質保証を図るための大学運営システム」については、上述したようによくその活動が緒についたところであるが、現段階では概ね適切に機能しているものと考えている。

一方、個人レベルでの自己点検・評価活動については、現在のところ、FD推進活動の一環として行われている学生による授業評価アンケート結果に対する教員の改善・充実のためのコメント集のみである。事務職員に関しては、平成25年度前期に人事考課の一環として自己点検・評価を実施している。

なお、平成24年度に改正した「自己啓発委員会規程」では、本学の教育・研究活動等の質的な向上・発展を図るために、定期的(原則として2年毎)に学外の有識者を加えて自己啓発委員会を開催して点検・評価を行い、学外者(大学運営<教学>、教育成果、財務・管理分野)の意見を反映することになっているが、現在のところまだ実施していない。

その他、本学では各教員の履歴書や教育研究業績書についての電子管理は行っているが、データ・ベース化は現在のところ行っていない。

文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項に対しては、適切に対応している。

また、第1回目の認証評価後における基準協会からの指摘事項に対しては、これまでに本学が提出してきた改善報告書に対して、最終的にⅠ.概評の中で6つの助言と、Ⅱ.次回認証評価申請時に報告を求める事項は「なし」、という通知を受けているが、その中で、①1年間に履修登録できる単位数の上限については平成26年度入学生から原則49単位に設定(第4章第3節)、②アンケートの実施状況は、特に平成24年度前期までは非常勤講師の実施率が低かったが、平成24年度後期から平成26年度に至っては専任94.4%~100%、非常勤教員86.7%~100%と、いずれも高い実施率となり(第3章)、③シラバス中の評価方法の記述については、平成26年度から学位授与方針や教育課程の編成・実施方針に沿った「授業のねらい」と各授業の「到達目標」を記載し、成績評価の方法と基準についても到達目標に沿って記載するように改善された(第4章第3節)。また、④事務職員に対する人事考課については、平成25年度から実施しており、さらに新たな研修制度も導入して事務職員の人財育成に取り組んでいる(第9章第1節)。その他の助言事項についても、今後、鋭意改善・努力していきたいと考えている。

## 2. 点検・評価

### ●基準10の充足状況

本学では、自己点検・評価を組織的に行っており、またその結果を「自己点検・評価報告書」として刊行し、関係機関へ配布するとともに、本学HP上で広く公開している。

その他、教育研究上の基礎的な情報や修学上の情報並びに財務情報等についても本学HP上で広く社会に公表しており、情報公開の内容・方法等については概ね適切であると思われる。

内部質保証に関しては、「自己啓発委員会」と「自己点検・評価実施委員会」が中心になっ

て基本的な方針や手続きを明確にすると同時に、自己点検・評価結果を具体的な改善・改革に繋げていくための「至学館大学短期大学部の内部質保証を図るための大学運営システム」を構築し、ようやく機能しはじめたところであるが、一定の評価はできるものと思われる。

今後は、このシステムを十分に機能させながら教育と研究のより一層の充実・向上を図るとともに、広く情報を公開して高等教育機関としての責務を果たしていく必要があるものと考えている。

#### ① 効果が上がっている事項

新しく構築した「至学館大学短期大学部の内部質保証を図るための大学運営システム」は、いわゆるPDCAサイクルを基本としており、まだ緒についたばかりではあるが、教職員の日頃からの意識向上のためには一定の効果があったものと考えている。

#### ② 改善すべき事項

教員の個人レベルでの自己点検・評価活動は、現在のところ、FD推進活動の一環として行われている学生による授業評価に対する改善・充実のためのコメントのみである。今後は、教員個人レベルでの自己点検・評価も行って、より質的な改善・向上を図っていく必要があるものと思われる。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

本学の「内部質保証を図るための大学運営システム」については、新しく構築したばかりであるので、日常的にPDCAサイクルが機能して実際に改善・改革に繋がるようにさらに教職員の意識向上を図っていくことにしている。

#### ② 改善すべき事項

教員の個人レベルでの自己点検・評価活動としては、例えば、それぞれの授業科目の到達目標に対する学生の具体的な達成状況等を調べて点検・評価するなど、それぞれの学科で方法論も含めて検討していきたいと考えている。

### 4. 根拠資料

- 10-1 書類閲覧規程
- 10-2 至学館大学短期大学部自己啓発委員会規程（既出 資料1-6）
- 10-3 至学館大学短期大学部自己点検・評価実施委員会規程（既出 資料1-6）
- 10-4 至学館大学短期大学部の内部質保証を図るための大学運営システム（既出 資料1-6）
- 10-5 学校法人至学館就業規則（既出 資料9(1)-16）
- 10-6 至学館大学および至学館大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（研究費等の運営・管理体制図）（既出 資料7-14）
- 10-7 至学館大学および至学館大学短期大学部内部監査実施細則（既出 資料9(2)-11）
- 10-8 至学館大学大学院・至学館大学・至学館大学短期大学部個人情報保護に関する規則
- 10-9 「ヒトを対象とする研究」に関する倫理規程／動物実験規程（既出 資料7-12）

## 第11章 特色ある取り組み

### 1. 現状の説明

体育学科では、地域貢献の一環として市民の健康づくりをサポートする「健康運動教室」を実施している（資料11-1）。

この取り組みは、平成21年度はフィットネス教室、平成22～24年度は「健康づくり教室」という名称で実施されてきた。平成25年度からは地元大府市との包括協定事業の一環として位置づけた。平成25年度からは、名称を「健康運動教室～至学館大学短大生と共に～」とし、学生が主体となり企画・運営を行うことを強調している。この教室を通して、地域住民は健康に関する正しい知識と具体的な運動指導を受けることにより、生涯スポーツへの認識を深める機会となり、また、学生は地域住民との交流を深めながら運動指導の実践力を高める機会となっている。つまり、学生にとっては具体的な指導や実践力を地域住民と交流する中で高めるといって「体験型教育」として役立っている。

「健康運動教室」は、10月から毎週1回、延べ10～11回にわたり行われており、第2年次の必修科目である「体育学演習」の授業の一環として行っている。各ゼミは1回以上この教室の企画・運営を担当し、地域住民への運動やスポーツ・レクリエーション等の実践指導を行う。平成25年度は、11回の教室に学生140名が参加し、また延べ250名の地域住民が参加した。

この取り組みの特徴は、第1に、授業として取り入れることで第2年次生全員が組織的に参加すること、第2に、市や地域の公民館との連携によって、参加者を組織的に募る体制が整えられていること、第3に、企画・運営を学生自らが実施することによって、地域住民との主体的な交流の機会となっていること、の3点である。

本学科に進学してきた学生は、スポーツや運動に深い興味・関心があり、多くの学生が就職先の選択においてもスポーツや運動のインストラクターを志向している。したがって、地域住民を対象とした運動指導を実際に体験することで、実社会と学生の接点が増え、職業に対するイメージを深めるキャリア教育の充実・発展にもつながっている。

また、各回の教室実施後、参加者に対して実施内容に関する満足度調査を行い、結果を学生・教員間で共有している（資料11-2）。さらに、本学HP上で教室開催の様子を発信している（資料11-3）。

### 2. 点検・評価

#### ① 効果が上がっている事項

健康運動教室を実施することによって、以下のような効果が上がっている。

1) 学生が企画・運営する健康運動教室は、「運動生理学」、「トレーニング科学(I)」、「解剖生理学」、「フィットネスプログラム」、「体力測定・評価」などの授業科目で習得した専門知識を活かしての実践の場となっており、教育上の効果を高めている。さらに、より良い健康運動教室にするために、他のゼミが開催する健康運動教室を見学したり、ゼミ間で課題や問題点を共有したりするといった学生間の交流も高まっている。

2) 健康運動教室終了後に毎回実施しているアンケート調査では、ほぼ90%の人が「満足」又は「とても満足」と回答している（平成25年度）ことから、地域住民に対しても十分に役立っているものと評価できる。

## ② 改善すべき事項

現在、健康運動教室は2年次の後期に実施しているため、卒業研究と重なって教室の準備に十分な時間をかけられないゼミが見受けられる。指導技術等を含めて、より高いレベルの教室を開催するためには準備時間の確保が課題である。

また、本教室への参加者をさらに増やすために、講座内容とともに本学HPの充実を図る必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

健康運動教室は、学生の実践指導の機会として効果を上げているが、活動プログラムの内容が前年度の踏襲になりがちになるため、より一層の内容充実を図るとともに新規プログラムの開発等も含めてさらに検討していくことにしている。

### ② 改善すべき事項

健康運動教室のための準備時間の確保については、平成26年度中に学科で検討し、平成27年度から具体策が実施できるようにする。

現在、健康運動教室への募集活動は、市の広報誌を通じて本学が位置する市内全域を対象として行っているが、今後より活発な地域交流・社会貢献を推進するために、本学HPの充実も含めてより一層の広報活動を強化する方針である。

## 4. 根拠資料

- 11-1 健康運動教室のスケジュール表（平成25年度～平成21年度）
- 11-2 平成25年度満足度調査結果
- 11-3 本学HP掲載の「健康運動教室」、「シニアの健康づくり講習会」

（既出 資料8-5）

## 終 章

### 1. 理念・目的、教育目標の短期大学全体の達成状況

本学では、平成20年度の第1回目の認証評価を機に、短期大学の理念・目的や教学組織等の適切性についての徹底的な検証を行った。その結果、平成22年度に教育理念及び教育目標の明確化とそれに伴う大学の名称変更、男女共学化等の抜本的な改革を行い、現在の体育学科学科とアスレティックトレーナー専攻の1専攻科からなる単科大学として再スタートしたところである。

新しく整備した大学の理念・目的及び教育目標等の達成状況についての検証は、現状ではまだ不十分であるが、男子学生を含めた志願者数の増加や専門を活かしての就職及び専攻科や併設の至学館大学への進学者数の増加等からみて、概ね達成できているものと思われる。

本学ではこの間、大学の教育理念・目標に基づく学位授与（修了認定）方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）及び内部質保証システム等についても整備し、教育の質向上への取り組みを開始している。

今回の自己点検・評価の結果を項目ごとに要約すると以下のとおりである。

#### 《理念・目的及び教育目標》

平成22年度の改革を機に、本学園の建学の理念を新たに『人間力の涵養』として引き継ぎ、短期大学の教育理念を『人間力の形成』とした。本学における『人間力』とは、「健康力」、「知的視力」、「社会力」、「自己形成力」及び「当事者力」の5つの力で構成されるものと定義し、これら5つの力を乗じ、総合的に応用・展開することができてはじめて真の人間力であるものとする。すなわち、『真理と正義にもとづく価値観と倫理観をもち、広い視野と科学的な知識にもとづいた自己実現と人々の幸福のために寄与・貢献できる人間力の形成』である。具体的な教育目標は、『主体的な発想のもと、心身ともに健全でたくましく、「生きる力」、「行動力」、「仲間愛」に溢れ、そして諦めないで何ごとにも「チャレンジする精神」をもった学生をひとりでも多く育てる』ことである。

また、体育学科の教育目標は、『豊かな人間性ととともに、体育及びスポーツ・運動の指導者としての専門的な知識と実践力を身につけ、人々の健康実現に寄与・貢献できる人間力の育成』である。

専攻科の教育目標は、『豊かな人間性ととともに、アスレティックトレーナーに関する高度な専門知識と実践力を身につけ、人々の健康実現に寄与・貢献できる人間力の育成』である。

これらの理念・目標等については、学則、教学の手引、大学案内や本学HP等に掲載して学生その他に周知するとともに、広く社会に公表しており、概ね適切であると考えている。

#### 《教育研究組織》

本学は、体育学科1学科とアスレティックトレーナー専攻の1専攻科からなる単科大学であるが、施設・設備その他の面で併設大学と有機的な連携を図りながら教学運営を行っている。

体育学科の入学定員は120人、専攻科の入学定員は36人と極めて小規模の大学である。

これは、本学のこれまでの伝統と実績を活かしながら、社会的なニーズを踏まえてより個性化・特色化を図っていくために平成22年度に再構築されたものであり、本学の教育理念と学科の教育目標を具現化していくための教育研究組織としては概ね適切であるものと考えている。

### 《教員・教員組織》

本学の教育理念や教育目標に基づく学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を確実に具現化するためには、教員が最も重要な主体である。したがって、本学教員に対しては、大学の教育理念・目標とともに、体育学科及び専攻科の教育目標を十分に理解した上で教育と研究に専心し、学生への愛情と優れた教育力を持つ人間性豊かな教員であることを求めている。

教員組織の編成に当たっては、①短期大学設置基準その他、資格授与等に係る法令上で必要な専任教員数を充足する、②主要授業科目（必修科目）についてはできるだけ教授又は准教授が担当する、③年齢構成や男女比のバランスについても考慮する、という方針の基に計画的に整備・充実されており、概ね適切である。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在や、教授、准教授、助教及び助手の職務（役割）分担とそれぞれの連携協力による組織的な教学運営の推進についても関連規程に明確に規定されており、実際にこれに基づいて教学運営が行われている。

また、本学と併設大学との間では、各教員の専門性を活かして相互に連携・補完しながら教育・研究を行うことによって双方の教育の質の向上に繋げている。

### 《教育内容・方法・成果》

#### ・ 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

本学では、平成24年度における「自己啓発委員会」の重点課題として、教育理念・目標に基づいた学位授与（修了認定）、教育課程の編成・実施及び学生の受け入れに係る三つの方針を明確にするとともに、それらの方針に則した教育研究の実践状況とその成果についての自己点検・評価を行い、更なる改善・向上に資するという目標を掲げて取り組んできた。

今回明確にした学位授与（修了認定）方針と教育課程の編成・実施方針は、本学の理念・目標とともに学科や専攻科の教育目標を具現化するためのものであり、いずれも整合性があるものと考えている。

なお、これらの学位授与（修了認定）方針と教育課程の編成・実施方針については、平成25年度に小冊子（配付用）を作成し、教学の手引や本学HP上にも掲載して大学構成員、その他に広く周知・徹底を図っている。

#### ・ 教育課程・教育内容

本学の教育課程は、大学の教育理念・目標の基に定めた学科や専攻科の教育目標と学位授与（修了認定）方針を具現化するために必要な授業科目を教育課程の編成・実施方針に基づいて講義、演習、実習及び実技科目に分け、順次性をもって体系的に編成している。

現代教養科目は、「基礎技能」科目区分と「基礎教養」科目区分から編成されており、第1年次から第2年次にバランスよく配置している。

専門教育科目は、体育学・運動学・健康体力学を柱として順次性をもって体系的に配置している。すなわち、体育及びスポーツ・運動に関する興味、関心を高めるための基礎科目をでき

るだけ1年次に配置し、また、講義科目による専門知識の習得と並行して、それぞれの指導法や技能、実践力を身につけることができるように、豊富な実技・実習科目を開設しており、概ね適切であるものと考えている。

#### ・ 教育方法

単位の計算方法や1年間の授業期間数等は短期大学設置基準に準拠しており、各授業科目の授業形態も、内容によって講義、演習、実習及び実技等を適宜組み合わせて適切に実施している。年間の履修科目登録の上限は49単位に設定しており、春のオリエンテーションや各学年のゼミ形式の授業の中で、資格取得等、それぞれの学生の希望を尊重しながら上限内で履修するように履修指導を行っている。シラバスについては、平成26年度より学位授与方針や教育課程の編成・実施方針に沿った「授業のねらい」と各授業の「到達目標」を記載し、成績評価の方法と基準についても到達目標に沿って、より明確に記載されており、概ね適切であるものと考えられる。

授業科目の成績評価と単位認定についても、学則及び教学に関する規程に明示されており、適切に行われている。また、入学前の既修得単位や入学後における他大学での修得単位についてもその取扱いについて学則に規定されており、適切であるものと思われる。

授業の内容及び方法等の改善を図るための組織的な研修は、主にFD推進委員会が主催する大学・短大合同のFD勉強会で行われており、かなり成果を上げつつある。

#### ・ 成果

体育学科では、学修成果をこれまで卒業研究と卒業後の進路状況等によって評価してきたが、平成25年度からは「学修成果に関する総合アンケート」を試験的に加え、3つの指標から総合的に評価するようにした。その結果、教育目標は概ね達成できているものと思われるが、特に、学科の専門（教育）を活かした就職率の高さや、専攻科或いは併設大学への進学等を希望する学生数の多さや合格率の高さについては高く評価している。

専攻科についても、専門性を活かした仕事に就いた者や、将来における明確な意識づけとともに、さらに進学する者が大半を占めていることから、教育目標は概ね達成できているものと評価している。

教育成果に関して、日常的な学修成果については体育学科及び専攻科が中心になって、また、教育目標や学位授与要件等の達成度に関しては、「自己啓発委員会」が責任主体となって検証を行っており、具体的な教育内容・方法の改善に繋げる方策も概ね適切であるものと考えられる。

体育学科の卒業認定（学位授与）や専攻科の修了認定に関しても、学則その他の諸規程に基づいて厳正に行われており、概ね適切であるものと考えられる。

#### 《学生の受け入れ》

本学では、教育理念・目標を理解した上で、体育学科及び専攻科の教育目標に賛同し、強い志と目的意識を持った学生を受け入れるために体育学科及び専攻科毎に「学生の受け入れ方針」を明示しており、学生募集や入学者選抜試験はこれに基づいて公正かつ厳正に実施されている。

定員の管理で一番重要となるのは入学者の適切な管理であるが、合格者数の決定に際しては、入学定員の超過あるいは未充足が生じないよう、前年度までの状況を勘案しながら入試管理委

員会で慎重に検討して原案を作成し、教授会で最終決定を行っている。それでも、入学手続き数の読み違い等により、学科によっては入学定員に対する入学手続き者の過不足が生じてしまう場合がある。

### 《学生支援》

本学では、学生が学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように「多様な学生の要請に対応し、学習・生活・相談等の支援サービス機能の向上を図り、指導体制の整備と組織的・総合的な学生支援を推進する」という基本方針を定めて学生支援を行っている。そのため、本学では学生委員会及び進路支援委員会、スポーツ委員会、大学祭運営委員会等において学生の修学や生活支援及び進路支援に関するきめ細かな指導を行っている。

修学のための経済的支援については、日本学生支援機構による奨学金の利用のほか、本学独自の奨学金制度を設けて対応しており、概ね適切である。

生活支援としては、充実した学生生活を送れるように、①学生の定期健康診断に基づく健康指導やケガ・病気への応急対応、②専門のカウンセラーを配置した学生相談室の整備・充実、③学生寮(女子専用)や大学周辺の下宿・アパートに住んでいる学生に対する安全指導や助言、④教育後援会や同窓会との連携強化による経済的な支援など、学生委員会と事務局学生課が連携して学生とのコミュニケーションが図りやすい環境を整えながら様々な問題に取り組んでいる。また、セクシュアルハラスメントについては、防止委員会に関する規程、相談窓口に関する規程及び調査委員会に関する規程等を整備して対応している。

課外活動に対する支援としては、併設の至学館大学の健康科学研究所の事業と連携した「アスリートサポートシステム」があり、課外活動の支援体制をとっている。アスリートサポートシステムとは、医療部門・アスレティックトレーナー部門・栄養部門、メンタルマネジメント部門・バイオメカニクス部門・フィジカルフィットネス部門の6つの部門からアスリートを強力にバックアップする支援機能である(併設の大学と本学の専任教員を含めて、内科医2名、整形外科医1名、アスレティックトレーナー資格を有する教員3名及びスポーツ栄養士の資格を有する教員で構成)。

進路支援としては、本学の教育理念である「人間力の形成」を踏まえ、学生自らが主体的に行動する機会を数多く設け、そして諦めないで何ごとにも「チャレンジする精神」を持たせながら、自己実現を支援するという考えの基に様々な指導・支援を行っている。

その際、「就職」という一元的な見方でなく、将来の「進路」全般を見据えながら、①「学生の自己発見・自己適正等の開発支援」、②「学生の適性・希望を考慮した将来に対する進路支援」、③「自分に合った職業に就くための就職活動支援」、④「社会で活躍できる人物育成支援」の4つを柱として、1年次から将来を見据えたキャリアサポートを行っている。具体的には、大学への編入学指導、各種資格取得に関する指導、就職ガイダンスの実施と企業の紹介や企業説明会の実施などが挙げられ、初回の進路支援ガイダンスでは、就職のガイドブックである「MY CAREER NOTE」の配付を行い、学生の就職活動への意識づけを行っている。

進路支援に係る指導体制は、教職員で構成する進路支援委員会の下に様々なガイダンスを企画し、事務局の学生進路支援室及びゼミ担当教員が学生一人ひとりに対してきめ細かく指導に当たっている。

## 《教育研究等環境》

本学では、体育学科及び専攻科の教育目標を具現化するため、「学生の修学活動に必要な教育環境の整備を優先して管理・運営を行うこと」を基本方針とし、様々な教育・研究設備や機器等を整備するとともに、学生が安全に快適な環境の中で教育を受け、また、教員がより効率的に教育と研究ができるように教育研究環境の整備を進めている。

本学の校地・校舎は、いずれも短期大学設置基準を満たしており、図書館や運動場、体育館（スポーツ・サイエンス・センター）のほか、野球場・多目的グラウンド等も整備されている（併設大学と共用）。

図書、雑誌については、併設の大学と合わせて約17万3千冊（視聴覚資料を含む。）を収集しており、現状ではほぼ充実しているものと考えている。

図書館の情報検索設備としては、蔵書はOPAC で学内外を問わずインターネットを利用して24時間検索が可能となっている。また、平成23年度に図書館システムのリプレースを行い、OPAC上でシームレスに国立国会図書館蔵書、CiNii、Webcat Plus 等データ・ベースの検索を同時に行うことができるようになった。さらに、Knowledge Worker の導入により、British Library が所蔵する主要雑誌500万タイトルのコンテンツが検索可能であり、和・洋書の出版情報の検索や教育研究図書の購入依頼手続きが研究室で行えるようになっている。国内外の教育研究機関に対しては、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所（National Institute of Informatics）の運営するシステムを通じて相互協力を行っている。

本学では、専任教員に対して研究室を用意するほか、教員研究費（教授40万円、准教授40万円、助教40万円、助手20万円）を支給している。

さらに、本学では倫理審査委員会並びに動物実験委員会を設置し、「ヒトを対象とする研究に関する倫理規程」と「動物実験規程」を整備して厳密な倫理審査を行っている。

## 《社会連携・社会貢献》

本学では、「地域に根ざした、市民から信頼される大学を目指して、教育・研究や地域貢献活動を推進し、地域社会との連携・協力を図る」ことを基本方針としている。

また、産学官等との連携に当たっては、「国、各地方自治体、学校、地域の研究機関、民間企業、NPO や市民団体と共同して多様な社会活動を行い、産学官民等の連携を推進すること」を基本方針としている。

具体的には、1. 大学の所在地である大府市との間での、①教育、文化及びスポーツの振興、②生涯学習の推進、③人材の育成、④健康づくり、等を目的とした包括協定、2. かりやヘルスアップ大学の開催、3. 大府市民対象「シニアの健康づくり講習会」及び「健康運動教室」の開催、等である。

## 《管理運営・財務》

本学の組織及び運営機構は、「至学館大学・至学館大学短期大学部 組織・運営規則」に定められており、各組織が有機的に連携して意思決定を行いながら運営されている。

本学の管理運営においては、学長を最高責任者として、また、副学長は学長の職務を補佐する者として任命されており、短期大学部全体については短期大学部長が、体育学科では学科長が、専攻科では専攻科長がそれぞれの所管事項を掌理し所属教員を統括している。なお、事務

組織においては、経営管理局長が法人事務と大学及び短期大学部の事務を掌理し、所属職員を統括している。

大学の最高意思決定機関としては教授会があるが、本学の教授会は、教授のみでなく准教授や助教もその構成員となっている。また、経営管理局長をはじめとする経営管理局の各部署の管理職もその構成員として位置づけられており、教員と職員の合議体の機能を有している。

法人組織（理事会等）は、「学校法人至学館寄附行為」に基づいて運営されており、現在、本法人の理事会の構成は7名の理事と2名の監事で構成されている。評議員会については、評議員15名で構成されている。こうした役員等の構成の下、学校法人至学館の業務の円滑な運営を図るため、「学校法人至学館役員の職務に関する内規」に役員（理事及び監事）の権限及び職務について規定し、責任体制を明確にしている。なお、理事長は本学の学長を兼務していることから、教学組織と理事会の連携協力関係は極めて良好であると同時に、理事会と教学組織の機能分担や教学組織への権限委譲も適正に行われている。

経営管理局長は、法人の事務にあつては理事長の、至学館大学短期大学部の所掌事務については学長の監督の下に経営管理局の事務を掌理し、各部署における業務の連絡、調整を図るとともに所属職員を統括するという職責がある。経営管理局長の下に①管理部門と②学務部門、そして③経営管理局長の直轄部署と三分立し、前者2部門にはそれぞれ担当次長を配している。事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策として、現在、毎週1回の管理職会議を開催している。この管理職会議では、各部署で発生する重要案件や業務改善についての提案と審議を行い、方針の決定や問題点の抽出とその対応についての確認を行うとともに、情報の共有化を図りながら各部署間の連携・協力体制をとっている。

事務職員の採用及び異動、昇給・昇格等に関しては、「就業規則第5条～第10条」及び「事務職員人事考課規程」で整備されている。事務職員の人事考課については、平成25年度から「事務職員人事考課規程」を制定して実施している。

#### 《内部質保証》

本学における組織的な自己点検・評価は、「自己啓発委員会」と、その下部組織である「自己点検・評価実施委員会」を中心に行ってきたが、平成24年度に「自己啓発委員会規程」及び「自己点検・評価実施委員会規程」の全面的な改正を行い、現在はこの改正規程の下に実施している。主な改正点は、自己啓発委員会規程の中に外部有識者（大学運営＜教学＞、教育成果、財務・管理分野各1名）を加えた点検・評価に関する条項を加えたことと、自己点検・評価実施委員会規程では、その目的と任務及び年間スケジュールを明確にするとともに、新しく下部組織として9部門の点検・作業部会を設置して「計画・実施及び運用・点検・改善」のいわゆるPDCAサイクルに基づいて毎年度実施するという至学館大学短期大学部の「内部質保証を図るための大学運営システム」を構築したことである。

このように、本学では内部質保証を掌る組織の整備を行うとともに、その方針と手続きを明確にして自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げていくためのシステムを構築し、その活動が緒についたところであるが、現段階では概ね適切に機能しているものと考えている。

なお、大学構成員のコンプライアンス意識については、学園全体の管理・運営に当たって法令・寄附行為・就業規則・学則等を遵守して各業務が適正に行われるよう構成員に明示して徹底を図っている。また、全教職員の行動規範については、就業規則に明示し、初任者研修時に

周知・徹底している。

## 2. 優先的に取り組むべき課題

今回の自己点検・評価によって、効果が上がっている事項や改善すべき事項など、いろいろな点が明らかになってきたが、今後は、特に以下の点を優先課題として取り組んでいく。

- ・学修成果を測定するための一つの指標として実施した「学修成果に関する総合アンケート」の結果を基に、教育課程や教育内容等の適切性について学科で検証を行い、必要な改善・向上を図っていく。
- ・学年ごとの到達目標を設定し、その成果を測定するための具体的な指標と評価方法、評価基準を明確にして早急に実施する。
- ・学科や専攻科の学位授与方針や教育課程の編成・実施方針とシラバスとの関連、いわゆるカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを作成し、それぞれの方針に沿った授業が展開されているかどうかを検証する。
- ・専攻科の入学者数が入学定員を下回っていることへの対応。
- ・科学研究費補助金等、外部研究資金の確保について。
- ・人間力開発センターの機能強化とその推進について。

## 3. 今後の展望（課題）

現在の教育研究組織は、社会的ニーズとともに本学の教育理念・目標及び学科・専攻科の教育目標等を具現化するために再構築されたものである。

今後、本学が高等教育機関としての責務を果たしていくためには、さらに教育・研究条件の整備・充実を図りながら、より安定的な経営基盤を確立することが必要である。そのためには、併設の至学館大学も含めて学園として入学定員増や学部・学科増等のさらなる改革を進めていく必要があるものと考えている。

## 4. おわりに

このように、本学では内部質保証を掌る組織の整備を行うとともに、その方針と手続きを明確にして自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げていくための大学運営システムを構築し、その活動が緒についたところである。

なお、本学園は、平成27年に110周年を迎えるが、高等教育機関としての使命・目的を果たして社会的期待に応えていくためには、今回の点検・評価で明らかになった事項について速やかに対処するとともに、今後もお理念・目的・教育目標とそれらの達成状況等について常に検証を行い、必要な改善・改革を行っていかねばならないと決意している。

平成27（2015）年 4 月 1 日

至学館大学短期大学部 学 長

自己啓発委員会 委員長 谷 岡 郁 子

同 副委員長 江 藤 義 春